

令和4年度第1回四街道市環境審議会

令和5年2月2日(木) 14時30分から
市保健センター3階 第2会議室

会議次第

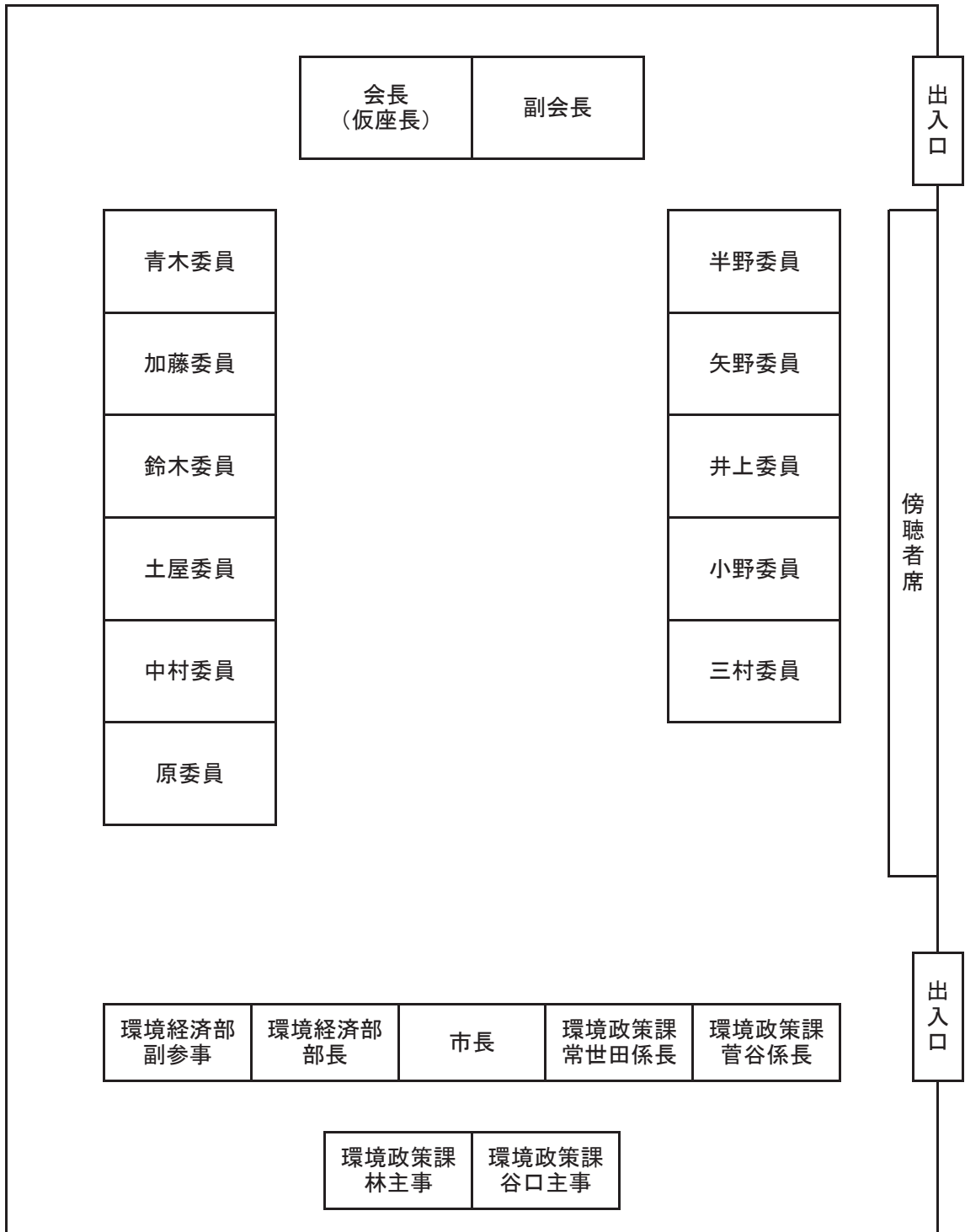
1. 開 会
2. 委 嘱 状 交 付
3. 四 街 道 市 長 あ い さ つ
4. 委 員 紹 介
5. 職 員 紹 介
6. 会 長 選 出
7. 会 長 あ い さ つ、副 会 長 指 名
8. 副 会 長 あ い さ つ
9. 諮 問
①四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について
10. 議 事
①四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について
11. そ の 他
12. 閉 会

席次表

令和4年度 第1回四街道市環境審議会

日時: 令和5年2月2日(木) 14時30分～

場所: 四街道市役所保健センター3階 第2会議室



四街道市環境審議会委員名簿

任期：令和4年11月18日～令和6年11月17日

区分	氏名	職業等	備考
学識経験者	青木 秀幸	NPO法人トージバ理事	
	加藤 和彦	千葉工業大学社会システム科学部教授	
	鈴木 純子	一般財団法人千葉県環境財団	
	土屋 裕	元千葉県環境生活部	
	中村 圭三	敬愛大学名誉教授	
	濱田 昌孝	四街道市食品衛生組合長	
	原 慶太郎	東京情報大学名誉教授	
	半野 勝正	公益財団法人印旛沼環境基金	
関係行政機関	矢野 秀和	印旛地域振興事務所地域環境保全課長	
市民代表	有賀 正彦	公募委員	
	井上 尚久	公募委員	
	小野 利恵	公募委員	
	松川 由次	公募委員	
	三村 幸弘	公募委員	

○四街道市環境審議会条例

平成3年3月28日

条例第5号

改正 平成6年3月28日条例第7号

(題名改称)

平成12年3月30日条例第12号

(設置)

第1条 市は、環境施策に関する事項を審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、四街道市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平6条例7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境保全に関する重要事項
- (2) 公害対策に関する重要事項
- (3) 環境施設（ごみ処理施設を除く。）に関する重要事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 8人以内
- (2) 関係行政機関職員 2人以内
- (3) 市民代表 5人以内

2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平12条例12・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者の中から、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、第2条に掲げる事務を遂行するため特に必要があるときは、関係者に必要な資料を提出させ、又は審議会に出席して説明することを求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。
- 4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
(四街道市環境整備対策審議会条例の廃止)
- 2 四街道市環境整備対策審議会条例(昭和59年四街道市条例第17号)は、廃止する。
(四街道市公害対策審議会条例の廃止)
- 3 四街道市公害対策審議会条例(昭和45年四街道市条例第37号)は、廃止する。

附 則(平成6年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の四街道市環境対策審議会設置条例第3条第1項の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の四街道市環境審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。
(四街道市公害防止条例の一部改正)
- 3 四街道市公害防止条例(昭和47年条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成12年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行により新たに委嘱される委員の任期は、この条例施行の際現に委員となっている者の残任期間と同様とする。

I 四街道市審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、法律又は条例の定めるところにより附属機関として設置されるもののほか、規則、要綱等に基づき設置される審議会、委員会、協議会等をいう。

3 会議の原則公開

審議会等の会議は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 当該会議において、四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「公開条例」という。）第8条第1項各号及び第2項の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料（公開条例第8条第1項各号及び第2項の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供するものとする。
- (4) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(2) 会議の開催の公表は、庁舎内への掲示を行うとともに、市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

(3) 会議開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続の方法その他必要な事項とする。

7 会議録の作成

(1) 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(2) 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

8 会議結果の公表

審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

9 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表しなければならない。

附 則

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

2023 年度～2030 年度

案

令和 5 年 3 月

四街道市

目 次

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 地球温暖化のメカニズムと現状.....	1
2. 国内外の地球温暖化対策の動向.....	8
第2章 計画の基本的事項.....	11
1. 計画の目的.....	11
2. 計画の位置づけ.....	11
3. 対象地域.....	12
4. 対象とする温室効果ガス.....	12
5. 計画期間、基準年度、目標値.....	13
6. 推進体制.....	14
7. 進行管理.....	14
第3章 二酸化炭素排出の現状.....	15
1. 二酸化炭素排出量の推計方法.....	15
2. 二酸化炭素排出の現状.....	16
3. 各部門からの二酸化炭素排出量.....	18
第4章 二酸化炭素排出量の削減目標.....	21
第5章 二酸化炭素排出量削減への各主体の取り組み.....	22
取組1 機器や建築物等の省エネ・省CO ₂ 化.....	22
取組2 省エネ行動・エコライフの実践.....	23
取組3 循環型社会の推進.....	24
取組4 低公害車の利用.....	25
取組5 自転車や公共交通機関等の利用.....	26
取組6 再生可能エネルギーの導入.....	27
取組7 緑化の推進や森林、農地の保全.....	28
取組8 環境意識の向上.....	29

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化のメカニズムと現状

(1) 地球温暖化のメカニズム

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。

現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、もし大気中に温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになるといわれています。

近年、人間の活動が活発になり、温室効果ガスが大量に放出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、地球の平均気温が上昇し始めています。この現象を地球温暖化といいます。

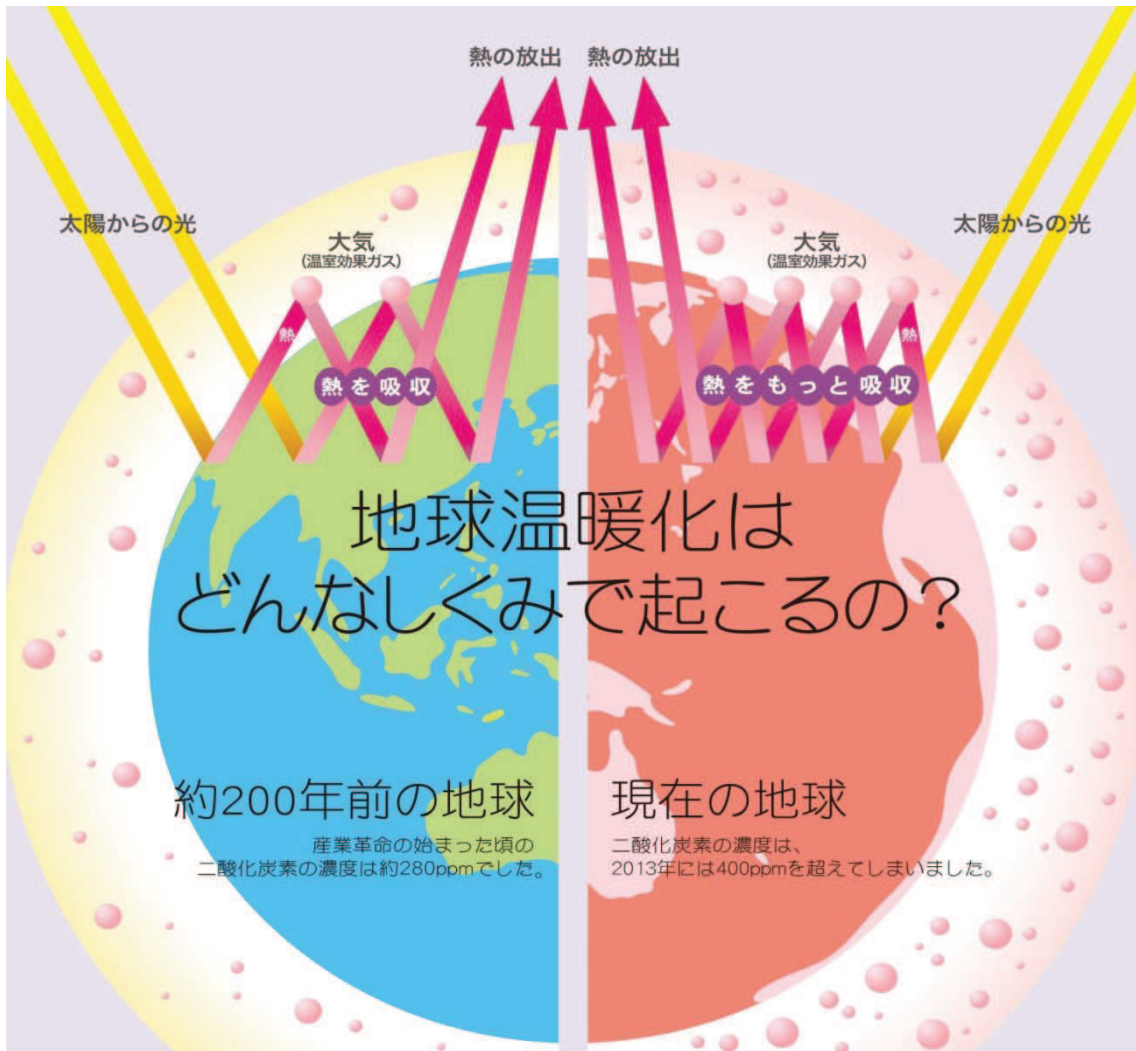


図1 地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

（2）世界の人口

2019年に国際連合が発表した人口予測では、世界の人口は2019年の77億人から2030年の85億人（10%増）へ、さらに2050年には97億人（26%増）、2100年には109億人（42%増）へと増えることが予測されています。

一般的に人口が増加すれば、消費活動や経済活動が拡大し、これらを支えるエネルギー消費も増加することから、温室効果ガスの排出量が増加することが予想されています。

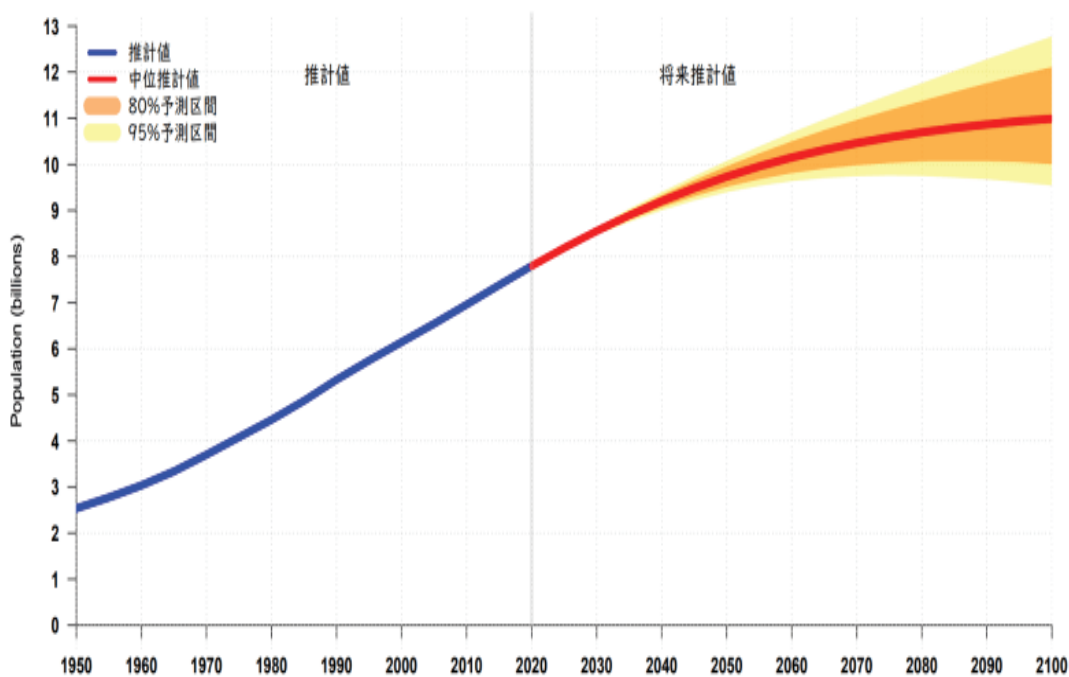


図2 世界の人口推計

出典：国際連合 世界人口推計 2019年版より

（3）世界の二酸化炭素排出状況

2019年における世界の二酸化炭素排出量は、約335億t-CO₂で、1990年における排出量の210億t-CO₂と比較すると、約1.6倍に増加しています。経済活動の拡大や生活水準の向上などによるエネルギー消費が増えたことが要因です。

また、日本は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで、世界で5番目に二酸化炭素排出量の多い国となっています。

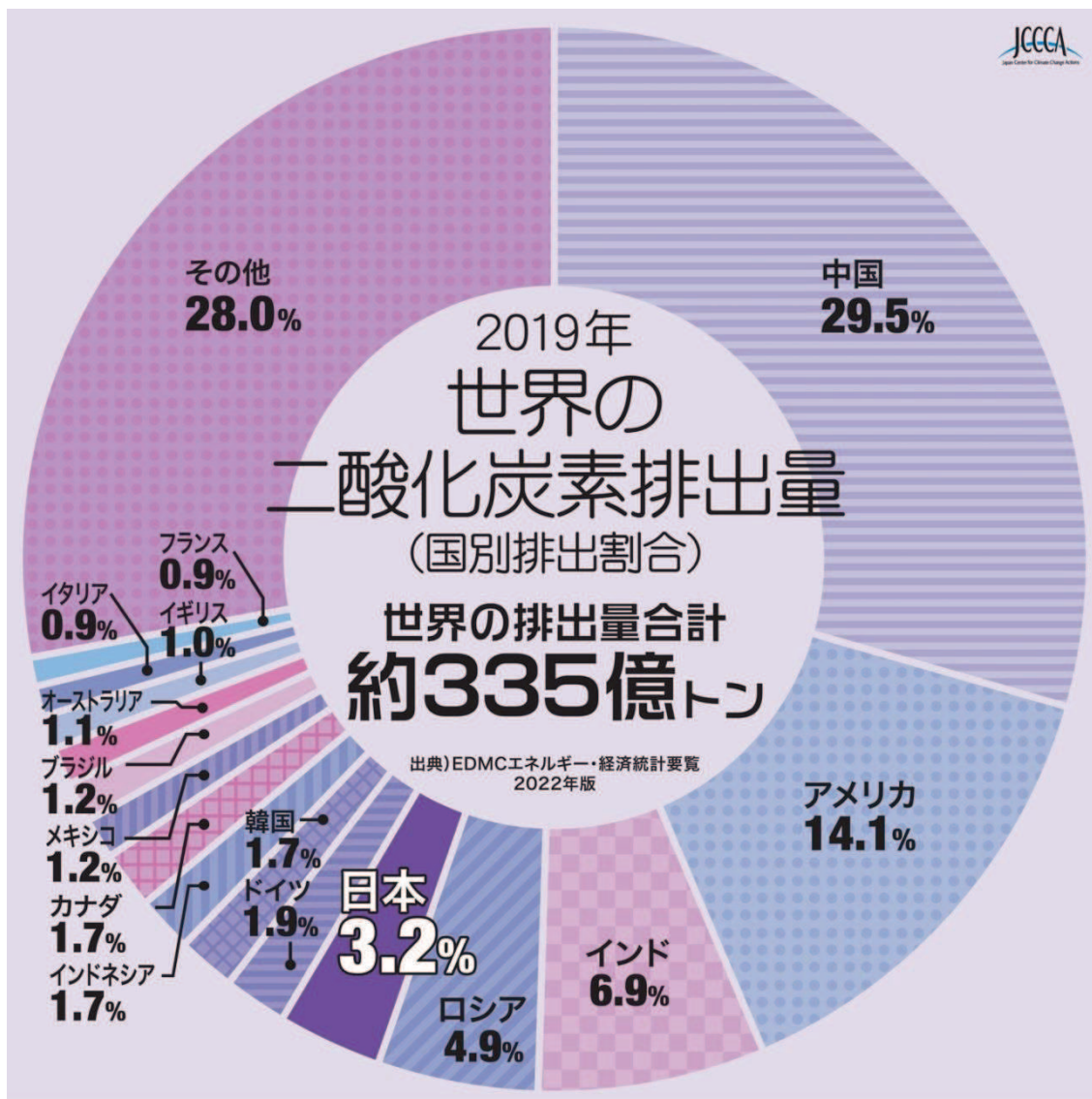


図3 世界の二酸化炭素排出量（2019年）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

（４）各国の1人あたりの二酸化炭素排出量

各国の1人あたりの二酸化炭素排出量をみると、日本は、8.4t/人でアメリカ、ロシア、韓国、に次いで、世界で4番目に多い国となっています。

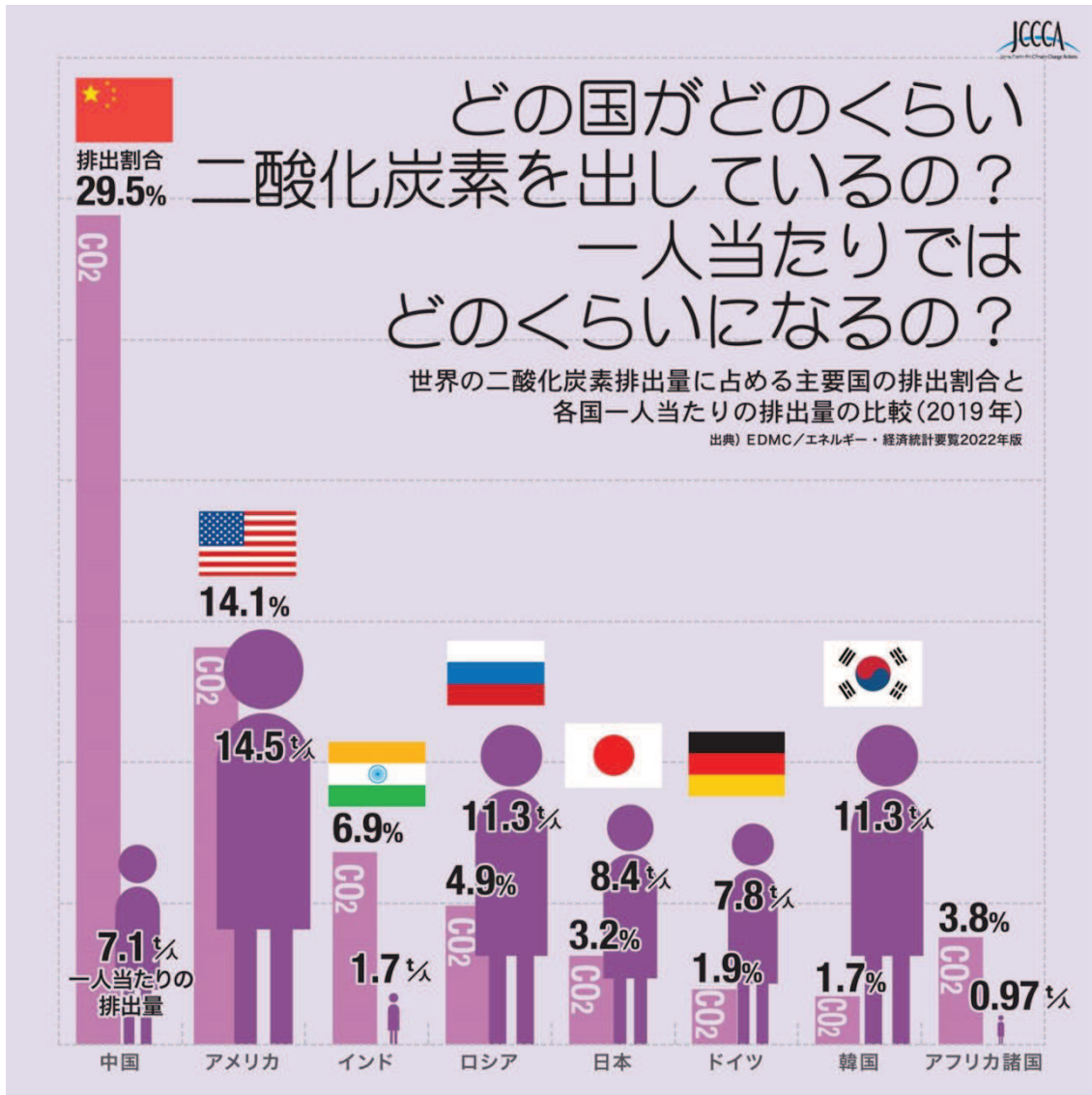


図4 各国一人あたりの排出量の比較（2019年）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

（5）日本の現状

①二酸化炭素排出状況

日本における 2020 年度の二酸化炭素排出量は 11 億 5,000 万 t-CO₂ で、排出量を算定し始めた 1990 年度以降で最少となっています。

また、排出量がピークであった 2013 年度と比べると 18.4%減少しており、同年以降 7 年連続で減少しています。

近年減少が続いている要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネの進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等）や、電力の低炭素化（再生可能エネルギーの導入拡大、原子力発電所再稼働）に伴う電力由来の CO₂ 排出量の減少等があげられます。

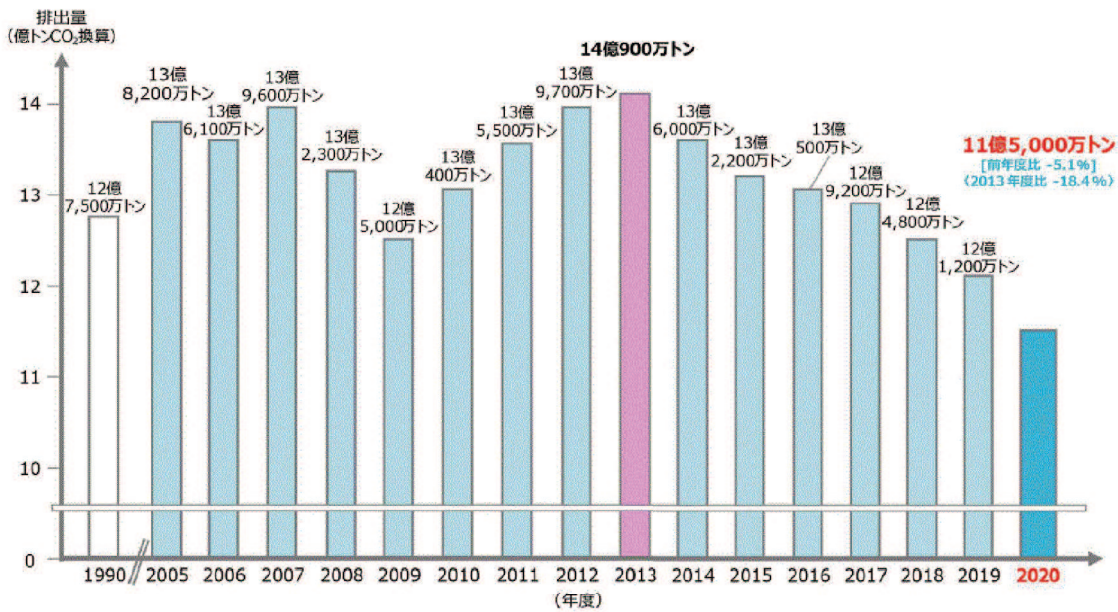


図 2 我が国の温室効果ガス総排出量（2020 年度確報値）

図 5 日本の二酸化炭素排出量の推移

出典：環境省「2020 年度(令和 2 年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」より

②気温の上昇

気象庁が公表している「日本の年平均気温偏差」のなかで、日本の平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.28℃上昇していることを明らかにしています。

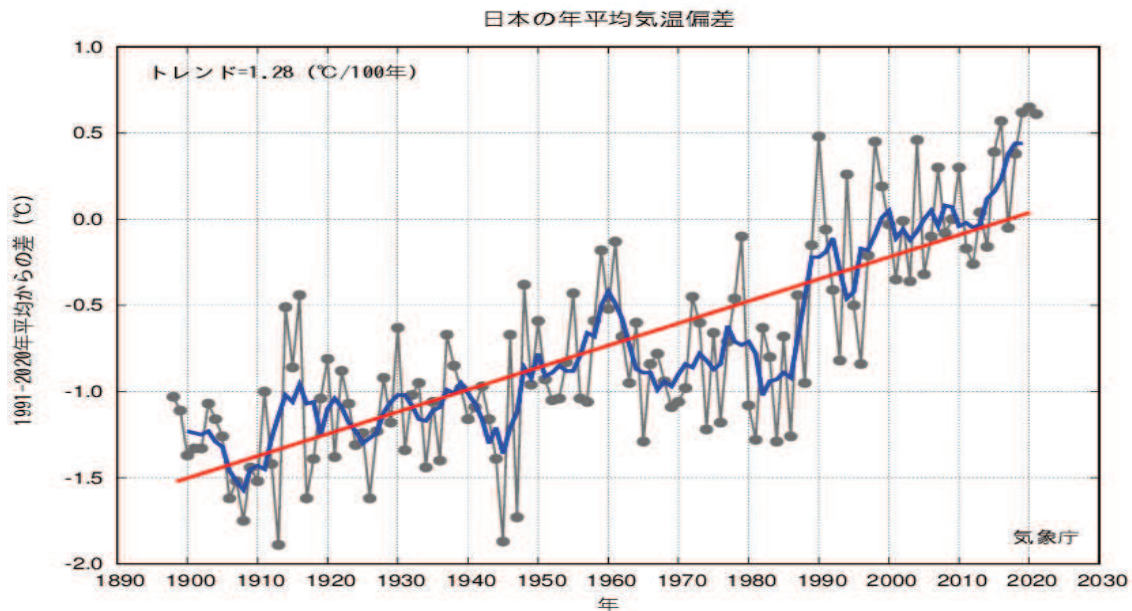


図6 日本の年平均気温偏差
出典：気象庁「日本の年平均気温偏差」より

（6）地球温暖化の影響

地球温暖化により気温が上昇すると、海面上昇のみならず、干ばつや豪雨などの異常気象の増加、砂漠化の進行、生態系の異変など、自然環境に大きな影響が及びます。

また、水資源や農業への影響による食糧危機、マラリアなどの伝染病や感染症の流行など、人間の生活環境にも様々な影響が及ぶことが懸念されています。

日本においても、気温上昇や降水量の増加、自然災害の増加、ブナ林の減少など生態系への影響拡大、農作物の品質低下、熱中症患者の増加などによる社会的・経済的な影響が予測されています。

そのため、今後は、気候変動リスクを低減し管理するための手段として、地球温暖化を緩和（温室効果ガスの排出削減）する対策をとりながら、地球温暖化に適応していくことが大変重要となっています。

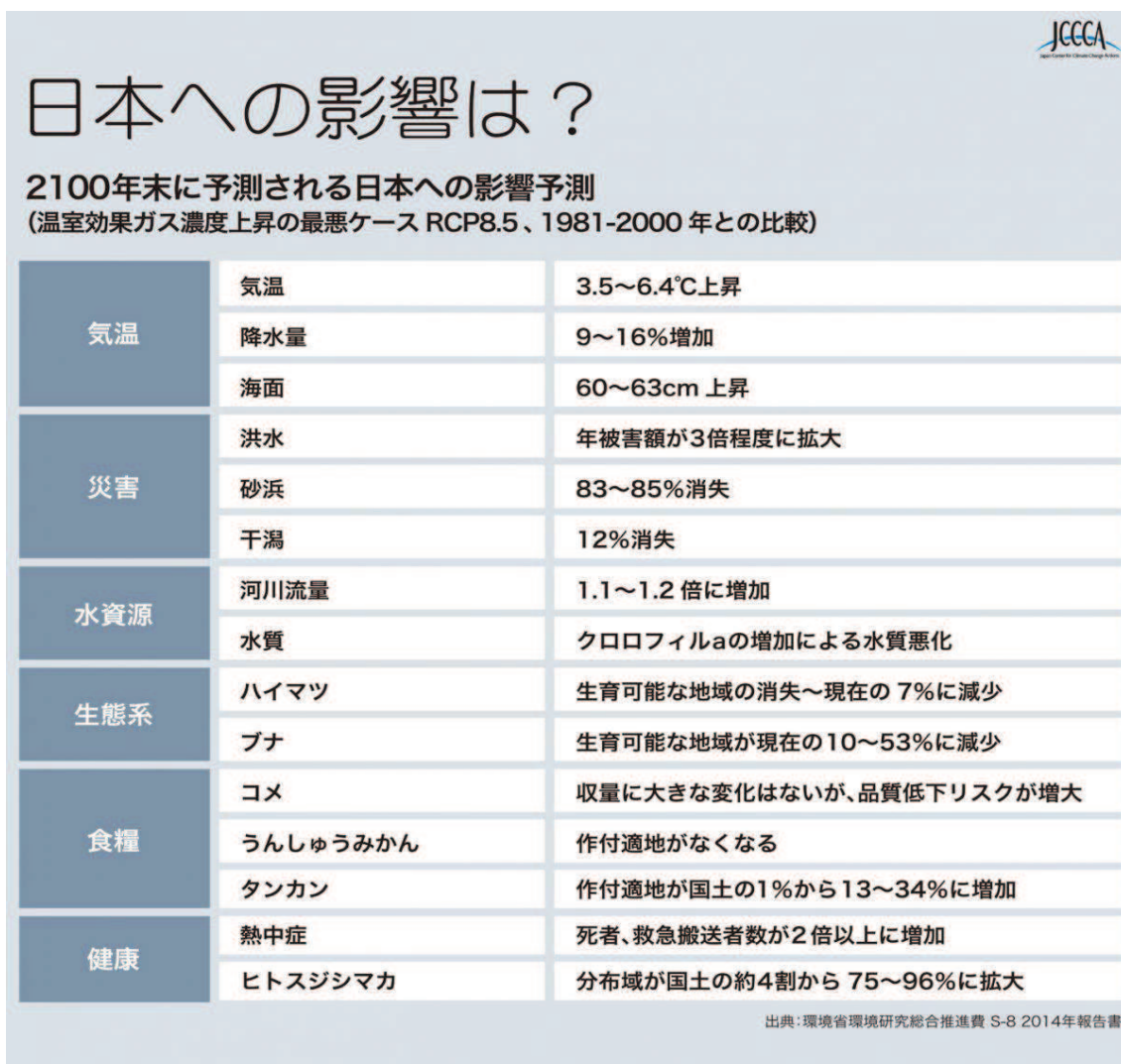


図7 地球温暖化日本への影響

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

2. 国内外の地球温暖化対策の動向

（1）国際的な動向

①パリ協定

2015年にフランス・パリで行われた第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55か国かつ世界の温室効果ガス総排出量の55%以上を占める国の批准という2つの要件を満たしたことから、2016年11月4日に発効し、日本も同年11月8日に批准しました。

世界共通の長期目標として、気温の上昇を産業革命以前より+2℃より低く抑える目標のみでなく、1.5℃以下に制限するよう努めることや、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに更新し提出することが求められています。

②持続可能な目標（SDGs）

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」の中核である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」は、17のゴールと169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

地球温暖化・気候変動対策との関わりが深いものとしては、ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」をはじめ、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール12「つくる責任 つかう責任」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」など、複数の目標が含まれています。



図8 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

出典：国際連合広報センター（<https://www.unic.or.jp/>）より

（２）国の動向

日本国内では、京都議定書の採択を受け、1998年に地球温暖化防止を目的とする世界初の法律である「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。また、温室効果ガス6%削減（1990年比）約束の確実な達成と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする「京都議定書目標達成計画」に基づく様々な取組を実施してきた結果、京都議定書第一約束期間（2008年～2012年）の平均で、8.4%削減を達成したことが発表されています。

2016年5月に策定された「地球温暖化対策計画」では、2030年度に向けた我が国の温室効果ガス排出削減目標が「2013年度比で26%削減」と定められました。また、長期的、戦略的な取組のなかで大幅な排出削減長期的目標として、2050年までに80%の排出削減を目指すことも示されました。

2020年10月の国会において当時の菅首相が、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル宣言」をしました。

2021年4月に、2030年度において、温室効果ガスを「2013年度比で46%削減」を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

2021年10月に、5年ぶりに「地球温暖化対策計画」が改訂されました。新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

（３）県の動向

千葉県では、京都議定書の採択を受け、2000年に「千葉県地球温暖化防止計画」を策定し、地球温暖化対策を進めてきました。当初は計画期間を2010年までとしていましたが、東日本大震災の影響で国の地球温暖化対策が見直されることになったため、計画期間を延長し、再生可能エネルギーの導入に注力するなど、必要な対策を進めてきました。

国が2016年5月に地球温暖化対策計画を策定したことを受け、千葉県においても2016年9月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、総合的な取り組みをしています。

（４）四街道市の動向

四街道市では、1998年3月に「四街道市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像である「資源循環型社会をめざした地球にやさしいまちづくり」の実現を目指して、地球温暖化対策を含む環境施策に取り組んできました。

2014年6月に策定した「第2次四街道市環境基本計画」では、長期目標として「次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち」を掲げ、省エネルギー建築の推進や省エネルギー設備の導入促進に取り組んでいます。2023年度（令和5年度）が計画最終年となるため、2024年度（令和6年度）にスタートさせる新たな環境基本計画の策定に向け、準備を進めています。

また、2020年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の抑制等のための実行計画「四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

2020年7月には、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

第2章 計画の基本的事項

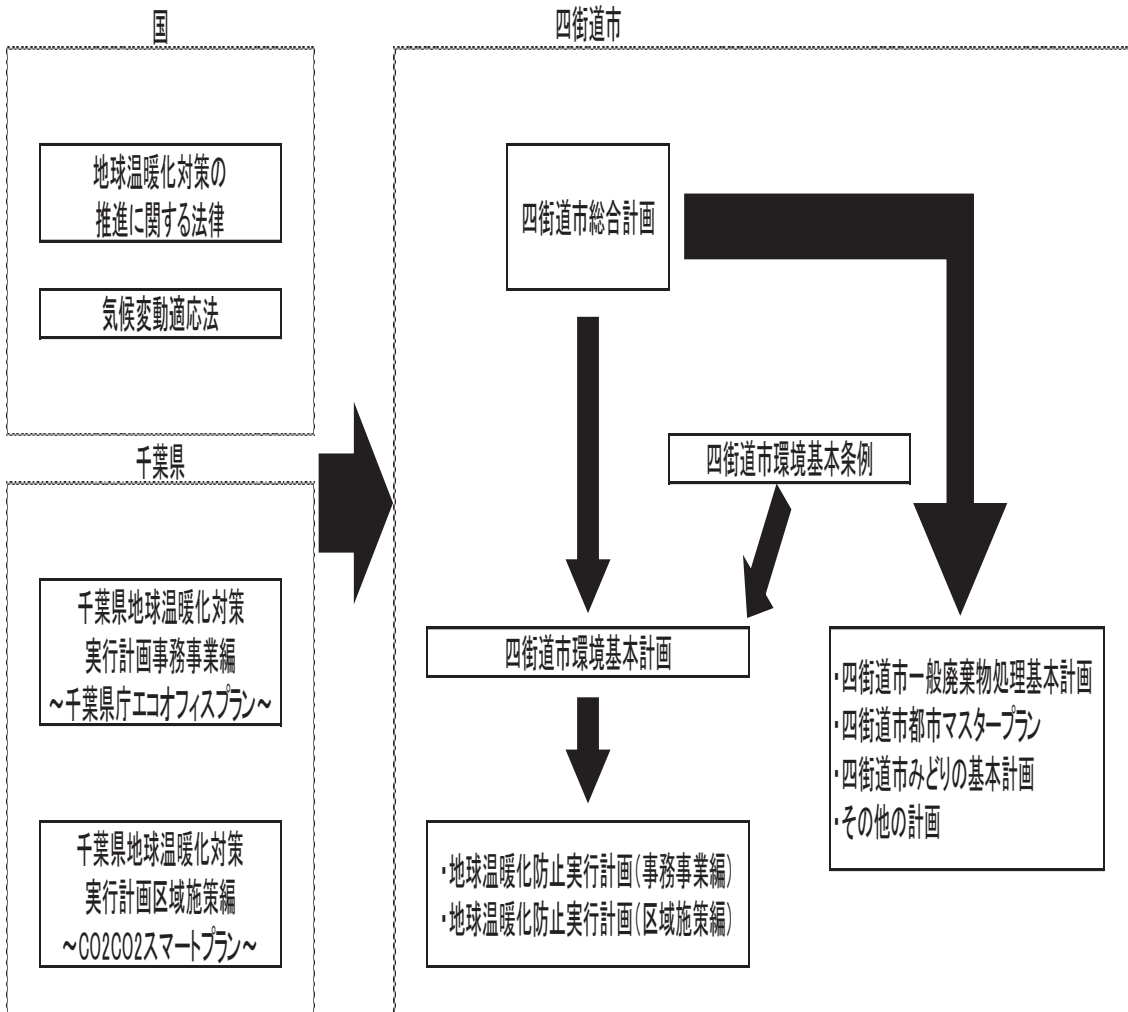
1. 計画の目的

本計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が総合的かつ計画的に取り組めるよう定めたものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項の規定により策定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」です。また、市の上位計画である「四街道市総合計画」「四街道市環境基本計画」を踏まえた市内全域の地球温暖化対策に関する個別計画です。

地球温暖化対策は分野横断的な取組を要することから、環境分野の個別実行計画や、各分野の諸計画との整合、連携を図ります。



3. 対象地域

本計画における対象地域は、市全域とします。

4. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で対象とされている温室効果ガスのうち、市民の暮らしや事業活動に最も密接に関連する、二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	○
メタン（CH ₄ ）	×
一酸化二窒素（N ₂ O）	×
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	×
パーフルオロカーボン（PFCs）	×
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	×
三ふっ化硫黄（NF ₃ ）	×

5. 計画期間、基準年度、目標値

(1) 計画期間、基準年度

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）の8年間とします。

ただし、計画の進捗状況、上位計画・関連計画の見直し、社会情勢、市の環境の変化などに応じて見直しを行います。

なお、本計画における基準年は国の基準年度に合わせて2013年度（平成25年度）とします。

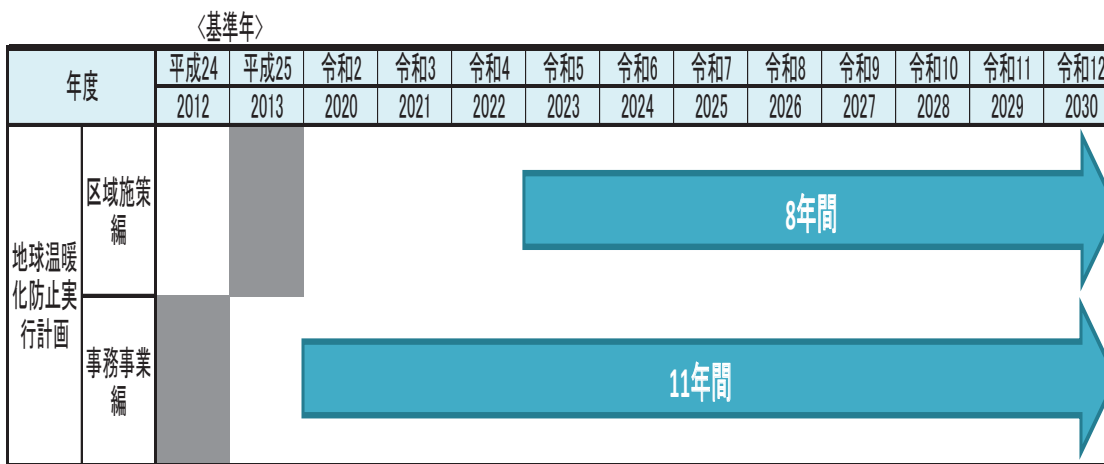
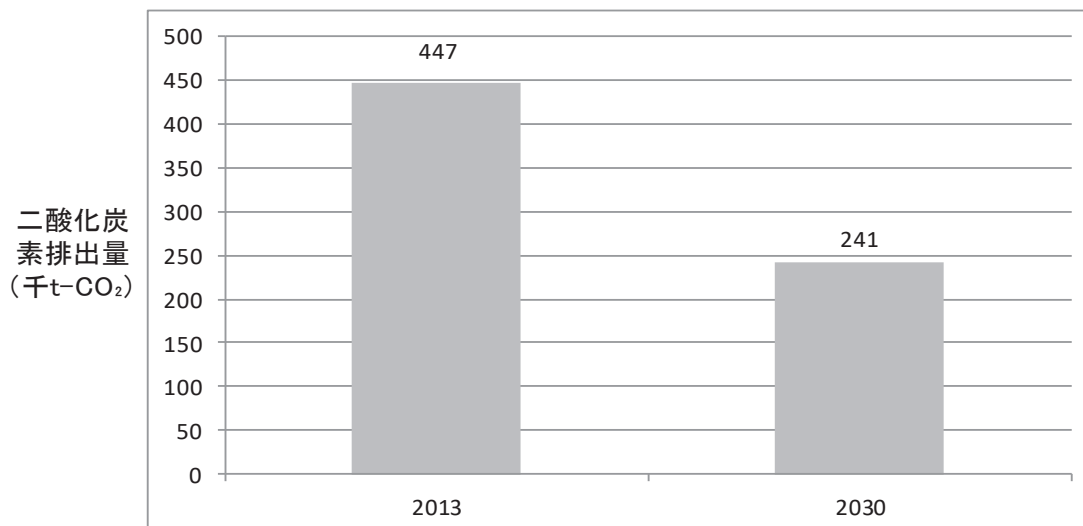


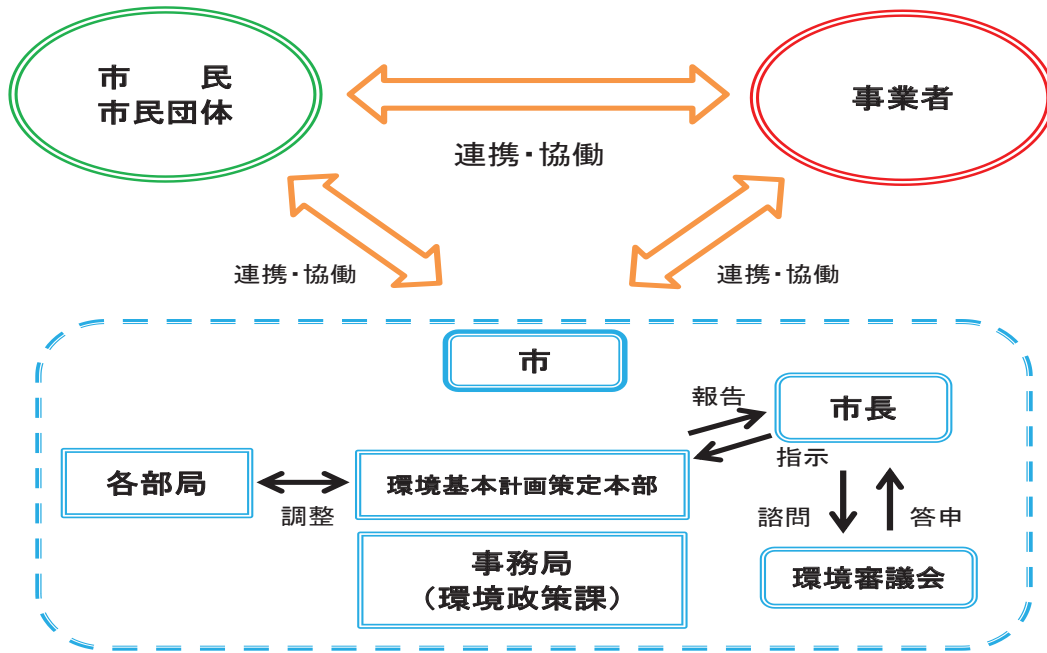
表2 本計画の計画期間

(2) 目標値

2030年度（令和12年度）までに46%削減

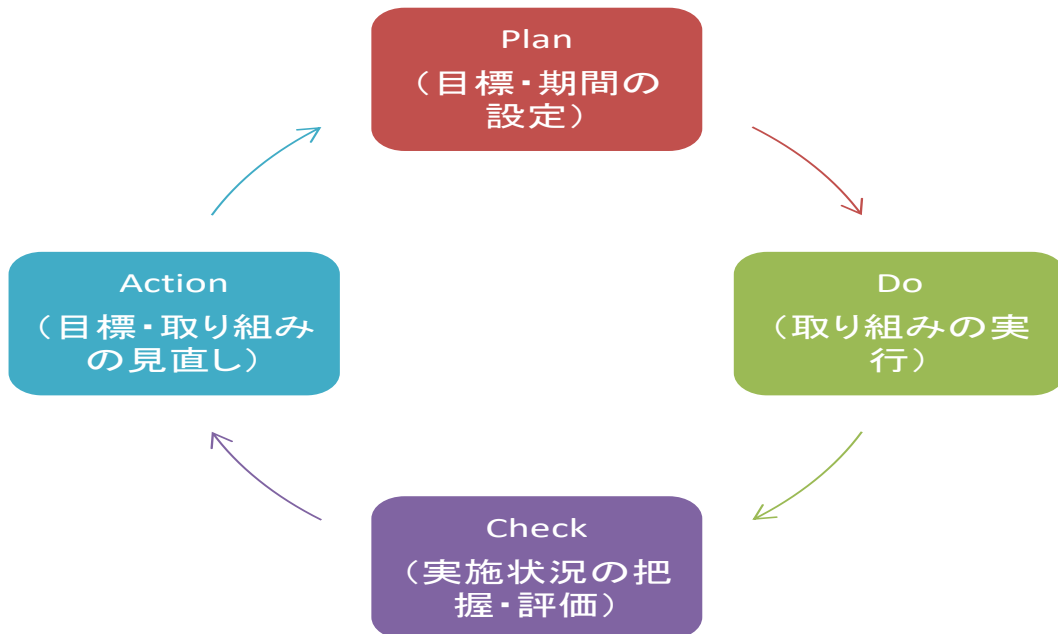


6. 推進体制



7. 進行管理

市民・事業者、関係団体との協働の下に、PDCAサイクルに基づいて、計画を着実に推進し、継続的に取り組みの改善を図ります。



第3章. 二酸化炭素排出の現状

1. 二酸化炭素排出量の推計方法

市内の二酸化炭素(CO₂)排出量の推計方法は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月環境省 大臣官房 環境計画課）」（以下、「環境省マニュアル」という。）に基づき下記のとおりとします。

■二酸化炭素排出量の推計方法

区分		推計方法	出典
産業部門	製造業	製造業中分類の二酸化炭素排出量（千葉県） ×製造業中分類の製造品出荷額等（四街道市） ／製造業中分類の製造品出荷額等（千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計
	建設業・鉱業	建設業二酸化炭素排出量（千葉県）×新設住宅着工戸数の合計（四街道市／千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・建築着工統計調査
	農林水産業	農林水産業全体の二酸化炭素排出量（千葉県） ×耕地面積（四街道市／千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・農林水産統計年報
業務その他部門		業務その他二酸化炭素排出量（千葉県）×床面積（四街道市／千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・固定資産税概要調書
家庭部門		家庭の二酸化炭素排出量（千葉県）×市内世帯数／県内世帯数	・都道府県別エネルギー消費統計調査 ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数
運輸部門	自動車	千葉県の車種別燃料消費量×市内車種別自動車保有台数／県内車種別自動車保有台数×燃料別排出係数	・自動車燃料消費量調査 ・千葉県統計書
	鉄道	（各鉄道会社の消費電力×各鉄道会社の市内営業キロ／各鉄道会社の全線営業キロ）×排出係数	・鉄道統計年報
廃棄物部門		プラ：一般廃棄物焼却処理量×（1－水分率）×プラスチック組成割合×排出係数 繊維くず：一般廃棄物焼却処理量×（1－水分率）×繊維くず割合×合成繊維割合×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査結果 ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.2）

2. 二酸化炭素排出の現状

四街道市の二酸化炭素排出量は、2019年度（令和元年度）において396千t-CO₂であり、基準年度である2013年度（平成25年度）における447千t-CO₂に比べて51千t-CO₂（11%）減少しました。2014年度（平成26年度）は、2013年度（平成25年度）と同様でしたが、2015年度（平成27年度）以降は、減少しています。

二酸化炭素排出量の経年変化

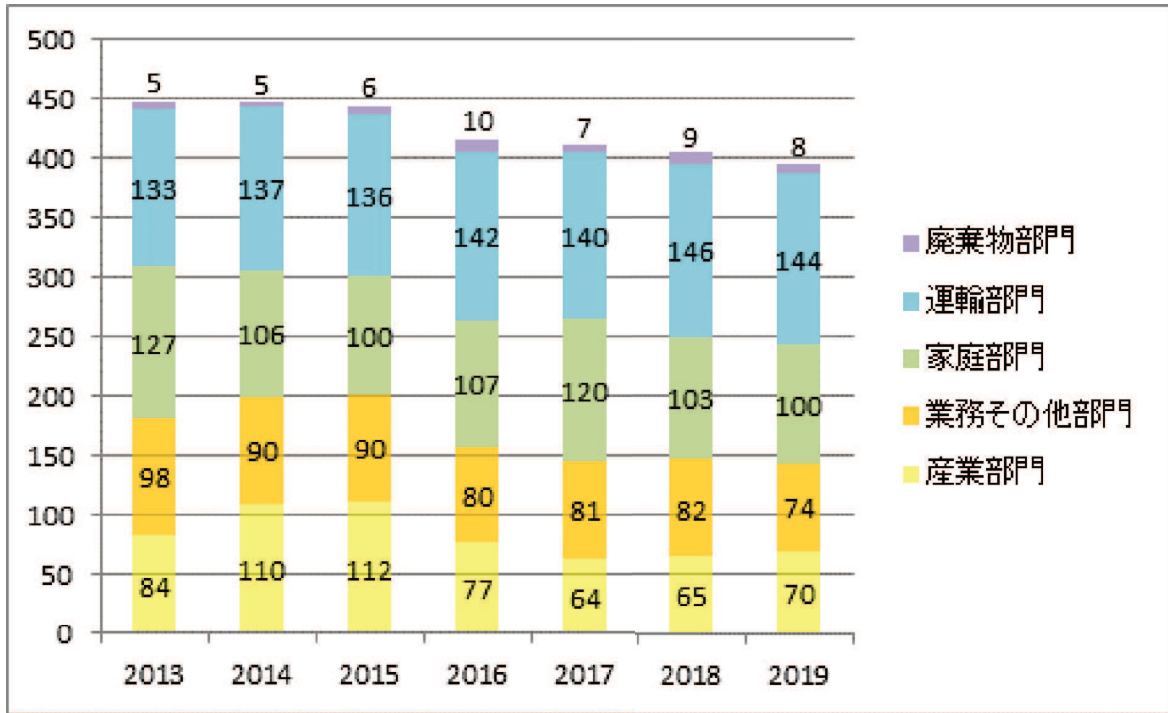
単位（千t-CO₂）

年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
産業部門	製造業	74	102	102	68	55	57	63
	建設業・鉱業	7	5	7	6	7	6	5
	農林水産業	2	2	2	3	2	2	2
小計		84	110	112	77	64	65	70
業務その他部門		98	90	90	80	81	82	74
家庭部門		127	106	100	107	120	103	100
運輸部門	自動車	131	135	134	140	139	144	142
	鉄道	2	2	2	2	2	2	2
	小計	133	137	136	142	140	146	144
廃棄物部門		5	5	6	10	7	9	8
二酸化炭素排出量		447	447	444	415	413	405	396

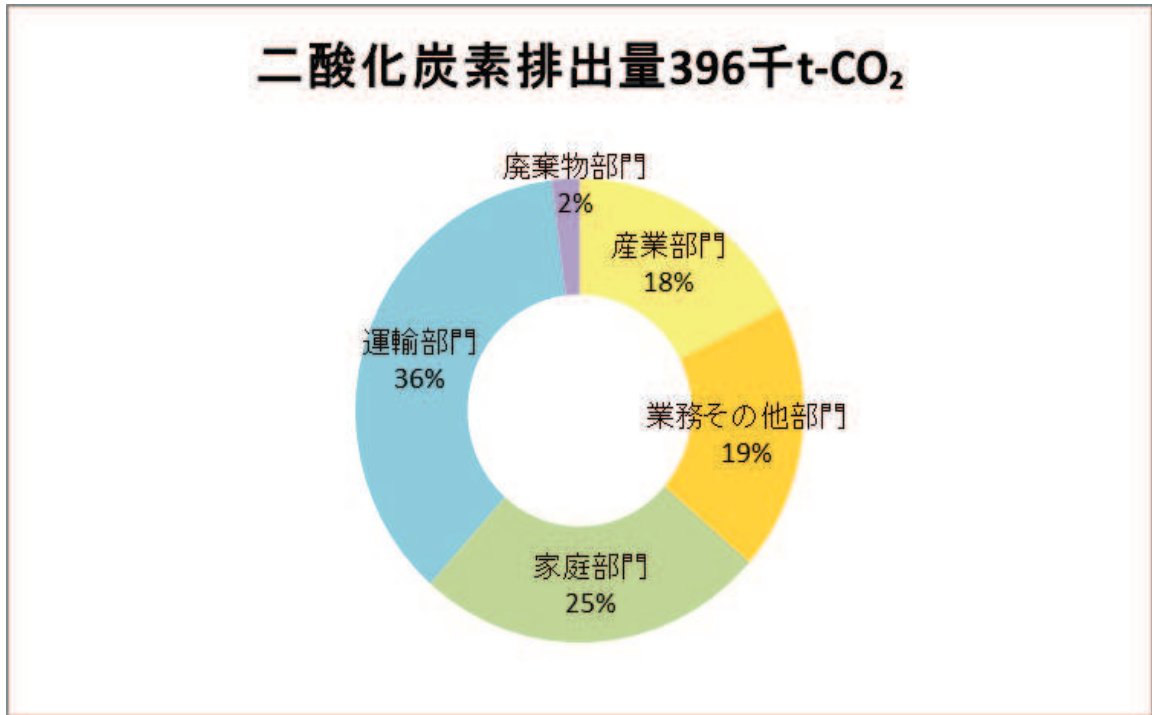
※四捨五入しているため、内訳と合計が合わないことがあります。

二酸化炭素排出量の経年変化（四街道市）

単位（千 t-CO₂）



部門別二酸化炭素排出量の内訳
（四街道市 2019年度）

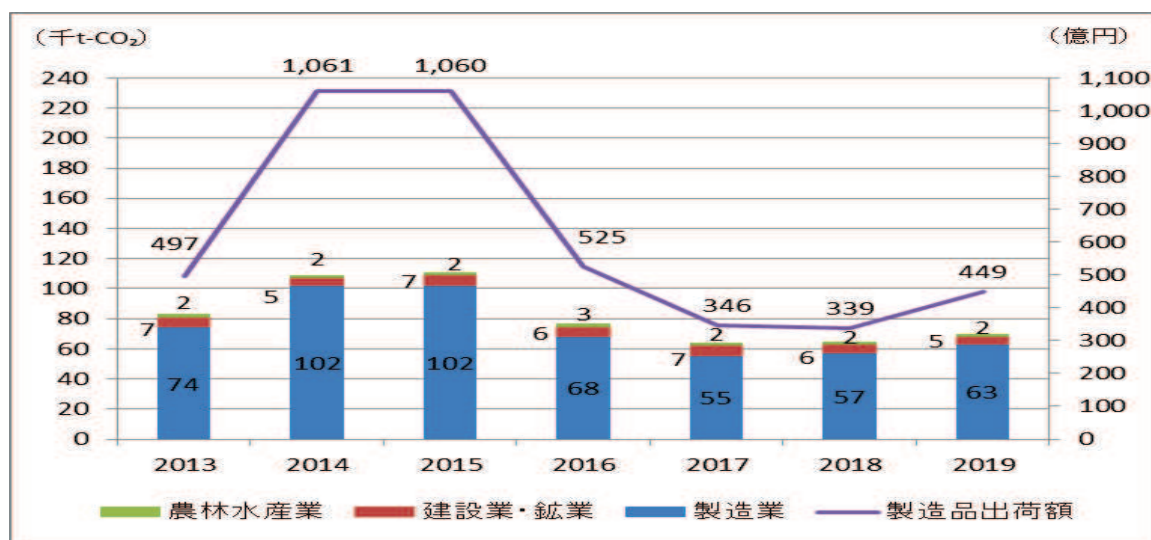


3. 各部門からの二酸化炭素排出量

（1）産業部門

産業部門における二酸化炭素排出量は、2019年度（令和元年度）において70千t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）における84千t-CO₂に比べて、14千t-CO₂（17%）減少しています。2019年度（令和元年度）の四街道市における業種別内訳は製造業が90.0%、建設業が7.1%、農林水産業が2.9%となっています。

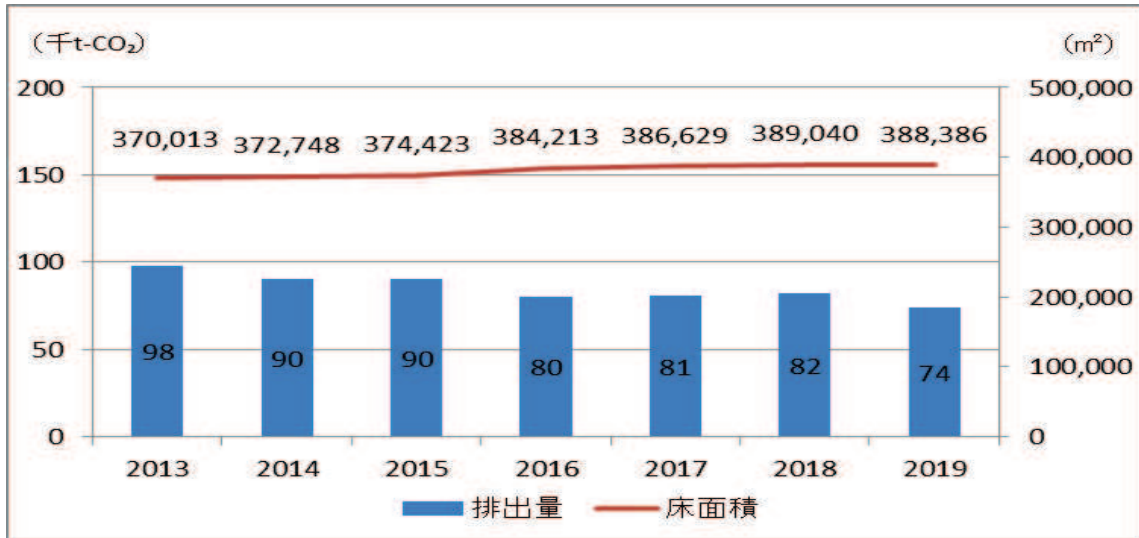
二酸化炭素排出量は2013年度（平成25年度）から2015年度（平成27年度）にかけて増加しましたが、2016年度（平成28年度）に減少し、以降は概ね横ばいで推移しています。四街道市では、産業部門において製造業が占める割合が大きいため、製造品出荷額の増減による影響を大きく受けていると考えられます。



（2）業務その他部門

業務その他部門における二酸化炭素排出量は、2019年度（令和元年度）において74千t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）における98千t-CO₂に比べて24千t-CO₂（25%）減少しています。

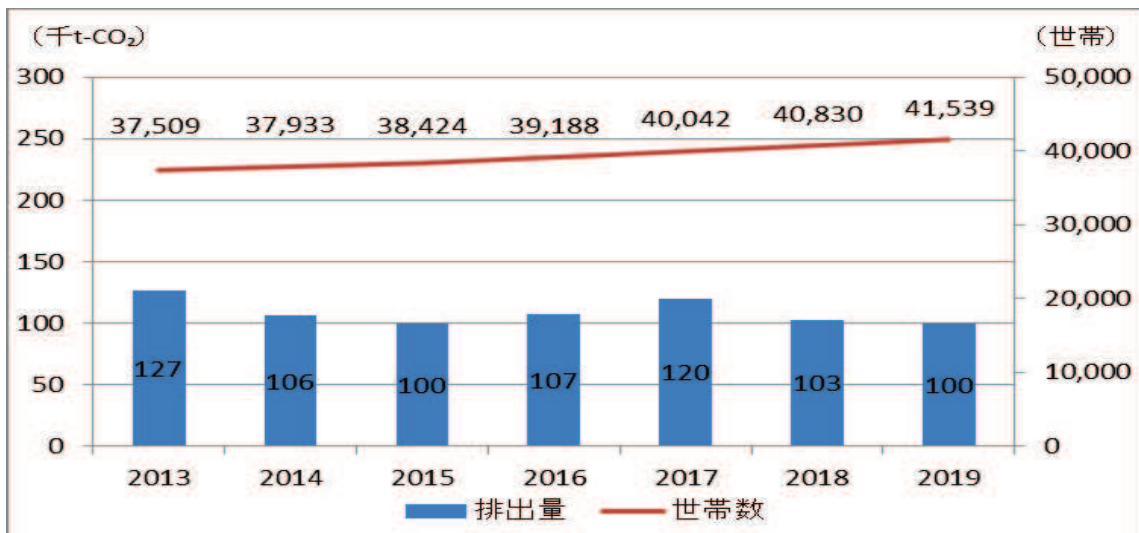
二酸化炭素排出量は2013年度（平成25年度）から減少傾向で推移しています。



（3）家庭部門

家庭部門における二酸化炭素排出量は、2019年度（令和元年度）において、100千t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）における127千t-CO₂に比べて27千t-CO₂（21%）減少しています。

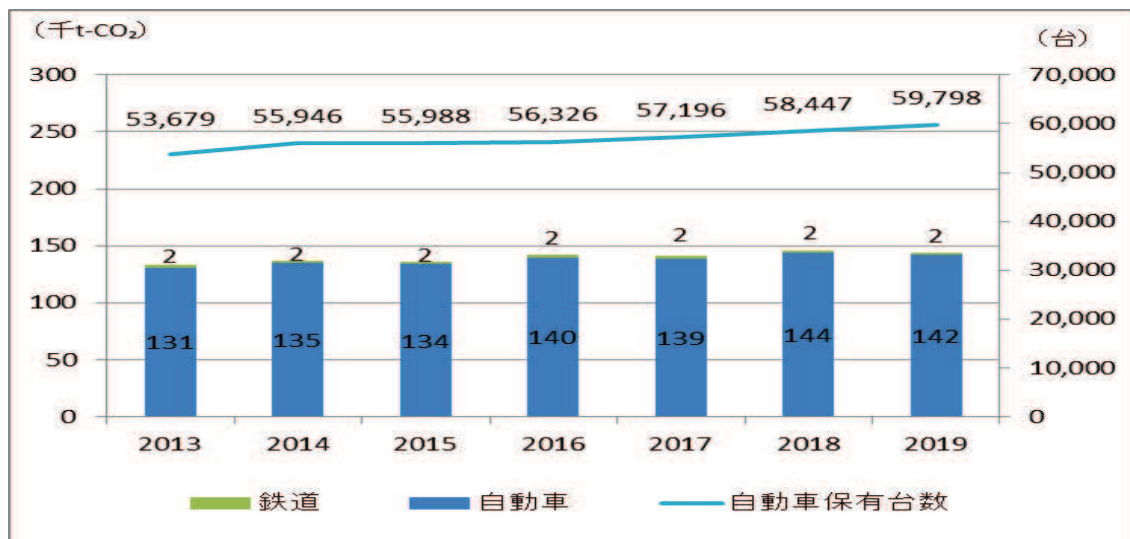
二酸化炭素排出量は2013年度（平成25年度）から2015年度（平成27年度）にかけて減少し、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）に増加しましたが、2018年度（平成30年度）以降は減少しています。



（４）運輸部門

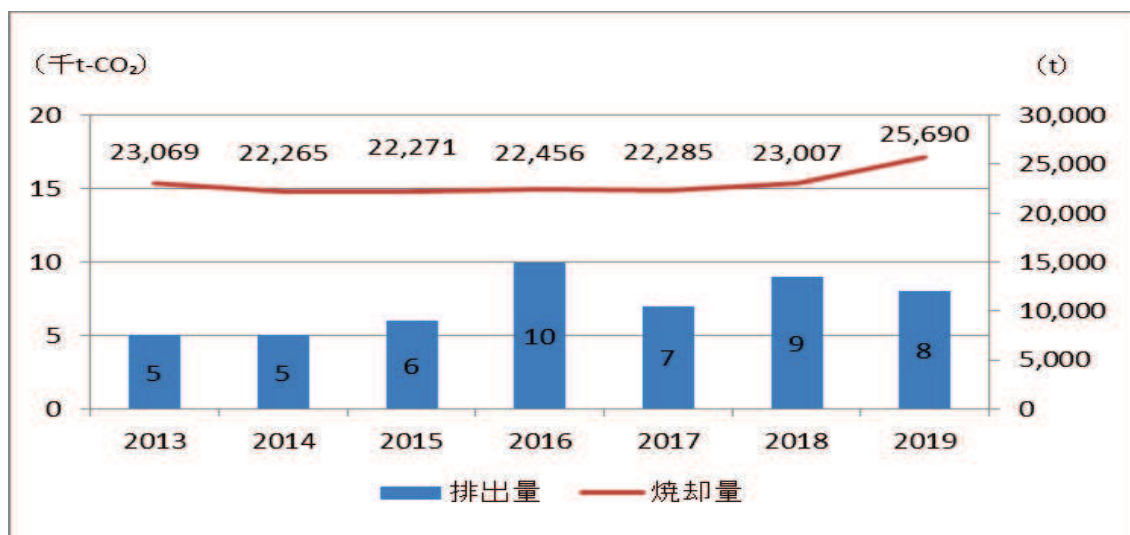
運輸部門における二酸化炭素排出量は、2019年度（令和元年度）において144千t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）における133千t-CO₂に比べて、増加しています。

四街道市における自動車保有台数は増加傾向にあります。



（５）廃棄物部門

廃棄物部門における二酸化炭素排出量は、2019年度（令和元年度）において8千t-CO₂であり、2013年度（平成25年度）における5千t-CO₂に比べて3千t-CO₂（60.0%）増加しています。



第4章 二酸化炭素排出量の削減目標

国では、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2030年度（令和12年度）における二酸化炭素排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減とする中期目標を掲げています。

本市における2030年度（令和12年度）における二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策計画の部門・分野別の排出量の目安を踏まえ、2013年度（平成25年度）比で46%削減を目標に取り組んでいきます。

二酸化炭素排出量の2030年度目標

区分	二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ）			2013年度比	
	基準年度 （2013年度）	現況年値 （2019年度）	将来目標値 （2030年度）	増減量	増減率
産業部門	84	70	54	-30	-36%
業務その他部門	98	74	50	-48	-49%
家庭部門	127	100	45	-82	-65%
運輸部門	133	144	88	-45	-34%
廃棄物部門	5	8	4	-1	-20%
合計	447	396	241	-206	-46%

※排出量及び増減率の各数値については、端数処理の関係から合計等と一致しない場合があります。

第5章 二酸化炭素排出量削減への各主体の取り組み

地球温暖化を抑制し変化に適応していくには、市民、事業者、市の3者が、地球温暖化に対する問題認識を深めた上で、各主体が自ら積極的に、かつ、他の主体とも協働して取り組む必要があります。

取組1 機器や建築物等の省エネ・省CO₂化

二酸化炭素の排出を減らすためには、家電等のエネルギー使用量を削減する省エネの取り組みが重要となります。また、建築物を新築・改築する際には、断熱性能を高めることにより、エネルギー使用量の少ない建物の省エネ化を図ります。

実施主体	取組内容	担当課
市	・「うちエコ診断」等の家庭のCO ₂ の排出内訳を見える化の実施を拡大する等、環境行動の効果の「見える化」を推進します。	環境政策課
	・省エネ・省CO ₂ 機器や設備の購入の際に参考となる「統一省エネラベル」等の啓発を行うとともに、情報提供のための施策について検討します。	環境政策課
	・省エネ住宅に関するより効果的な情報提供の方法を検討します。	建築課 環境政策課
	・公共施設においても、機器や建物について、率先して省エネ・省CO ₂ 化に努めます。	全庁

実施主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・空調・給湯機器等のエネルギー消費量の大きな家電製品等を新たに購入する際には、統一省エネラベル等を参考に、省エネ・省CO₂効果の高い機器を選び、基礎的なエネルギーの消費を減らします。 ・新築住宅を建てる際には、エネルギー消費量を少なくするために高断熱・高气密住宅を検討します。 ・既築住宅をリフォームする際には、高断熱サッシへの交換を検討します。

実施主体	取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器や特に空調・給湯機器等のエネルギー消費量の大きな設備は省エネ・省CO₂型のを導入し、基礎的なエネルギーの消費を減らします。 ・建築物の新築や大規模改修の際には、断熱材や複層窓を用いる等、冷暖房の使用を軽減できるような工夫をします。 ・企業向け省エネ診断の受診等を検討し、経費削減とともに効果的なエネルギー利用について考えます。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組2 省エネ行動・エコライフの実践

二酸化炭素の排出は、衣食住を中心とする「ライフスタイル」に大きく起因しています。日々の暮らしで、工夫をすることにより、二酸化炭素の排出を削減することができるため、行動を見直し、積極的に省エネ行動を実践します。

実施主体	取組内容	担当課
市	・「うちエコ診断」等の家庭のCO ₂ の排出内訳を見える化の実施を拡大する等、環境行動の効果の「見える化」を推進します。 【再掲】	環境政策課
	・市の広報紙等を通して、省エネ行動・エコライフを促進します。	環境政策課
	・事業所に対して、環境マネジメントシステム等の導入を促進します。	環境政策課
	・エコドライブ推進のため、啓発を行っていきます。	環境政策課
	・クールチョイス（賢い選択）の活動の普及・促進に向けて、啓発を行っていきます。	環境政策課

実施主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房を使用することで排出される二酸化炭素を減らすため、着るもののでできるだけ調節を行い、窓に断熱シートを張る等（緑のカーテン含む）により、冷暖房を効率的に使用します。 ・待機電力を減らすため、使用していない家電はコンセントから抜きます。 ・家庭での二酸化炭素排出源の多くを占める、入浴や給湯のガス機器の使用については、温度設定や使用時間に特に注意します。 ・エコドライブを行い、二酸化炭素等の排出を抑制します。 ・日々の暮らしの中で、クールチョイス（賢い選択）に積極的に取り組みます。

実施主体	取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度を適切に設定したり、昼休みは消灯したりする等、事業所内の省エネ行動に努めます。 ・環境マネジメントシステム等を導入することで、事務運用の改善点を把握して、省エネに努めます。 ・クールチョイス（賢い選択）に積極的に取り組みます。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組3 循環型社会の推進

二酸化炭素は、廃棄物（家庭系ごみ、事業系ごみ）を焼却することにより排出されます。ごみの減量化やリサイクルを推進することにより、二酸化炭素の排出を削減します。

実施主体	取組内容	担当課
市	・一般廃棄物の減量化対策を実効性のあるものとするため、人材育成、分別指導の徹底等体制整備の検討を行います。	廃棄物対策課
	・広報及び出前講座等を通じ、ごみの減量・適正排出の啓発を継続して行います。	廃棄物対策課
	・エコショップの認知を広め、マイバッグの推奨、簡易包装等の促進を図ります。	廃棄物対策課
	・間伐された木や竹を資源として有効に活用する仕組みについて検討します。	産業振興課
	・食品ロスを削減するためにフードドライブを実施します。	廃棄物対策課
	・生ごみリサイクルの意識啓発を実施します。	廃棄物対策課
	・雑がみ分別の広報等を行い、資源化の推進を図ります。	廃棄物対策課
	・ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、意見交換等の交流をとおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページ等で紹介します。	廃棄物対策課

実施主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄なものやごみになるものは買わない等、ごみとして出すものを極力削減するよう努めます。 ・ごみの減量、再資源化を推進するため適正な分別に協力します。 ・生ごみは、生ごみ処理容器等を使用し、できるだけたい肥化してごみの減量化を図ります。 ・古紙等（新聞・雑誌・ダンボール等）は、地域の自治会・子供会等が行う集団回収に出し、再資源化に努めます。 ・買い物の際は、マイバッグを持参します。 ・分別を徹底し、異物混入を防止します。 ・雑がみを資源化するための分別の徹底をします。

実施主体	取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別徹底、減量化に取組み、過剰包装の抑制を図ります。 ・再生品・グリーン製品の使用に努めます。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組 4 低公害車の利用

2019 年度（令和元年度）の本市における自動車を含む運輸部門からの二酸化炭素排出量は市全体の約 36%となっています。車を買替える際には、二酸化炭素等の排出が少ない低公害車を検討します。

実施主体	取組内容	担当課
市	・市の広報紙等とおして、市民・事業所に低公害車のメリット等の情報提供を行います。	環境政策課
	・市役所において、低公害車を率先して導入していきます。	管財課

実施主体	取組内容
市民	・家庭で新たに自家用車を購入する際は、電気自動車やハイブリッド車等、ガソリン等の燃料をあまり使わない車を選び、二酸化炭素等の削減に努めます。

実施主体	取組内容
事業者	・新たに社用車等を購入する際は、電気自動車やハイブリッド車等、ガソリン等の燃料をあまり使用しない車を選び、二酸化炭素等の削減に努めます。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組5 自転車や公共交通機関等の利用

日常の移動手段を見直し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推進します。

実施主体	取組内容	担当課
市	・公共交通機関・自転車・徒歩への利用の転換を図るため、利用がしやすいまちづくりの推進に努めます。	政策推進課 市街地整備課 土木課

実施主体	取組内容
市民	・近距離の移動の際は、できるだけ車の使用を控え、自転車や公共交通機関を利用します。

実施主体	取組内容
事業者	・同一経路の荷物の運搬は、1台で行ったり、社用車の使用を控えたりする等、できるだけ効率の良い使用に努めます。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組6 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーによる発電は、発電時に二酸化炭素の排出がなく、温暖化対策に有効な手段となるため、更なる普及・推進に取り組みます。

実施主体	取組内容	担当課
市	・脱炭素化を促進する住宅用設備等の助成を引き続き行います。	環境政策課
	・太陽光発電システム等再生可能エネルギー設備について、公共施設の建設や増改築時に設置する等率先した導入を検討します。	管財課 施設所管課
	・太陽光発電システム等再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
	・再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討します。	全庁
	・様々な再生可能エネルギーの利用について、調査・研究を進めます。	環境政策課

実施主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等再生可能エネルギーの利用は、電気やガスを利用する際に排出される二酸化炭素を減らすことができ、温暖化対策に有効です。建物の新築・改築の際には積極的に導入を検討します。 ・再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討します。

実施主体	取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等再生可能エネルギーの利用は、電気やガスを利用する際に排出される二酸化炭素を減らすことができ、温暖化対策に有効です。建物の新築・改築の際には積極的に導入を検討します。 ・再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討します。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組 7 緑化の推進や森林、農地の保全

森林は二酸化炭素を吸収しています。森林や竹林について間伐等の整備をすることにより、二酸化炭素の吸収量の増加に取り組みます。

実施主体	取組内容	担当課
市	・今まで手入れされていなかった森林や竹林を整備し、二酸化炭素の吸収量の増加や水源かん養機能の回復に努めます。	産業振興課
	・市街化区域内の公園緑地等の確保や生産緑地の保全、その他公共施設等の緑地化に努めます。	都市計画課

実施主体	取組内容
市民	家庭において緑を増やすことで、ヒートアイランド現象の緩和につなげます。

実施主体	取組内容
事業者	・緑を増やすことで、ヒートアイランド現象の緩和につなげます。建物の屋上や壁面、敷地内を緑化し、景観にも配慮した良好な環境を創出します。

実施主体	取組内容
団体等	・植林活動の推進等、学校や地域と連携して、市内の緑を増やします。

四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）案

取組 8 環境意識の向上

地球温暖化対策に取り組むためには、地球温暖化を理解し、各自が何ができるかを知ることが重要です。市民や事業者が環境問題に興味を持ち、問題への理解を深め、解決に向けた行動がとれるように、環境学習に取り組めます。

実施主体	取組内容	担当課
市	・ 広報紙・ホームページ等により、環境情報のこまめな提供を行い、啓発します。	環境政策課
	・ 出前講座等により、市の施策に関する情報提供を行う等、市民の理解を深めるよう取組めます。	環境政策課
	・ 小中学校等での環境学習を積極的に行います。	環境政策課
	・ 環境に関する研修や講座等を行い、人材育成を行う仕組みづくりを検討します。	全庁

実施主体	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した取組を継続して行っていくためにも、環境ボランティアに参加したり、講演会に参加したりする等して自然やエコについて学び、意識を高めます。 ・ 「うちエコ診断」等の家庭のCO₂の排出内訳を見える化をとおして、日ごろのエネルギーの使用量を見直すとともに、エネルギーの節約について考えます。

実施主体	取組内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日ごろから、省エネ行動を啓発する等、社内報等により社員の環境意識の向上に努めます。 ・ 環境イベント等への参加をとおして、社員や地域の環境意識の向上に貢献します。

実施主体	取組内容
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育や環境イベント等を積極的に行い、市民の環境意識の向上に貢献します。 ・ 環境講演会や環境セミナー等への参加により、自らの意識を高めるよう努めます。

●四街道市CO2排出状況(2013年度)

部門	石炭		石炭製品		原油		軽質油製品		重質油製品		石油ガス		天然ガス		都市ガス		電力		廃棄物		合計		
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2
エネルギー起源CO2																							
産業部門																							
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	308	0	0	0	2,186	
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,269	0	0	0	7,499	
製造業	36,205	8,695	8,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,680	65	3,378	0	74,301	
食品飲料製造業	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	668	5	203	0	1,110	
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木型品・家具他工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	29	
パルプ・紙・紙加工品製造業	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283	2	497	0	942	
印刷・同梱運業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	2	13	0	173	
化学工業(含石油・石油製品)	13	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	363	18	8	0	1,398	
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0	0	0	0	
窯業・土石製品製造業	147	181	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	268	30	64	0	1,022	
窯業・土石製品製造業	35,970	8,494	8,494	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,389	4	1,833	0	54,152	
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,318	4	756	0	14,876	
機械製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	527	0	0	0	599	
他製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業部門合計	36,205	8,695	8,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,256	65	3,462	0	83,987	
業務その他	6,197	299	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,188	1,876	7,188	0	97,504	
家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92,626	0	20,183	0	127,283	
民生部門計	6,197	299	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162,849	1,876	27,371	0	224,788	
自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130,925	
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,009	0	0	0	2,009	
運輸部門計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,009	0	0	0	2,009	
一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,167	
CO2排出量合計	42,401	8,995	8,995	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	190,115	1,941	30,834	0	446,875	

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2				
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力	廃棄物
51	169	31	190	5

●四街道市CO2排出状況(2014年度)

部門	石炭		石炭製品		原油		軽質油製品		重質油製品		石油ガス		天然ガス		都市ガス		電力		廃棄物		合計		
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	
エネルギー起源CO2																							
産業部門																							
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	836	1,152	0	0	0	0	0	0	0	306	0	0	0	2,294	
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	1,581	1,938	0	0	0	0	0	0	0	1,650	0	0	0	5,272	
製造業	37,739	12,179	12,179	958	87	4,987	1,477	958	2,064	1,938	1,477	32	0	0	0	0	0	42,510	0	0	0	102,002	
食品飲料製造業	8	1	1	0	0	0	0	24	0	118	30	0	0	0	0	0	0	487	0	0	0	867	
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木型品・家具他工業	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	3	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	27	
パルプ・紙・紙加工品製造業	99	0	0	0	0	0	0	9	82	9	9	9	9	9	500	231	0	231	0	0	0	940	
印刷・同梱運業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	2	10	2	10	88	0	0	88	0	0	0	114	
化学工業(含石油・石油製品)	14	1	1	0	0	0	0	987	74	74	420	22	22	7	67	0	0	67	0	0	0	1,592	
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
窯業・土石製品製造業	51	146	146	0	0	0	0	25	214	214	10	10	24	24	49	178	0	178	0	0	0	698	
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	37,567	11,990	11,990	0	0	0	107	70	302	302	302	4	4	2,236	7,459	0	0	7,459	0	0	0	59,735	
機械製造業	0	40	40	0	0	0	895	393	690	690	690	18	18	1,987	33,827	0	0	33,827	0	0	0	37,852	
他製造業	0	0	0	0	0	0	14	4	1	4	1	0	0	0	4	153	0	153	0	0	0	176	
産業部門合計	37,739	12,179	12,179	958	87	4,987	1,477	958	2,064	1,938	1,477	32	0	0	0	0	0	44,465	0	0	0	109,568	
業務その他	5,843	151	151	0	0	0	4,797	4,568	2,215	1,782	2,215	7,342	1,782	7,342	63,591	0	0	63,591	0	0	0	90,289	
家庭	0	0	0	0	0	0	5,394	0	6,616	0	6,616	0	0	20,264	73,623	0	0	73,623	0	0	0	105,886	
民生部門計	5,843	151	151	0	0	0	10,192	4,568	8,831	1,782	8,831	1,782	1,782	27,606	137,215	0	0	137,215	0	0	0	196,187	
自動車	0	0	0	0	0	0	133,129	0	1,644	0	1,644	0	0	0	0	0	0	1,913	0	0	0	134,773	
鉄道	0	0	0	0	0	0	133,129	0	1,644	0	1,644	0	0	0	0	0	0	1,913	0	0	0	136,685	
運輸部門計	0	0	0	0	0	0	133,129	0	1,644	0	1,644	0	0	0	0	0	0	1,913	0	0	0	138,298	
一般廃棄物	43,581	12,330	12,330	1	1	147,801	8,616	11,984	1,869	32,666	183,593	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001
CO2排出量合計	43,581	12,330	12,330	1	1	147,801	8,616	11,984	1,869	32,666	183,593	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	5,001	183,593	32,666	5,001	5,001	447,442	

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2			
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力
56	170	33	184
			廃棄物
			5

●四街道市CO2排出状況(2015年度)

部門	石炭		石炭製品		原油		軽質油製品		重質油製品		石油ガス		天然ガス		都市ガス		電力		廃棄物		合計		
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2
エネルギー起源CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業部門	38,388	16,018	0	0	0	0	0	0	1,270	857	1,463	26	132	0	93	266	2,038	2,394	2,038	2,394	0	0	7,373
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	38,388	16,018	0	0	0	0	0	0	1,270	857	1,463	26	132	0	93	266	2,038	2,394	2,038	2,394	0	0	7,373
食品飲料製造業	6	1	0	0	0	0	0	0	89	26	20	0	7	0	186	469	38,157	102,329	38,157	102,329	0	0	805
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木製品・家具他工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パルプ・紙加工品製造業	37	0	0	0	0	0	0	4	19	2	3	1	11	148	2	20	67	288	67	288	0	0	288
印刷・同関連業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	10	1	1	12	94	94	119	119	94	119	0	0	119
化学工業(含石油・石炭製品)	20	2	0	0	0	0	0	1,174	90	0	468	31	31	10	78	78	1,873	1,873	78	1,873	0	0	1,873
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	78	422	1	59	1	59	1	59	517	59	31	31	59	59	95	407	1,668	1,668	407	1,668	0	0	1,668
窯業・土石製品製造業	38,244	15,536	0	105	0	105	0	105	55	295	295	8	8	8	2,968	7,725	64,935	64,935	7,725	64,935	0	0	64,935
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	2	57	0	876	0	876	0	359	359	635	635	14	14	14	1,341	29,063	32,348	29,063	32,348	0	0	32,348	
機械製造業	0	0	0	17	0	17	0	6	6	1	1	0	0	0	7	234	265	234	265	0	0	265	
他製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業部門合計	38,388	16,018	1	5,630	1	5,630	1	5,115	5,115	1,490	1,487	132	1,422	132	4,862	40,461	112,096	40,461	112,096	0	0	0	112,096
業務その他	4,696	287	0	5,273	0	5,273	0	3,857	3,857	1,487	1,487	1,422	1,422	1,422	8,704	64,461	90,187	64,461	90,187	0	0	0	90,187
家庭	0	0	0	6,957	0	6,957	0	0	0	6,259	6,259	0	0	0	19,563	66,900	99,689	66,900	99,689	0	0	0	99,689
民生部門計	4,696	287	0	12,230	0	12,230	0	3,857	3,857	7,746	7,746	1,422	1,422	1,422	28,287	131,360	189,886	131,360	189,886	0	0	0	189,886
自動車	0	0	0	132,782	0	132,782	0	0	0	1,597	1,597	0	0	0	0	0	134,379	134,379	0	0	0	0	134,379
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873	1,873	1,873	1,873	0	0	0	1,873
運輸部門計	0	0	0	132,782	0	132,782	0	0	0	1,597	1,597	0	0	0	0	1,873	136,252	136,252	1,873	136,252	0	0	136,252
一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,941	5,941	5,941	5,941	0	0	5,941
CO2排出量合計	43,084	16,305	1	150,642	1	150,642	1	8,973	8,973	10,833	10,833	1,554	1,554	1,554	33,149	173,694	444,175	173,694	444,175	5,941	5,941	0	444,175

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2			
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力
59	172	33	174
			廃棄物
			6

●四街道市CO2排出状況(2016年度)

部門	石炭	石炭製品	原油	軽質油製品	重質油製品	石油ガス	天然ガス	都市ガス	電力	廃棄物	合計
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2
エネルギー起源CO2 産業部門											
農林水産業	0	0	0	0	985	5	0	1	235		2,747
建設業	0	0	0	0	2,648	24	0	97	1,853		6,058
製造業	32,752	7,581	0	1,724	667	993	94	3,981	20,449		68,241
食品飲料製造業	5	0	0	21	78	17	14	232	515		882
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
木型品・家具他工業	0	0	0	2	1	2	0	1	14		20
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
印刷・同関連業	0	0	0	2	1	11	3	21	139		178
化学工業(含石油・石油製品製造)	18	2	2	1,224	90	463	31	10	78		1,915
プラスチック・ゴム・皮革製品製造	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
窯業・土石製品製造業	43	188	0	26	251	14	27	51	201		802
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	32,685	7,367	0	88	45	249	4	2,996	5,845		49,279
機械製造業	3	24	0	341	196	236	15	660	13,406		14,880
他製造業	0	0	0	20	5	0	0	10	249		284
産業部門合計	32,752	7,581	0	5,356	3,622	1,021	94	4,079	22,537		77,049
業務その他	39	342	3	5,224	3,409	1,162	24	9,563	60,345		80,112
家庭	0	0	0	9,538	0	6,436	0	20,102	70,490		106,566
民生部門計	39	342	3	14,762	3,409	7,598	24	29,665	130,836		186,678
自動車	0	0	0	138,476	0	1,286	0	0	0		139,762
鉄道									1,799		1,799
運輸部門計	0	0	0	138,476	0	1,286	0	0	1,799		141,561
一般廃棄物										10,137	10,137
非エネルギー起源CO2 廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,137	10,137
CO2排出量合計	32,792	7,923	3	158,595	7,032	9,905	118	33,744	155,171	10,137	415,420

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2			
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力
41	176	34	155
			廃棄物
			10

●四街道市CO2排出状況(2017年度)

部門	石炭		石炭製品		原油		軽質油製品		重質油製		石油ガス		天然ガス		都市ガス		電力		廃棄物		合計		
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2
エネルギー起源CO2																							
産業部門																							
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	847	1,359	6	0	0	0	0	0	0	279	0	0	0	2,492	
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	3,011	1,825	16	0	0	0	0	0	0	2,009	0	0	0	6,751	
製造業	30,121	5,558	5,558	0	0	0	0	0	1,367	674	830	95	95	3,274	3,274	0	0	13,218	0	0	0	55,138	
食品飲料製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	19	83	16	10	10	171	171	0	0	421	0	0	0	721	
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木製品・家具他工業	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	1	1	0	0	16	0	0	0	23	
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷・同関連業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	15	4	4	29	29	0	0	166	0	0	0	218	
化学工業(含石油・石炭製品)	14	1	1	0	0	0	0	0	1,023	84	396	30	30	9	9	4	0	65	0	0	0	1,620	
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	68	157	157	0	0	0	0	0	2	6	1	1	1	29	29	0	0	58	0	0	0	71	
窯業・土石製品製造業	30,035	5,381	5,381	0	0	0	0	0	26	283	10	29	29	47	47	0	0	185	0	0	0	805	
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	2	18	18	0	0	0	0	0	76	47	226	9	9	2,595	2,595	0	0	5,148	0	0	0	43,517	
機械製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	191	162	162	14	14	367	367	0	0	6,871	0	0	0	7,788	
他製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	24	7	2	1	1	52	52	0	0	289	0	0	0	374	
産業部門合計	30,121	5,558	5,558	0	0	0	0	0	5,224	3,658	852	95	95	3,364	3,364	0	0	15,507	0	0	0	64,380	
業務その他	196	311	311	0	0	0	0	0	4,977	3,687	689	151	151	8,513	8,513	0	0	62,255	0	0	0	80,779	
家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	10,847	0	7,326	0	0	21,098	21,098	0	0	81,204	0	0	0	120,472	
民生部門計	196	311	311	0	0	0	0	0	15,824	3,687	8,015	151	151	29,609	29,609	0	0	143,459	0	0	0	201,252	
自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	137,357	0	1,179	0	0	0	0	0	0	1,768	0	0	0	138,536	
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,768	
運輸部門計	0	0	0	0	0	0	0	0	137,357	0	1,179	0	0	0	0	0	0	1,768	0	0	0	140,304	
一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,136	7,136	
非エネルギー起源CO2																							
CO2排出量合計	30,318	5,869	5,869	0	0	0	0	0	158,406	7,345	10,046	246	246	32,973	32,973	0	0	160,794	0	0	7,136	413,072	

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2			
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力
36	176	33	161
			廃棄物
			7

●四街道市CO2排出状況(2018年度)

部門	石炭		石炭製品		原油		軽質油製品		重質油製品		石油ガス		天然ガス		都市ガス		電力		廃棄物		合計		
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2
エネルギー起源CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業部門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	34,885	3,104	3,104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木製品・家具・他工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷・同関連業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化学工業(含石油・石炭製品)	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	72	165	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	34,804	2,927	2,927	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業部門合計	34,885	3,104	3,104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民生部門	325	1,114	1,114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民生部門計	325	1,114	1,114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸部門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸部門計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
CO2排出量合計	35,210	4,217	4,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非エネルギー起源CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
CO2排出量合計	35,210	4,217	4,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業部門	34,885	3,104	3,104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民生部門	325	1,114	1,114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸部門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
CO2排出量合計	35,210	4,217	4,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2			
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力
39	175	32	149
			廃棄物
			9

●四街道市CO2排出状況(2019年度)

部門	石炭		石炭製品		原油		軽質油製品		重質油製品		石油ガス		天然ガス		都市ガス		電力		廃棄物		合計		
	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2
エネルギー起源CO2																							
産業部門																							
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0	820	1,225	2	0	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	2,308	
建設業	0	0	0	0	0	0	2,385	883	0	33	0	0	0	0	0	0	0	1,524	0	0	0	4,909	
製造業	40,981	446	446	446	1	1,867	614	62	614	1,117	110	3,215	110	13	153	0	0	14,712	0	0	0	63,082	
食品飲料製造業	0	0	0	0	0	0	14	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	346	0	0	0	610	
繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木製品・家具・他工業	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	14	0	0	0	21	
パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷・同関連業	0	0	1	0	0	0	1	1	1	9	3	25	3	0	0	0	0	128	0	0	0	167	
化学工業(含石油・石炭製品)	6	2	2	2	0	1,502	132	590	39	12	12	94	39	12	12	0	0	94	0	0	0	2,376	
プラスチック・ゴム・皮革製品製造業	31	133	133	133	1	17	200	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	0	0	0	627	
窯業・土石製品製造業	40,942	288	288	288	0	94	52	270	10	2,462	10	2,462	10	2,462	10	0	0	6,124	0	0	0	50,241	
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	2	23	23	23	0	217	159	215	22	215	22	462	22	22	22	0	0	7,665	0	0	0	8,766	
機械製造業	0	0	0	0	0	19	6	3	6	3	1	7	1	1	1	0	0	218	0	0	0	255	
他製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業部門合計	40,981	446	446	446	1	5,071	2,723	1,152	1,152	1,152	110	3,299	110	147	7,919	0	0	16,495	0	0	0	70,277	
業務その他	126	1,082	1,082	1,082	24	4,497	3,192	1,242	1,242	1,242	147	7,919	147	147	7,919	0	0	56,080	0	0	0	74,309	
家庭	0	0	0	0	0	6,252	0	6,902	0	6,902	0	20,234	0	0	20,234	0	0	66,148	0	0	0	99,536	
民生部門計	126	1,082	1,082	1,082	24	10,749	3,192	8,144	3,192	8,144	147	28,153	147	147	28,153	0	0	122,228	0	0	0	173,845	
自動車	0	0	0	0	0	140,905	0	140,905	0	1,060	0	0	0	0	0	0	0	1,697	0	0	0	141,965	
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,697	
運輸部門計	0	0	0	0	0	140,905	0	140,905	0	1,060	0	0	0	0	0	0	0	1,697	0	0	0	143,662	
一般廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,828	7,828	
非エネルギー起源CO2																							
CO2排出量合計	41,108	1,527	1,527	1,527	25	156,726	5,915	10,356	10,356	10,356	257	31,452	257	257	31,452	0	0	140,420	0	0	0	395,614	

●CO2排出状況 主要指標グラフ

エネルギー源別排出量

単位:千t-CO2			
石炭燃料	石油燃料	都市ガス	電力
43	173	31	140
			廃棄物
			8

第 2 次四街道市環境基本計画



平成 26 年 6 月

四街道市

はじめに

『みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち』の実現を目指して

四街道市では、市が抱える様々な環境問題の解決と良好な環境の保全、回復及び創出を図るため、平成9年に四街道市環境基本条例を制定するとともに、平成10年には「自然と共生する環境にやさしいまち」を基本理念とする第1次四街道市環境基本計画を策定し、各種の環境施策を推進してきました。

市民、事業者の皆様と行政の連携により、一定の成果が見られたものの近年では、羽田空港の再拡張事業に伴う航空機騒音問題や、土壌や地下水の汚染が懸念される不法ヤード問題など、国及び県への働きかけや、周辺市町村等との連携を図りながら対策を講じる必要がある新たな環境問題が生じております。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故を契機として、わが国のエネルギー政策は根本からの見直しを迫られており、節電を始めとしたライフスタイルの見直しや、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入などに向けた取り組みは、今後ますます重要な課題となるものと思われま

す。こうした課題や社会情勢の変化に対応するため、このたび第2次四街道市環境基本計画を策定しました。今後、「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を基本理念とする本計画に基づき、市民、事業者の皆様と行政が一体となってそれぞれの役割を果たしていくことが、住みよしみどり豊かな恵みある四街道を、次世代の子供たちに継承していく上で大切であると考えておりますので、市民、事業者の皆様のご積極的なご参加・ご協力をお願いします。

最後にこの計画策定にあたり、ご尽力、ご協力を賜りました四街道市環境審議会委員の皆様、環境基本計画策定まちづくり市民会議委員の皆様をはじめ、環境意識調査にご協力いただきました市民、事業者の皆様、ならびに関係各位に心から感謝申し上げますとともに、計画の円滑な推進に向け一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成26年6月

四街道市長 佐 渡 斉



目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画改定の背景及び改定方針	1
第2節 計画の基本的事項	4
1. 環境基本計画とは	4
2. 計画の目標年度	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の対象範囲	5
5. 推進主体及び推進体制	6
第2章 四街道市の特徴	8
第1節 社会環境、快適環境	8
1. 位置	8
2. 人口及び世帯数	8
3. 産業	9
4. 土地利用の状況	10
5. 交通の状況	11
6. 鉄道・バスの利用状況	12
7. 下水道の整備状況	13
第2節 生活環境、地球環境	14
1. 大気汚染	14
2. 水質汚濁	15
3. 騒音	15
4. ごみの処理	16
5. 地球温暖化	17
第3節 自然環境	18
1. 気象	18
2. 植物	19
3. 動物	19
4. 緑地	20
第4節 環境活動状況	21
第3章 計画の目標及び方向性	22
第1節 望ましい環境像	22
第2節 計画の体系	23
第3節 長期目標及び施策の基本方針	24
長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】	24
長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】	25
長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】	26
長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】	27
長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】	28

第4章 取組の展開	29
長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】	30
長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】	36
長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】	42
長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】	46
長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】	52
第5章 取組の推進方法	58
第1節 進行管理方法	58
第2節 主な施策の指標及び数値目標	59
資料編	61
1 アンケート調査結果（概要）	63
2 第1次四街道市環境基本計画の施策評価調査結果	73
3 四街道市新環境基本計画策定に関する提言書	77
4 四街道市環境基本条例	85
5 四街道市環境審議会	88
6 用語集	90

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画改定の背景及び改定方針

本市は、平成10年に「自然と共生する 環境にやさしいまち」を基本理念とする「四街道市環境基本計画」を策定し、市民、事業者及び市が一体となって連携・協働することにより環境の保全及び創造に取り組んできました。

しかし、環境基本計画策定から15年が経過し、市街化の進展や、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少等により四街道市の長である谷津田^{*1}や里山^{*2}の荒廃など自然環境の悪化が進んでいます。一方、生活環境でも下水道の整備により河川水質は改善しているものの、羽田空港の24時間操業に伴う航空機騒音の発生やごみの最終処分場を持たないことから更なるゴミの排出抑制が必要となるなど、新たな課題が浮かび上がってきています。

また、我が国における環境問題は、自動車の排気ガスによる大気汚染や、家庭から流される生活排水による水質汚濁などのいわゆる「都市・生活型」から、資源の循環利用や地球温暖化による気候変動など「地球規模型」へと焦点が移りつつあります。さらに、近年、頻発する集中豪雨による災害や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の間に「安全・安心」に関する意識が高まるなど、本市を取り巻く環境は確実に変化しています。

こうした社会経済情勢等の変化をとらえ、新たな環境課題に的確に対応し、地球にやさしい安全・安心なまちづくりを進めるための指針として、「四街道市環境基本計画」（以下、「第1次環境基本計画」という）を改定し、「第2次四街道市環境基本計画」を策定することとしました（以下、「本計画」という）。

計画の改定にあたっては、国が目指す低炭素、循環型、自然共生の3つの社会の実現を柱とし、それぞれの社会を実現するために安全・安心な生活環境の下、市民参加型社会・地域協働社会の実現を目指すという構図を基本とし、「施策の体系」について継続的な見直し及び組み直しを行いました。

なお、改定作業は「四街道市環境基本計画策定に関する提言書（平成25年3月・環境基本計画策定まちづくり市民会議）」（以下、「市民提言書」という）、四街道市環境現況基礎調査結果、市民・事業者・小中学生への意識調査結果（以下、「アンケート調査結果」という）及び四街道市環境基本計画施策評価調査結果を参考にして行いました。

^{*1} 谷津田：台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地（谷津）の低地を利用した水田のことを指します。

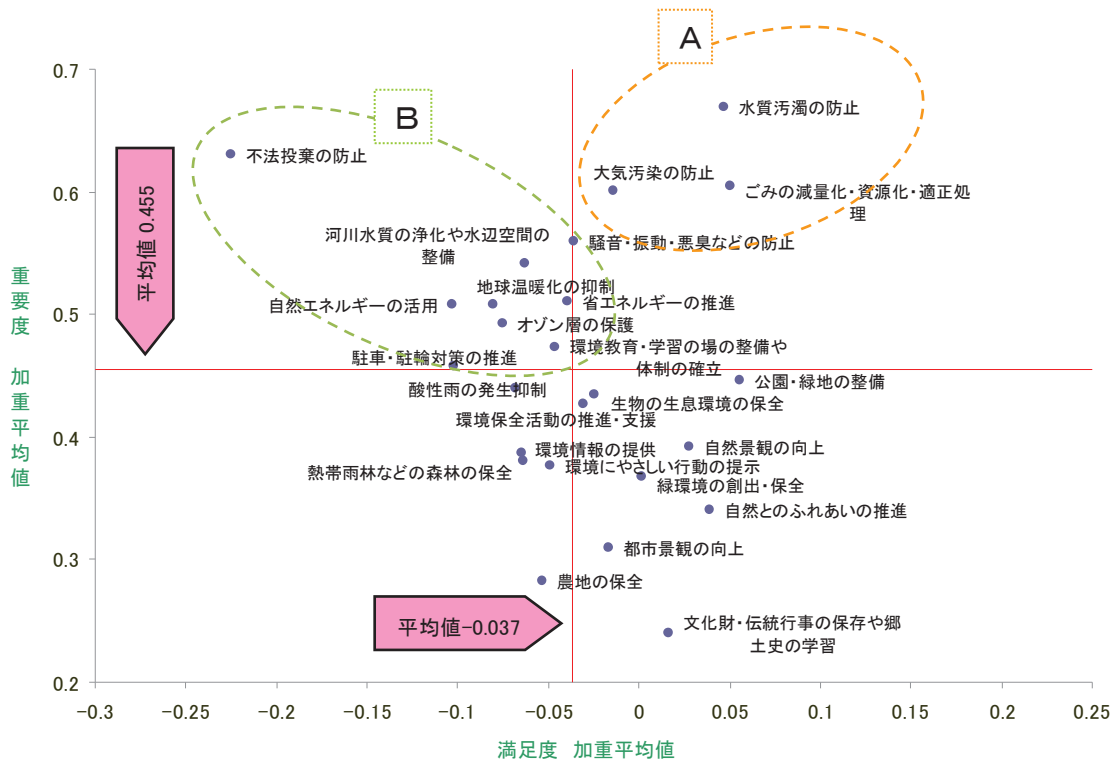
^{*2} 里山：さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。

●第1次環境基本計画策定後の四街道市、県、国の環境保全に関する主な取組●

年	四街道市	千葉県	国
平成10年	「第1次環境基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例」制定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
平成11年	—	「千葉県分別収集促進計画(H12～16年度)」策定	「ダイオキシン類特別措置法」制定
平成12年	—	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	「循環型社会形成推進基本法」制定
平成13年	市内循環バス「ヨッピー」運行開始	「環境研究センター」発足	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
平成14年	「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」施行	「ちば環境再生計画」策定	「新生物多様性国家戦略」策定
平成15年	—	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
平成16年	「四街道市総合計画」策定	「印旛沼流域水環境健全化緊急行動計画」策定	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定
平成17年	「エコショップよつかいどう認定制度実施要綱」策定	「千葉県アスベスト問題対策会議」設置	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)完全施行
平成18年	「四街道市みどりの基本計画」策定	「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要領」制定	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染等の一部を改正する法律」施行
平成19年	「四街道市市民参加条例」施行	「千葉県揮発性有機化合物排出及び飛散の抑制のための自主的取り組みの促進に関する条例」及び「同条例施行規則」制定	「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」策定
平成20年	「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」一部改正	「千葉県計画段階環境影響評価実施要領」制定	「生物多様性基本法」制定
平成21年	「四街道市一般廃棄物処理基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正(空港整備法及び航空法の改正に伴う改正)	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準」告示
平成22年	クリーンセンター大規模改修工事完了	「千葉県分別収集促進計画(H23～27年度)」策定	「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催
平成23年	「四街道市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」策定	「千葉県バイオマス活用推進計画」策定	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行
平成24年	「四街道市安心で安全なまちづくり条例」施行	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」策定	「原子力規制委員会」発足

資料:四街道市例規集、平成23,24年度千葉県環境白書及び平成25年度環境白書(環境省)より作成

●市民による第1次環境基本計画の施策評価●



加重平均値の算出方法

アンケートの回答に以下の評点を与え、加重平均値を求めた。

重要=1.0、やや重要=0.5、どちらともいえない=0.0、あまり重要でない=-0.5、重要でない=-1.0

満足=1.0、やや満足=0.5、どちらともいえない=0.0、やや不満=-0.5、不満=-1.0

資料：四街道市市民意識調査(環境基本計画に対するアンケート)

市民に第1次環境基本計画の推進施策について、満足度と重要度を聞いたところ、全体的に満足度が低い結果となっており、環境保全に対する各施策を有効かつ効率的に行っていくことが求められています。

●(上図のA)

満足度と重要度が高く、現状の水準を維持しつつ継続的に改善を行っていく施策

「水質汚濁の防止」、「ごみの減量化・資源化・適正処理」、「大気汚染の防止」

●(上図のB)

満足度が低く、重要度が高い、今後重点的に改善していく必要がある施策

「不法投棄の防止」、「河川水質の浄化や水辺空間の整備」、「騒音・振動・悪臭などの防止」、「地球温暖化の抑制」、「自然エネルギー(再生可能エネルギー)の活用」、「省エネルギーの推進」、「環境教育・学習の場の整備や体制の確立」

第2節 計画の基本的事項

1. 環境基本計画とは

四街道市環境基本計画は、四街道市環境基本条例（平成9年9月29日制定、条例第15号）の規定に基づいて策定されるものです。本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画で、市の環境行政のもっとも基本となる計画です。

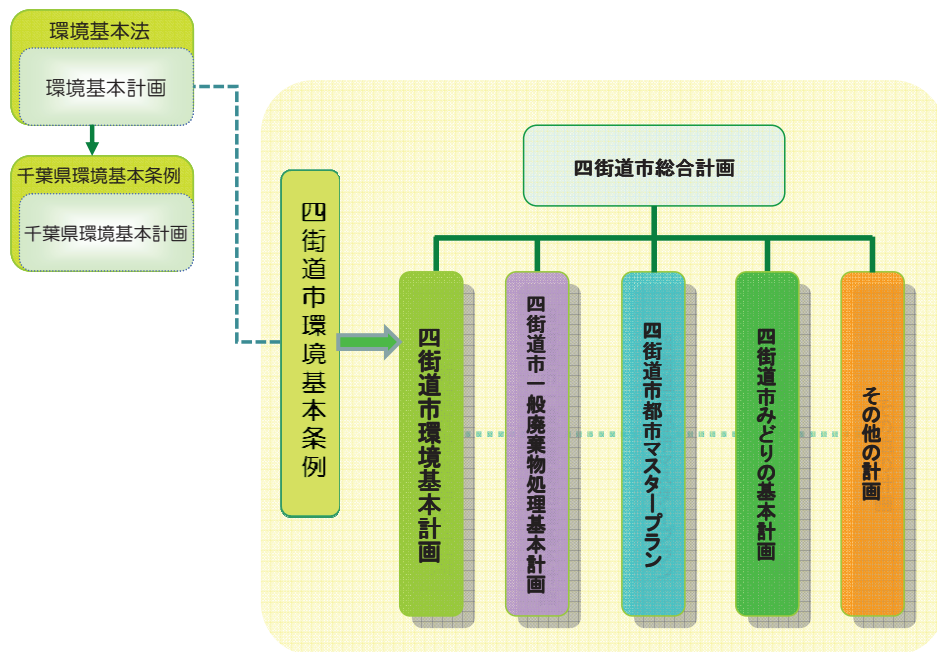
【四街道市環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

2. 計画の目標年度

平成26年度を初年度とし、平成35年度までの10年間に取り組むべき施策を定めます。なお、社会的状況を勘案し、5年後の平成30年度に見直しを行う予定です。

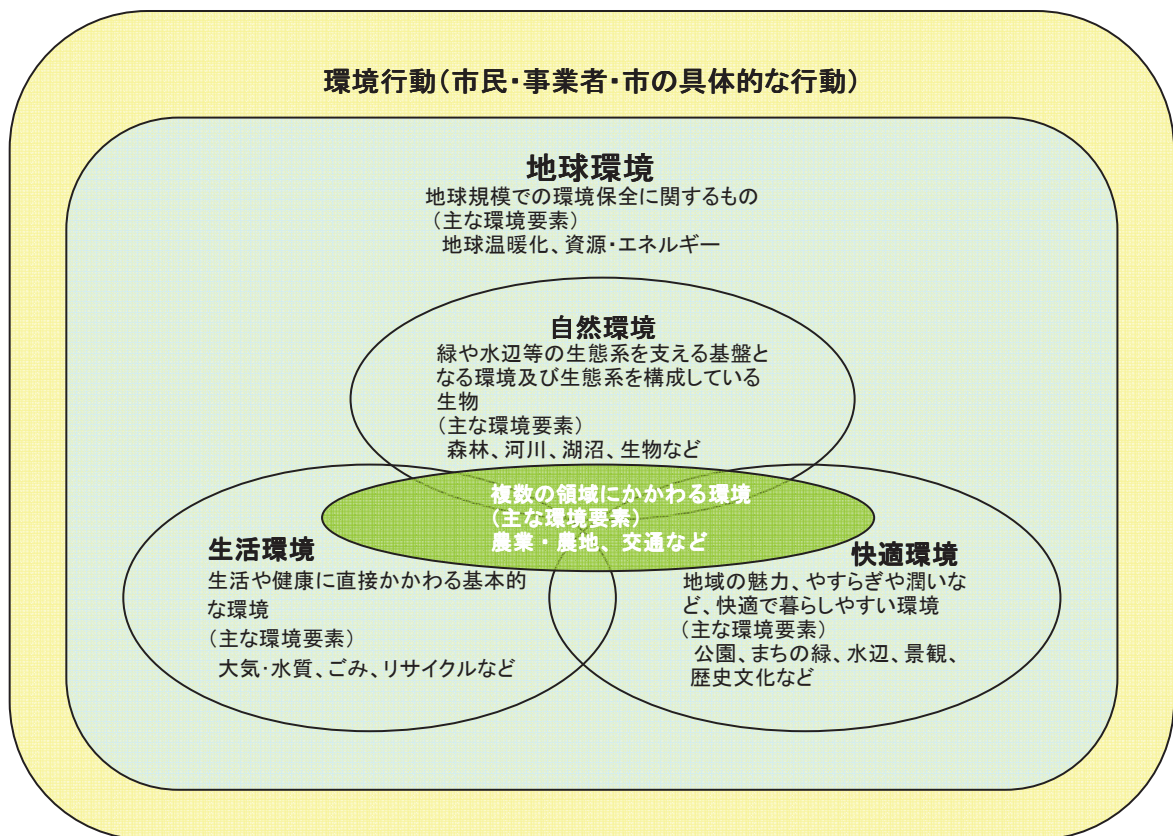
3. 計画の位置づけ



4. 計画の対象範囲

本計画は、本市の行政区域全域において以下に示す分野・要素を対象とします。

なお、国・千葉県・周辺自治体など関係機関と協力する必要がある事項については、連携・協調を図ります。



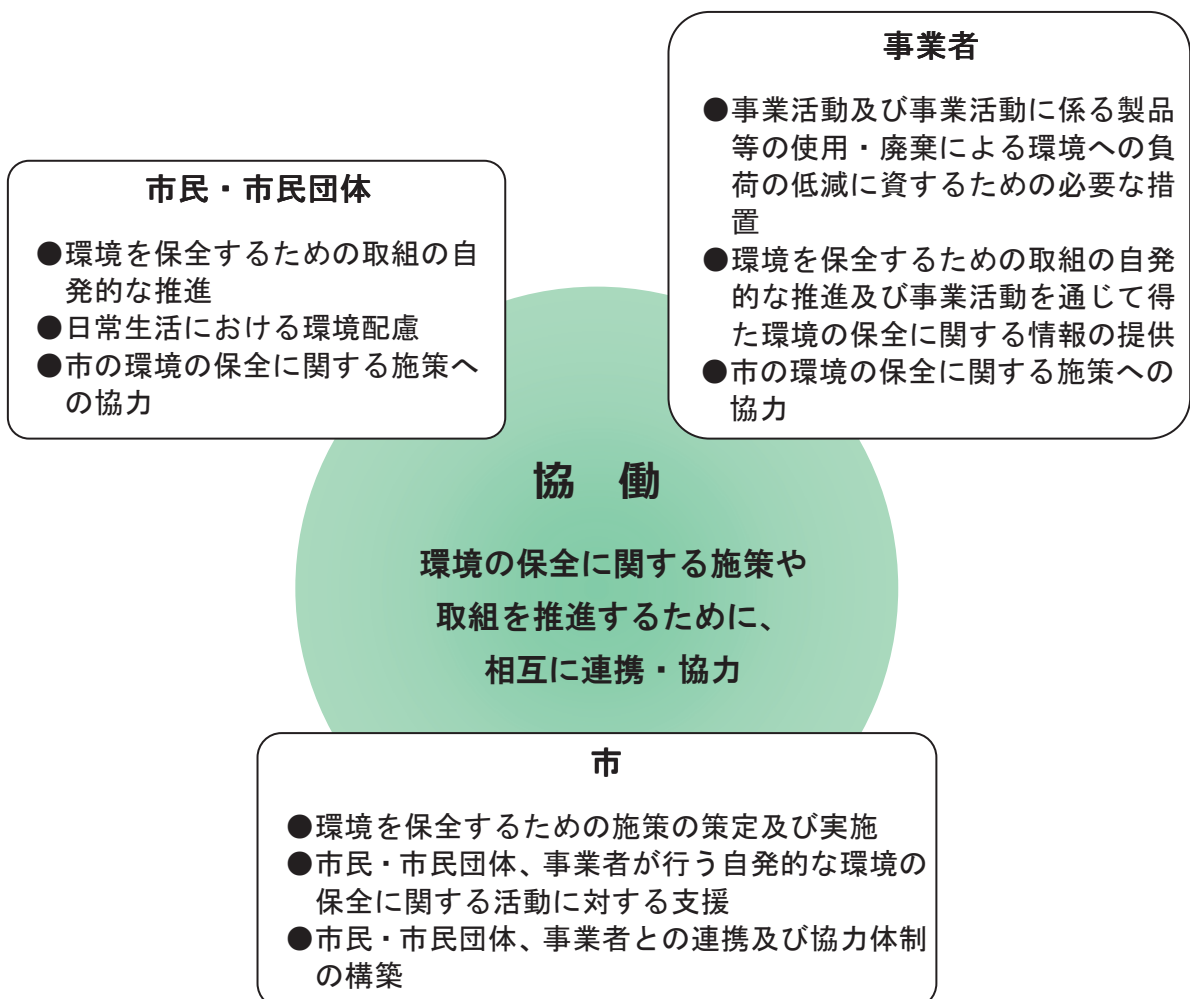
5. 推進主体及び推進体制

本計画の推進主体は、市民・市民団体、事業者、市の三者とします。

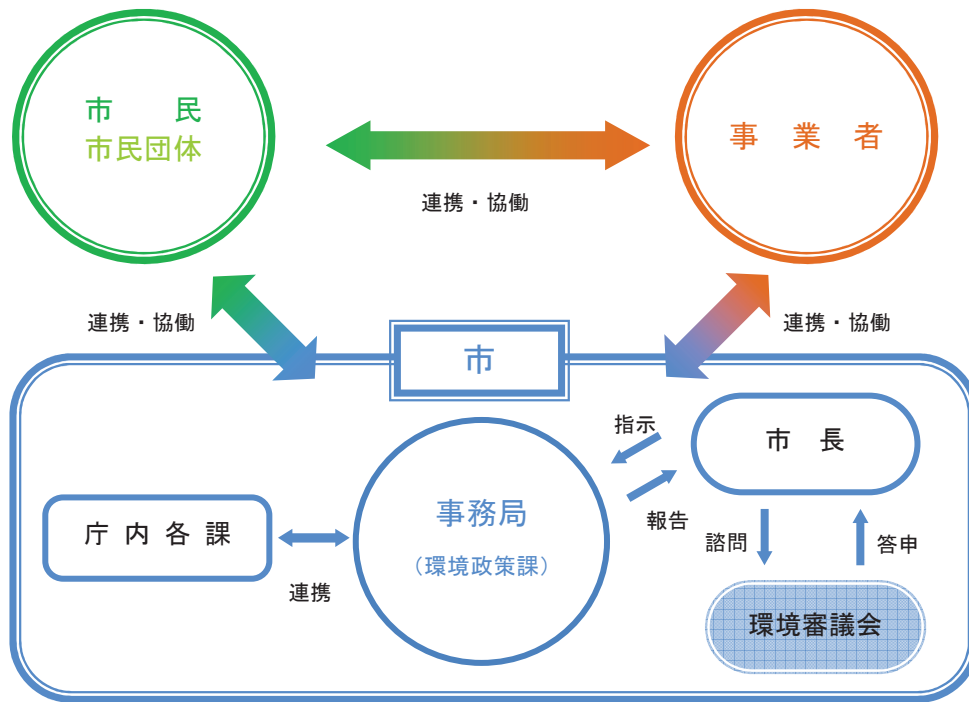
地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において、環境保全等の取組を推進していくことが期待されます。

市民・市民団体、事業者、市は、快適な環境の創出のためにそれぞれの役割を果たすとともに、個々の主体だけでは解決できない環境課題への対応に向けて、三者が一体となって取り組むように努めます。市は三者協働の橋渡しをするための施策や事業を推進し、パートナーシップの構築を進めます。

●推進主体の役割●



●本計画の推進体制●



第2章 四街道市の特徴

第1節 社会環境、快適環境

1. 位置

本市は、千葉県北部に位置しており、千葉市、佐倉市に隣接し、東京都心へ40km圏内にあります。市域は東西7km、南北9km、面積は34.70km²です。



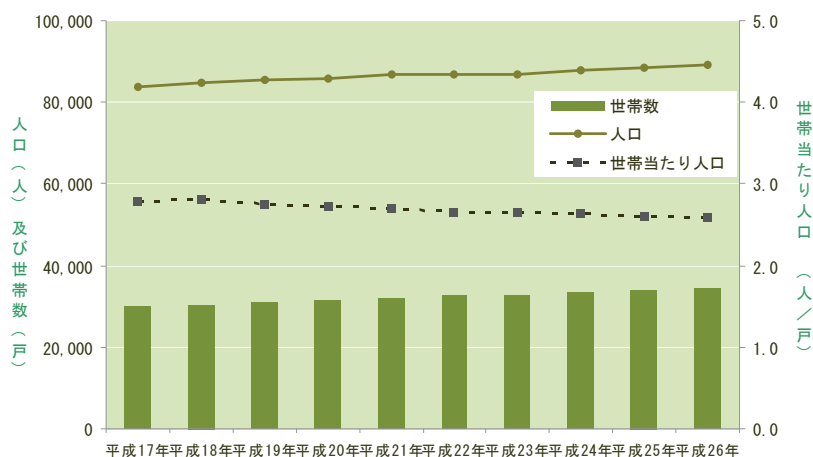
2. 人口及び世帯数

本市の人口は、現在も人口が増加し続けており、平成26年には89,116人となっています。一方、世帯あたりの人口は減少しており、少子高齢化に伴う少人数世帯及び単身世帯が増加しています。

また、平成22年国勢調査の結果から、本市の人口を年齢別にみると、65歳以上の高齢者割合が23%を超えており、全国と同様の傾向がみられます。

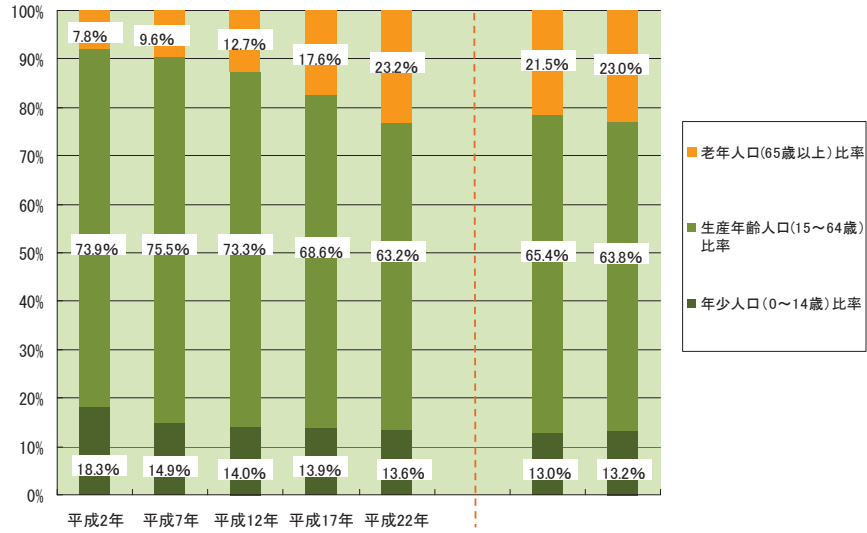
なお、将来的には本市の人口は平成30年度で92,000人、平成35年度で93,000人と予測しています。

●人口及び世帯数の推移●



資料:平成25年版四街道市統計書(常住人口の推移・各年1月1日現在)

●人口構成比の推移と千葉県・全国との比較●

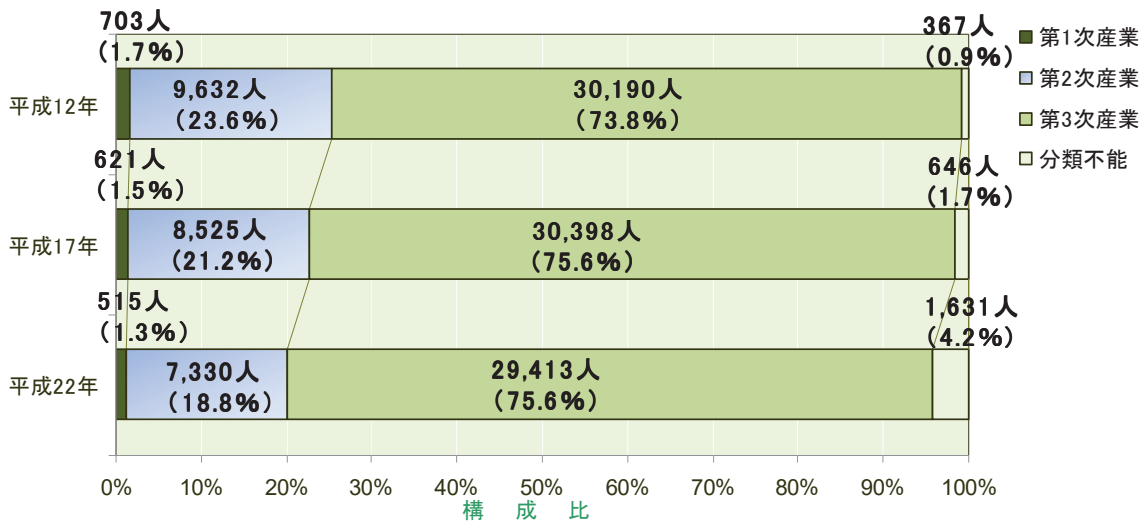


資料:平成22年国勢調査(総務省)

3. 産業

本市の産業別就業者割合をみると、第1次産業と第2次産業が年々減少しています。

●就業者数及び割合の産業別推移●



注)各項目の数値は小数点第2位以下を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合があります

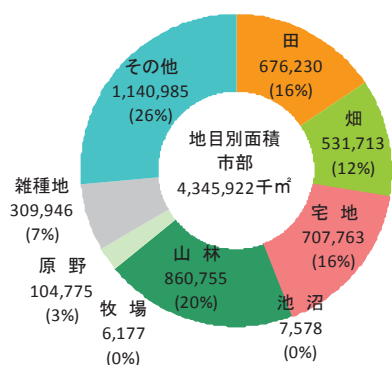
資料:平成25年四街道市統計書

4. 土地利用の状況

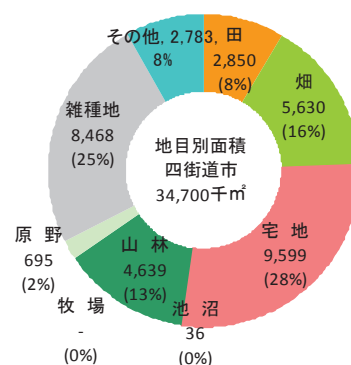
本市の土地利用は、平成 24 年では宅地と雑種地（資材置場や駐車場など）が 53%、農業的土地利用（田・畑）が 24%、自然的土地利用（山林や原野）が 15%を占めており、千葉県各市部と比較すると、宅地と雑種地が多く、山林と農地が少ない状況です。

また、土地利用面積は、畑、山林、原野がわずかに減少し、宅地、雑種地がやや増加しています。

●土地利用面積の割合●



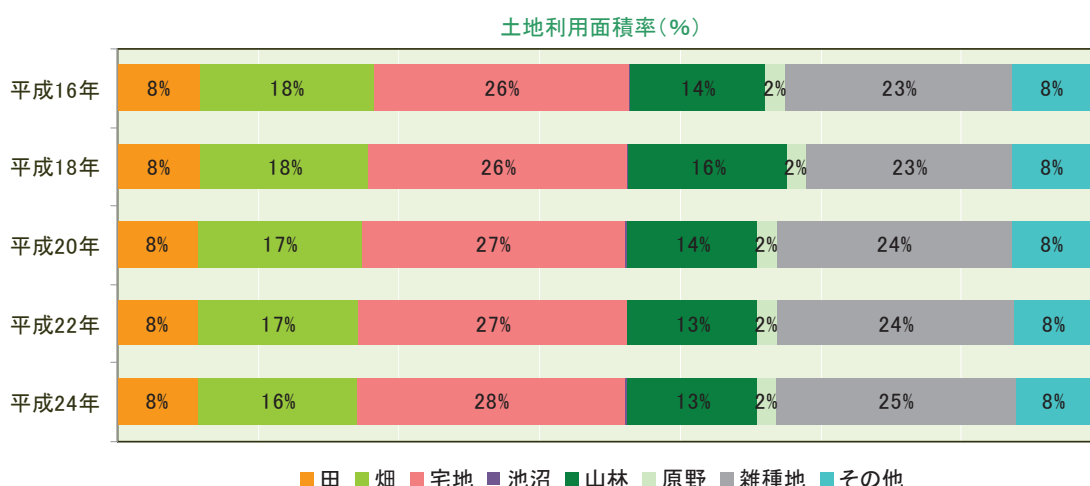
地目別面積（千葉県市部）



地目別面積（四街道市）

資料:千葉県勢要覧 平成 24 年版（第2編 市町村編）

●土地利用面積の推移●



田 畑 宅地 池沼 山林 原野 雑種地 その他

注)各項目の数値は小数点以下を四捨五入しているため、その合計が 100%にならない場合があります。

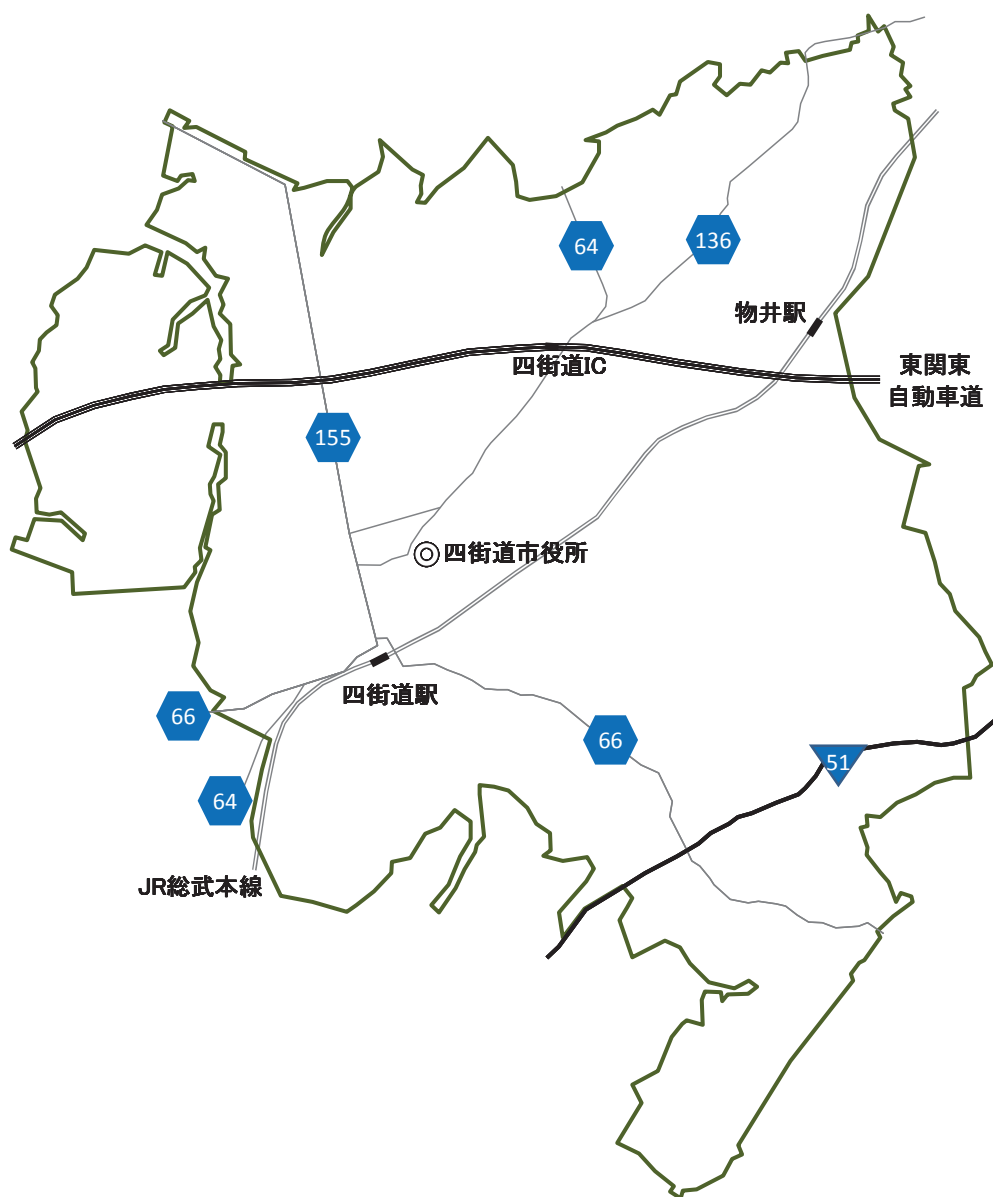
資料:平成 25 年版四街道市統計書

5. 交通の状況

本市は、JR 総武本線が市域の中央を通過しており、四街道駅が南西側に、物井駅が北東部寄りに位置しています。北部を東西に東関東自動車道が通過しており、四街道インターチェンジは市役所から北東に約 2km の位置にあります。

本市及び周辺の広域的な幹線道路としては、国道 51 号が市内南部を通り、千葉市と成田市及び茨城方面を結んでいます。これに交差するように主要地方道浜野・四街道・長沼線（県道 66 号線）が通り、JR 総武本線と平行に主要地方道千葉・臼井・印西線（県道 64 号線）が通っています。

●市内の主要交通網●

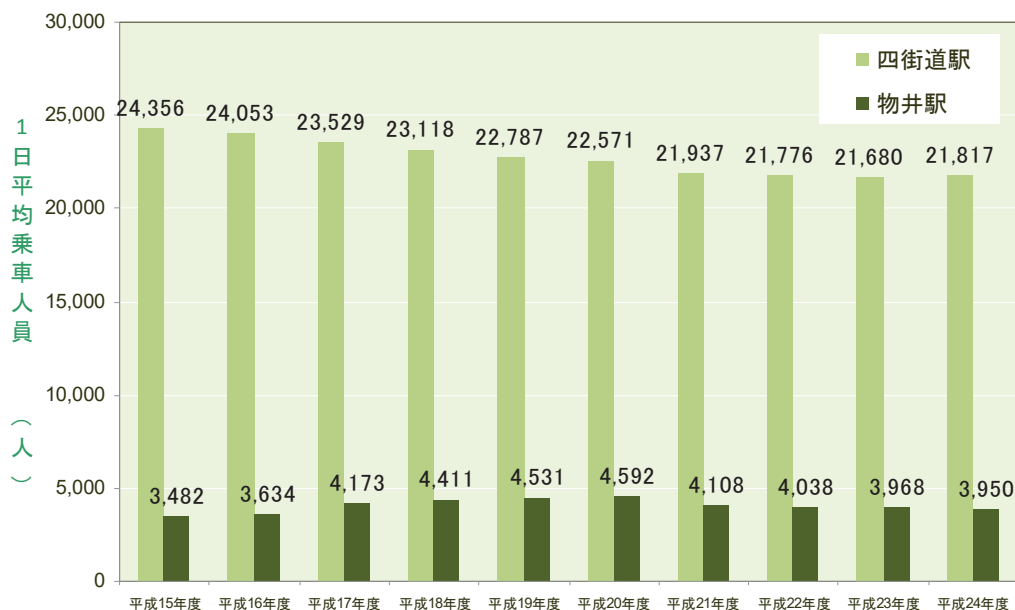


6. 鉄道・バスの利用状況

市内の主要な公共交通機関である JR 総武本線は、市民の通勤・通学の足として機能してきましたが、利用者人数は、平成 21 年度までは減少傾向にありました。それ以降は約 22,000 人で推移しており、近年は横ばい傾向にあります。

一方で、市内循環バス（ヨッピー）の乗降者人数は、平成 23 年度をピークに減少に転じています。

● JR 四街道駅及び物井駅の 1 日平均乗車人員 ●



資料：平成 25 年版四街道市統計書

● 市内循環バス（ヨッピー）乗降者人数 ●



資料：四街道市政策推進課資料

7. 下水道の整備状況

本市の下水道普及率は89%を超えており、全国平均（76.3%（平成25年3月31日現在））より高い普及率となっています。

●下水道普及率●

年 度	市街地 面積 (ha) (A)	排水区 域面積 (ha) (B)	整備区 域面積 (ha) (C)	処理下水 量 (m ³) (D)	下水道施 設下水道 管渠延長 (m) (E)	処理区域 人口 (人) (G)	普及率 (G/行政 人口) (%)	整備率 (C/B) (%)
平成18年度	1,309	1,309	1,077	7,528,098	336,000	77,850	90.2	82.3
平成19年度	1,309	1,309	1,082	7,625,294	336,700	77,857	90.0	82.7
平成20年度	1,309	1,309	1,089	7,583,588	339,200	78,528	90.3	83.2
平成21年度	1,309	1,309	1,089	7,587,248	339,300	78,944	90.1	83.2
平成22年度	1,309	1,309	1,089	7,712,575	340,697	79,436	90.1	83.2
平成23年度	1,309	1,309	1,091	7,600,353	342,288	80,247	90.1	83.3
平成24年度	1,309	1,309	1,093	7,714,559	344,760	81,322	89.6	83.5

- 注) (A)は下水道法による事業認可区域面積です。
 (B)は都市計画法による事業認可区域面積です。
 (C)は面整備事業を終了した区域の面積であり、告示により供用を開始している区域ではありません。なお、数字はその年度までの総合計です。
 (D)は各年度の年間排出下水量です。
 (E)はその年度までの施工済管渠の総合計です。

資料:平成25年版四街道市統計書

1. 大気汚染

本市の大気汚染についてみると、二酸化窒素(NO₂)^{*1}及び浮遊粒子状物質(SPM)^{*2}は、平成23年度の測定結果は環境基準を満足しており、年平均値は減少傾向にあります。しかし、光化学オキシダント^{*3}については、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数が63日(310時間)あり、平成23年度の測定結果は環境基準を超えています。年平均値も顕著な減少傾向は見られず、さらなる大気環境の改善が必要です。

光化学オキシダントは、工場や自動車からの排出ガスに起因します。本市には大規模な工場は立地しておらず、市内の主要な発生源は自動車の排出ガスであると考えられることから、自動車の効率的な使用や公共交通機関の利用促進が求められます。

●環境基準値達成状況【四街道市鹿渡測定局】●

測定年度：平成23年度

項目	環境基準達成状況	
光化学オキシダント	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	63日 310時間
	環境基準値達成状況 ^{注)}	×
	二酸化窒素	日平均値の年間98%値(ppm)
浮遊粒子状物質	環境基準達成状況	○
	日平均値の2%除外値(ppm)	0.063 ppm
	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	無
	環境基準値達成状況	○

注) 光化学オキシダントの大気汚染に係る環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：千葉県環境白書(平成24年度)

^{*1} NO₂: 1個の窒素原子(N)と2個の酸素原子(O)が結合して生成される気体。燃料等の燃焼により発生します。呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因等となるため大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。

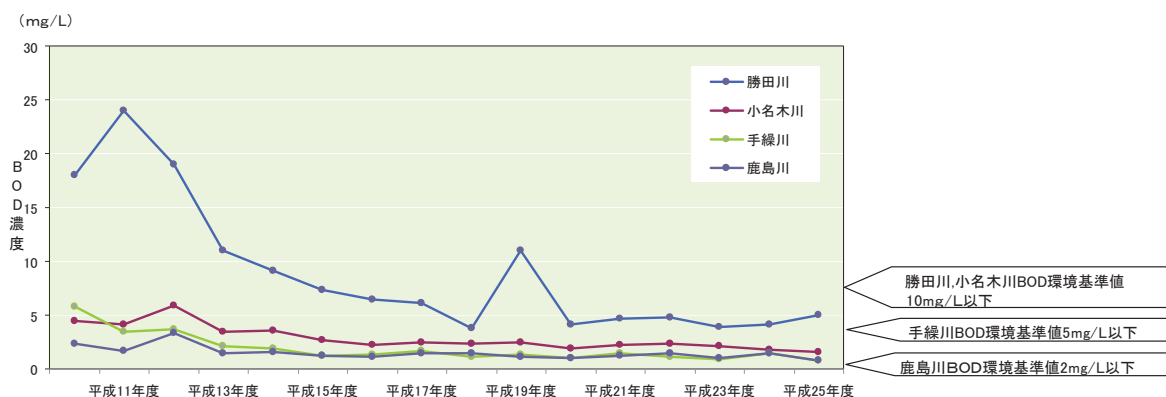
^{*2} SPM: 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下のものをいいます。

^{*3} 光化学オキシダント: 工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあります。

2. 水質汚濁

市内の河川を水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）^{*1}で見た場合、平成25年度では鹿島川（環境基準A類型：2mg/L以下）、手繰川（環境基準C類型：5mg/L以下）、小名木川及び勝田川（みなし環境基準としてE類型：10mg/L以下）は各環境基準に適合しています。特に勝田川の水質は改善傾向にあります。

●河川のBOD経年変化●



資料：平成25年度四街道市河川水質調査委託報告書

3. 騒音

①自動車騒音

市内の道路4路線の9地点で、自動車騒音の調査が行われています。

自動車騒音は昼間63～72dB（デシベル）、夜間55～70dBとなっています。

●自動車騒音調査結果●

路線名	測定地点	測定期間	騒音レベル(dB)		環境基準(dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
千葉臼井印西線	四街道市千代田5丁目	H16.03.09～10	68	62	70	65
	四街道市栗山990	H19.11.27～28	72	70		
	四街道市四街道3丁目4-2	H20.12.11～12	69	66		
	四街道市栗山1082-62	H22.10.27～28	70	68		
	四街道市鹿渡933	H23.10.11～12	67	63		
	四街道市栗山	H25.03.12～13	70	68		
四街道上志津線	四街道市大日368	H21.12.09～10	68	65	70	65
市道物井山梨2号線	四街道市みそら2丁目19	H25.03.12～13	63	55		
一般国道51号線	四街道市吉岡	H25.03.12～13	71	70		

資料：自動車騒音面的評価結果(千葉県)

^{*1} BOD: Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で値が大きいほど水質汚濁が著しいとされます。

②航空機騒音

羽田空港D滑走路の供用開始（平成22年10月）により、本市上空が新たな飛行ルートとなり、航空機騒音の発生が問題となっています。

千葉県が平成22年度から平成25年度までに行った航空機騒音調査では、本市の航空機騒音（時間帯補正等価騒音レベル）は、住居の用に供される地域における環境基準と比較した場合、供用後のすべての調査時期で基準値を下回る結果となりました。しかし、供用前の騒音値と比較すると、供用後は10以上の増加（夏季）が見られました。

●航空機騒音調査結果●

年 度	騒音値		
	時間帯補正等価騒音レベル（Lden）		
	夏季	冬季	環境基準
平成22年度	33.8 ※	42.2	57
平成23年度	44.3	36.3	
平成24年度	45.3	—	
平成25年度	44.6	42.0	

調査時期

平成22年度調査 ※供用前：平成22年9月～10月
 冬季：平成22年12月
 平成23年度調査 夏季：平成23年8月
 冬季：平成23年12月
 平成24年度調査 夏季：平成24年8月
 平成25年度調査 夏季：平成25年8月～9月
 冬季：平成25年12月

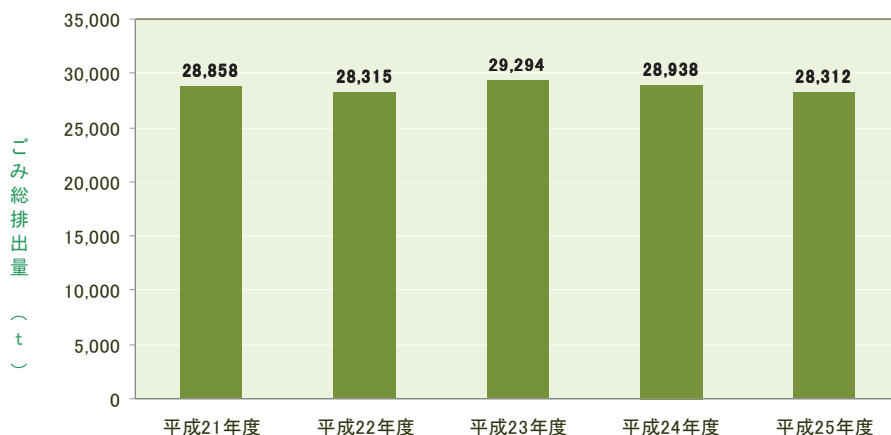
調査地点：四街道市立四街道西中学校

資料：羽田空港再拡張に伴う航空機騒音実態調査について（千葉県ホームページ）

4. ごみの処理

本市のごみの総排出量は、増減はあるものの平成25年度では28,312tとなり、近年においてはほぼ横ばい傾向です。

●四街道市のごみの総排出量●



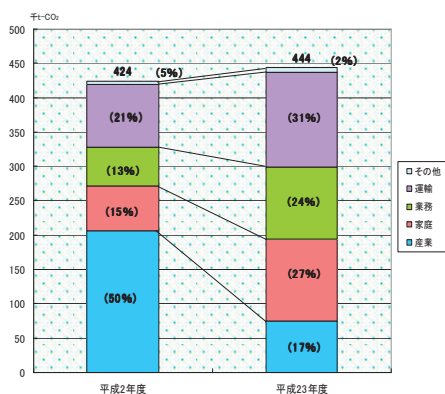
資料：四街道市ごみ処理量及び集団回収量より算出

5. 地球温暖化

温室効果ガス^{*1}のうち、本市の平成23年度のCO₂総排出量は444千t-CO₂であり、平成2年度から、5%増加しています。また本市の部門別CO₂排出量は千葉県や全国と比較して産業部門の排出割合（17%）が低く、家庭部門（27%）、運輸部門（31%）は高い傾向にあり、増加率も高くなっています。

●四街道市、千葉県、国の二酸化炭素排出量推計値●

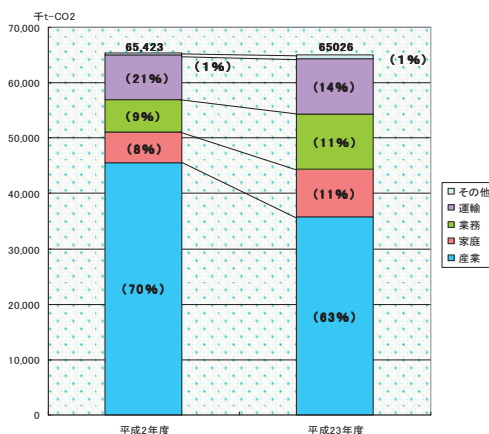
四街道市



部門別内訳

分野・部門	平成2年度	平成23年度	増減率	
一般廃棄物(その他)	5	7	40%	
運輸	旅客自動車	53	91	72%
	貨物自動車	34	41	20%
	鉄道	4	6	50%
	小計	91	138	52%
業務	57	105	84%	
家庭	65	118	82%	
産業	製造業	189	66	-65%
	建設・鉱業	13	8	-38%
	農林水産業	4	1	-75%
	小計	206	75	-63%
排出量合計	424	444	5%	

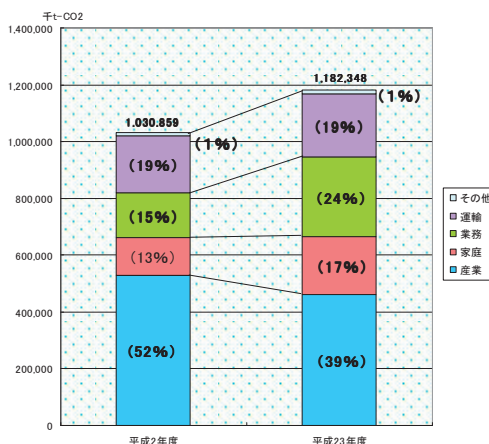
千葉県



部門別内訳

分野・部門	平成2年度	平成23年度	増減率	
一般廃棄物(その他)	365	683	87%	
運輸	旅客自動車	3,848	5,694	48%
	貨物自動車	3,266	3,225	-1%
	鉄道	326	417	28%
	船舶	682	600	-12%
小計	8,122	9,936	22%	
業務	5,921	10,033	69%	
家庭	5,463	8,599	57%	
産業	製造業	43,905	34,607	21%
	建設・鉱業	1,137	575	-49%
	農林水産業	510	592	16%
	小計	45,552	35,774	-21%
排出量合計	65,423	65,026	-1%	

国



部門別内訳

分野・部門	平成2年度	平成23年度	増減率	
一般廃棄物(その他)	8,669	13,033	50%	
運輸	旅客自動車	85,556	125,194	46%
	貨物自動車	94,472	79,647	-16%
	鉄道	7,258	8,598	18%
	船舶	13,731	10,588	23%
小計	201,017	224,026	11%	
業務	158,540	278,809	76%	
家庭	132,850	204,886	54%	
産業	製造業	482,426	425,156	12%
	建設・鉱業	24,770	17,697	29%
	農林水産業	22,587	18,741	17%
	小計	529,783	461,595	13%
排出量合計	1,030,859	1,182,348	15%	

注) 各部門の二酸化炭素排出量の推計値は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(簡易版)(第1版)に示された推計手法に基づいて算出した数値です。

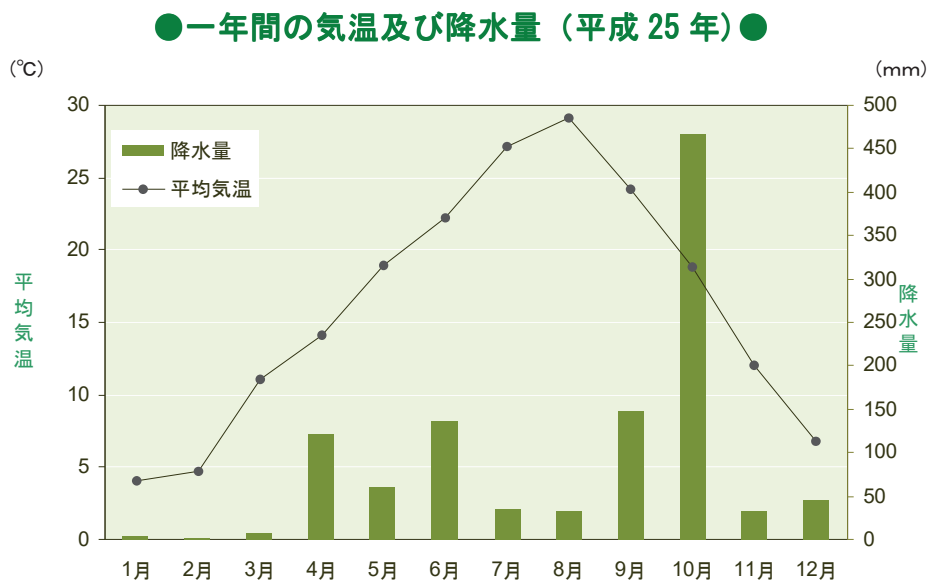
資料: 環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト部門別CO₂排出量の現況推計

^{*1} 温室効果ガス: 大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄の6つを定義しています。

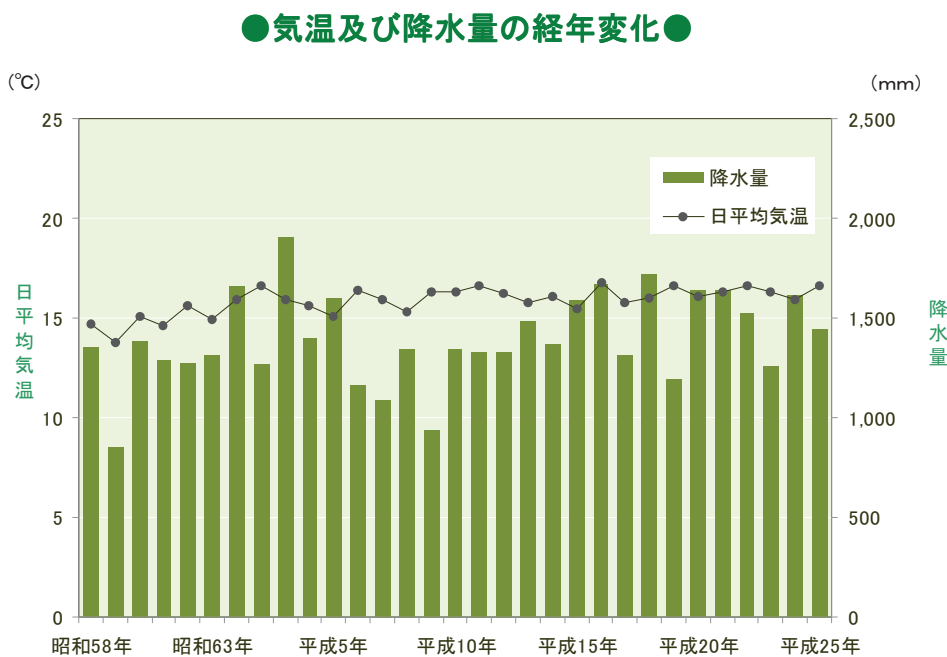
第3節 自然環境

1. 気象

本市の気象は太平洋気候に属しており、季節別にみると、夏季に高温で、冬季に降水量が少ないという特徴があります。過去30年間の推移をみると、年間の平均気温は16℃を超える年が多くなり、やや上昇傾向にあります。



資料:平成25年版四街道市統計書



資料:気象庁ホームページ 気象統計情報 千葉特別地域観測所

2. 植物

「日本植生誌関東」（1986、宮脇昭編著）によると、本市の位置する下総台地は、ほとんど全域がシラカシ群集を潜在自然植生^{*1}としています。このほか、台地を浸食する河川沿いの沖積低地ではオニスゲーハンノキ群集、クサヨシーハンノキ群集、ジャヤナギーアカメヤナギ群集、タチヤナギ群集を潜在自然植生としています。沖積低地に接する台地の肩部ではスタジイーヤブコウジ群集を潜在自然植生としています。

平成 18 年に本市が実施した四街道市自然環境調査では 128 科 778 種の植物が確認されており、カタクリ、タコノアシなど 28 科 45 種の貴重種が確認されています。

また、福星寺のシダレザクラと天照皇大神社のモチノキが、千葉県的主要な巨樹・巨木に指定されています。

●市内で確認された植物数●

種類	確認種数	確認種のうち貴重種数
シダ植物	70 種（16 科）	5 種（4 科）
裸子植物	9 種（6 科）	3 種（3 科）
被子植物	699 種（106 科）	37 種（21 科）

資料：四街道市自然環境調査業務委託報告書（平成 18 年 3 月）

3. 動物

平成 18 年に本市が実施した四街道市自然環境調査では 62 科 372 種の動物種が確認されており、ハヤブサ、ニホンアカガエルなど 31 科 46 種の貴重種が確認されています。また、千葉県の保護上重要な野生生物「千葉県レッドデータブック」動物編によると、千葉県の保護上重要な野生生物として、75 種類の野生動物が本市で確認されており、確認された野生動物のうち 45 種が鳥類となっています。

●市内で確認された動物種数●

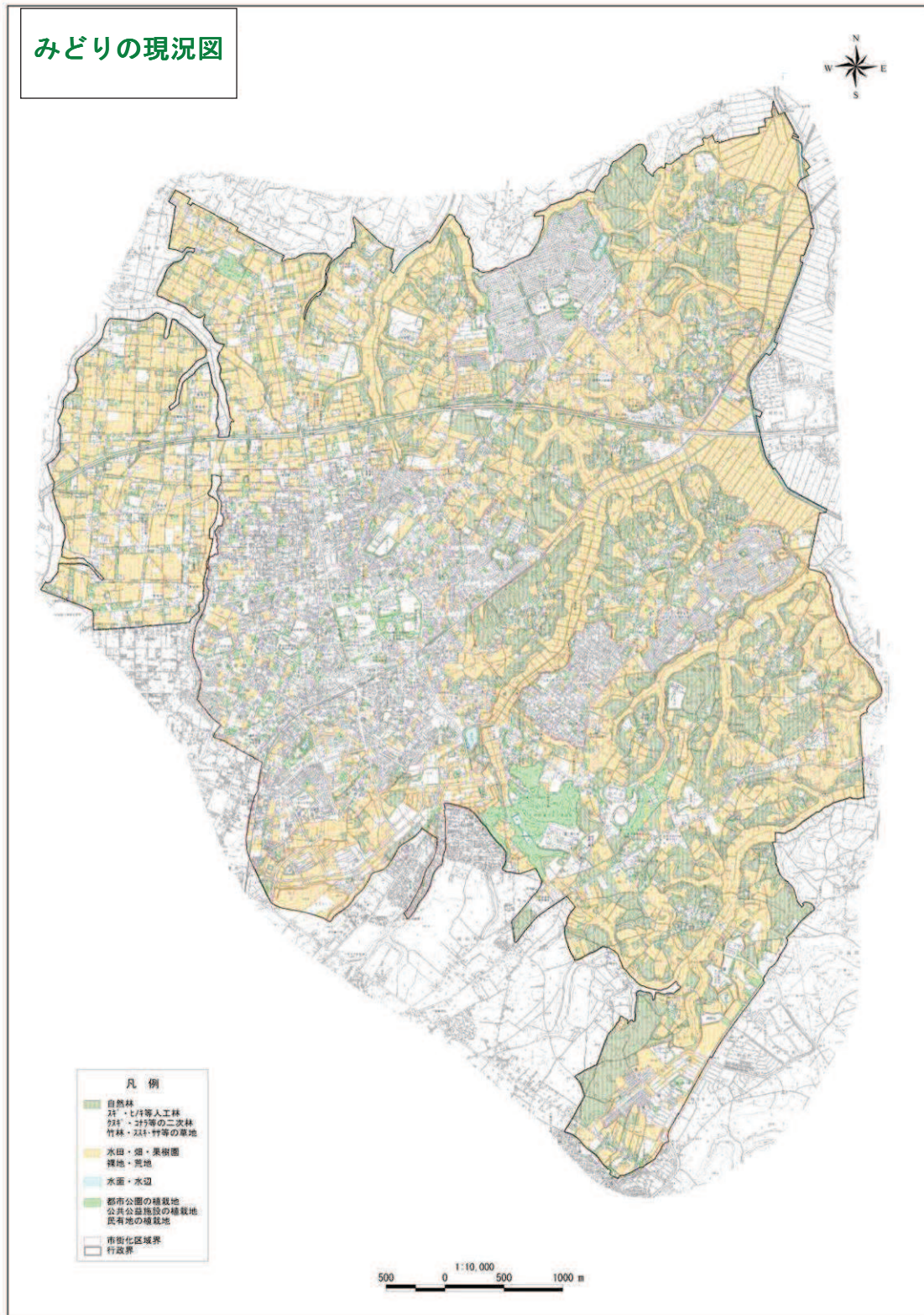
種類	確認種数	確認種のうち貴重種数
鳥類	66 種（14 目 31 科）	34 種（10 目 23 科）
昆虫類	275 種（10 目 7 科）	0 種（0 目 0 科）
哺乳類	9 種（5 目 7 科）	2 種（2 目 2 科）
爬虫類	7 種（2 目 4 科）	6 種（1 目 3 科）
両生類	4 種（1 目 3 科）	3 種（1 目 2 科）
魚類	6 種（4 目 5 科）	1 種（1 目 1 科）
ニマイガイ類類	1 種（1 目 1 科）	0 種（0 目 0 科）
マキガイ類	2 種（2 目 2 科）	0 種（0 目 0 科）
甲殻類	2 種（1 目 2 科）	0 種（0 目 0 科）

資料：四街道市自然環境調査業務委託報告書（平成 18 年 3 月）

^{*1} 潜在自然植生：伐採・植林・放牧・汚染など、人間の影響を一切停止したとき、生じると判定されるその土地の元々の植生のことです。

4. 緑地

市内の緑地は、南東部にやや偏った面的な緑地が広がっていますが、それ以外の緑地は点在しており、水田や畑が各緑地をつないでいます。また、市役所や四街道駅がある中心市街地や新興住宅地は緑地が少なくなっています。



資料：四街道市みどりの基本計画 資料編

第4節 環境活動状況

千葉県では、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定が認定されており、市内では、4団体5箇所が、里山活動協定の認定を受けています。

●里山活動協定の認定状況●

認定年月日	里山活動団体名	里山活動協定の名称	活動内容	目的となる土地の所在	面積(m ²)
平成17年11月22日	四街道プレーパーク どんぐりの森	どんぐりの森 里山活動協定	下刈、伐採、自然観察会、 森遊び	四街道市和良比 字中山 690	4,026
平成20年7月17日	四街道フォレスト	四街道フォレスト 里山活動協定	森林整備、自然観察、 環境教育、山菜・きのこ栽培	四街道市南波佐間 字山中山 196番1	8,469
平成21年6月30日			間伐、保育、自然観察、 環境教育、 山菜及びきのこの栽培	四街道市南波佐間 字山中山 209番1	9,117
平成23年5月20日	四街道里山の会	四街道里山活動協定	植栽・保育等の森林整備、 森林施業の技術研修	四街道市鹿渡 字木戸場 1126番1他 1筆	2,293
平成23年6月21日	特定非営利活動 法人 竹研究会	中台里山活動協定	竹林(森林を含む)整備、 景観整備、自然観察、 環境教育、 竹林セラピーの実践	四街道市中台 字長堀 652番1	3,024

資料：千葉県ホームページ 里山活動協定認定状況



四街道フォレストによる森林整備活動の様子

第3章 計画の目標及び方向性

第1節 望ましい環境像

本計画の望ましい環境像は、四街道市総合計画の将来都市像ならびに基本目標、施策分野等と整合を図り、次のとおり決めました。

【四街道市環境基本計画の望ましい環境像】

『みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち』

本計画では「みどり」を自然植生の緑だけでなく、人の手が加わった公園などの市街地の緑も含めた総合的な概念として捉えます。なお、市民憲章においても、緑に関する項目(私たちはみどりを愛し、樹木や花の多い、きれいなまちをつくりましょう)が掲げられています。

(参考)四街道市総合計画について

平成26年度を初年度とする四街道市総合計画の基本構想では、「将来都市像」「基本目標」を次のように定めています。また、環境基本計画に関連する方向性として、基本目標4「みどりと都市が調和したうるおいのあるまち」において、①環境保全、②循環型社会、③住環境、④生活基盤といった施策分野を定めています。

【将来都市像】

人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道

【基本目標】

基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

基本目標2 安全・安心を実現するまち

基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

基本目標5 にぎわいと活力にあふれるまち

基本目標6 とともに創る将来に向けて持続可能なまち

第2節 計画の体系

本市は、都心から40km圏内にありながら貴重な自然が残され、人々の生活と自然が接近していることが大きな特色です。この暮らしやすい本市の特色を将来の世代に伝え、守っていく責務が私たちにはあります。

そこで、本計画の望ましい環境像である「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を達成するために、市民・市民団体、事業者及び市が一体となって環境保全・環境創造に取り組む方向性として下表のとおり5つの分野ごとに長期目標を設定しました。

また、本計画を推進していくためには、市が総合的かつ効果的に施策・事業を展開していく必要があります。そこで、この5つの長期目標の達成に向けて、施策の基本方針を下表のとおり決めました。

●計画の体系●

望ましい環境像	長期目標	施策の基本方針
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	(安全安心・生活環境分野) 1. 健やかに安心して暮らせるまち	①生活環境の保全対策 ②美しく快適なまちづくりの推進 ③暮らしやすさの向上
	(循環型社会分野) 2. 循環型社会の実現に向けた 仕組みづくりを実践するまち	①3R ^{*1} の推進 ②ごみの適正処理の推進
	(低炭素社会分野) 3. 次世代に引き継ぐ 低炭素社会の実現に貢献できるまち	①省エネルギーの推進 ②温室効果ガス排出量の削減
	(自然分野) 4. 思いやりの心が育まれる 自然豊かなまち	①自然とのふれあいの推進 ②生物多様性 ^{*2} の保全
	(環境教育・行動分野) 5. みんなで環境づくりに取り組むまち	①環境情報の提供 ②環境保全活動の推進 ③環境教育・環境学習の推進

^{*1} 3R: Reduce(ごみを出さない)、Reuse(ごみを再利用する)、Recycle(再資源化)の頭文字をとって3Rと言います。

^{*2} 生物多様性: 地球上には約3,000万種とも言われる多くの生物が生きています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性と言います。

長期目標1【健やかに安心して暮らせるまち】

本市は生活環境が比較的良好な都市といえますが、野焼きと羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情の割合が多い傾向にあることに加え、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことなどから生活環境について改善する余地が残されています。

また、安心して暮らすには、憩いとうるおいを感じることのできる緑地の整備や、道路施設のバリアフリー化の推進などが重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、私たちが暮らしていくうえで欠かせない生活環境の保全と、総合的な都市整備に取り組み、生活環境の保全と快適環境の向上の推進に向けた『健やかに安心して暮らせるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①生活環境の保全対策

大気、水質、騒音等については千葉県や国等の関係機関への働きかけを含めた対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくり及び生活環境の保全対策を推進します。

②美しく快適なまちづくりの推進

市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、公園の整備、街路、住居、事業所での緑化、水辺空間の整備、違法駐輪対策などを実施し、美しく快適なまちづくりを推進します。

③暮らしやすさの向上

円滑な交通の確保、歩行者等が安全に利用できる道路づくりを進めるとともに、道路施設のバリアフリー化や排水対策の推進など、安心・防災面に配慮したまちづくりを進め、安全安心につながる都市整備を推進します。



国土交通大臣に対する航空機騒音に関する要望書の提出



物井さとくらし公園

長期目標2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムやライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会の構築に向けた取組は、現在避けることのできない課題となっています。また、本市には最終処分場がなく、焼却灰等のごみの焼却残渣の処分は、他の自治体に依存している状況です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協調して廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、『循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを実践するまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①3Rの推進

3Rの推進のために、不用品の交換の斡旋やエコショップ認定を継続するとともに、事業者には製造・流通過程での資材の再利用を働きかけ、ごみ発生量の削減を図ります。

また、自治会や子ども会などによる資源回収活動や資源回収団体への支援をはじめ、リサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率^{*1}のさらなる向上を図るとともに、マイバッグ運動や使い捨て製品の使用自粛などを市民に呼び掛け、廃棄物に関する3Rに対する市民意識の向上を図ります。

②ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理の推進のために、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、最終処分量の削減を図ります。また、不法投棄禁止についての広報、監視員制度を活用した市内パトロールを行うことにより、不法投棄のないまちづくりを推進します。



不法投棄禁止看板



資源ごみの集団回収

^{*1} リサイクル率:市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。

長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

地球温暖化問題に代表される地球規模での環境問題に対応していくことは、私たちの世代の責務となっています。また、東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故は、あらためて我々のエネルギー消費に対する意識を見つめなおす契機となりました。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が一体となって、地球温暖化対策に継続して取り組んでいくとともに、再生可能エネルギー^{*1}の導入など省エネルギーに取り組み、『次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①省エネルギーの推進

省エネルギー建築の推進、住宅用省エネルギー設備導入に対する補助制度活用の推進などによる省エネルギー設備の導入促進、省エネルギー行動の啓発などにより省エネルギーを推進します。

②温室効果ガス排出量の削減

公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度活用の推進などにより、身近な再生可能エネルギー資源の有効利用を促進します。また、公共交通機関の利用促進、エコカー^{*2}導入の推進、エコドライブの普及啓発等により、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。



旭小学校の太陽光発電設備

^{*1} 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど持続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことを指します。

^{*2} エコカー：一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。

長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

谷津田、里山など市内に残る自然環境は市民の安らぎの空間としての役割を持つほか、生態系をになう重要な要素です。わたしたち人間も生態系^{*1}を構成する一部としてこれらから多くの恩恵を受けていることから、自然環境を保全していくことはとても重要です。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、事業者、市が協働して、森林、谷津田や里山の保全、農業の活性化に取り組み、生物多様性の保全に向けた『思いやりの心が育まれる自然豊かなまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①自然とのふれあいの推進

市民農園の利用促進を図るとともに、自然観察会等への支援を推進し、自然とふれあえる機会を市民に提供します。

②生物多様性の保全

生物の生息基盤となる森林・農地の所有者への支援を推進するとともに、里山、谷津田、河川を総合的に保全することで、良好な生態系を維持し、生物多様性の保全を図ります。また、生物調査等の実施により、本市に生息・生育する貴重な生物を把握するとともに、その保護について検討します。



栗山みどりの保全事業区域

^{*1} 生態系：ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。

長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

環境保全への取組は、継続的な環境教育・環境学習が欠かせないものであり、教育現場、地域現場などすべての主体が一体となり行動、学習することが必要です。加えて、東日本大震災後は、地域のきずなの重要性があらためて見直され、地域活動に参加する機運が高まっています。

そこで、次に示す施策の基本方針に基づき、市民・市民団体、NPO、地域コミュニティなど地域社会を構成するさまざまな主体との連携・協働を一層強固なものとし、環境教育・環境学習の推進に取り組み、『みんなで環境づくりに取り組むまち』を目指します。

●施策の基本方針●

①環境情報の提供

環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報を提供します。

②環境保全活動の推進

環境保全団体と市との連携を強化するとともに、環境保全団体同士のネットワークづくりを促進します。市民・市民団体、事業者、市が協働した環境保全活動の実現に向け、三者が交流できる場の整備を図ります。

③環境教育・環境学習の推進

環境家計簿の普及啓発、自然観察会等への支援や本市の環境に関する副読本の作成、環境学習プログラムの充実など環境教育・環境学習の推進を図ります。



市民との清掃活動の様子

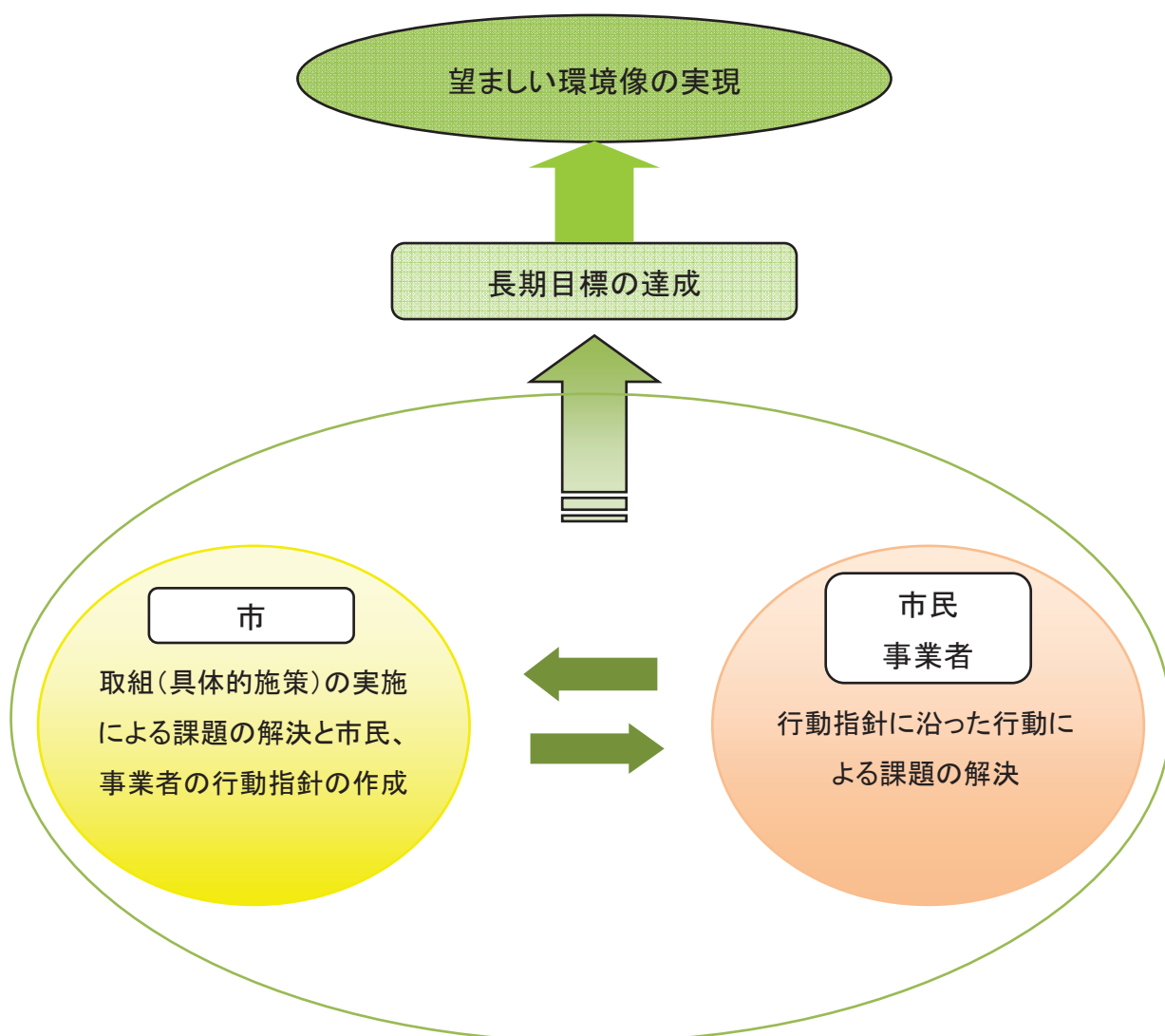
第4章 取組の展開

本章では第3章で示した施策の方針ごとに現状と課題を示し、課題に対する取組として市の具体的施策、市民^{注)}、事業者の行動指針について示しています。

望ましい環境像の実現のために、市は具体的施策の実施により課題の解決を図る一方、市民、事業者は市の施策に対応する行動指針をこころがけることで、各分野の長期目標の達成をめざします。

なお、市民、事業者の行動指針のうち、まちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れた部分は〔※〕を付けて表記しています。

注) 行動指針に示す主体については市民・市民団体を合わせて、市民と記しています。



長期目標 1 【健やかに安心して暮らせるまち】

【施策の基本方針 1-① 生活環境の保全対策】

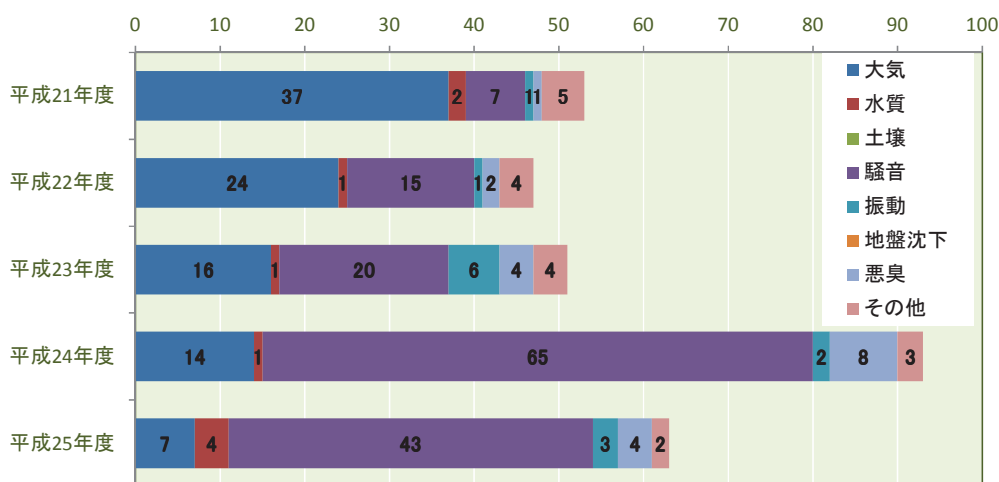
現状及び課題

生活環境の保全対策については、野焼き^{*1}や羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情などに対応した施策を推進する必要があるほか、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから、自動車の利用等を抑制する必要があります。なお、平成25年度の種別苦情件数は全63件のうち、大気が7件、騒音が43件となっており、苦情の大部分を占めています。

アンケート調査結果によると、市民は環境の将来像及び今後の施策に関して、大気汚染の防止など、生活環境を重要視する意見が多くなっています。また、小中学生は、河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なくなっています。

そこで、大気、水質、騒音等の身近な生活環境の保全対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくりを推進する必要があります。

● 種別苦情件数 ●



資料：四街道市環境経済部環境政策課資料

^{*1} 野焼き: 畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。

市の取組

	具体的施策	施策の内容	担当部署
a	大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染状況の監視の継続 野焼き監視パトロールの実施 	担当：環境政策課
b	水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> 県や周辺自治体と連携した水質汚濁の監視・測定体制の拡充 工場・事業所に対し汚濁物質削減への協力要請 公共下水道への接続の促進及び啓発 高度処理型合併処理浄化槽^{※1}の設置補助の推進と維持管理の促進 	担当：環境政策課 関連：下水道課
c	航空機騒音への対応	<ul style="list-style-type: none"> 羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音について、千葉県、関係自治体と連携した国へ対する騒音軽減に向けた対策の要望 	担当：環境政策課
d	自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> マイカーの利用抑制の呼びかけの実施 	担当：環境政策課
e	身近な生活環境問題への対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、野焼き等の身近な生活環境の保全対策の推進 不法ヤード^{※2}対策を強化するため、千葉県、警察など関係機関との連絡体制や地域と連携した監視体制の整備 	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> 食器についた油や汚れを拭き取ってから洗う、排水口にネットを使用して固形物を流さない、使用済みの食用油や米のとぎ汁を排水口に流さないなどの排出抑制に努めましょう。 	b
	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽は定期的に保守点検と清掃を実施し、浄化槽法に基づいた法定検査を受けましょう。 	b
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 違法な野焼き等の不適正焼却行為をやめましょう。 	a
	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕 	d
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 大気公害防止施設（ばい煙処理装置等）を導入するなど、適正管理に努めましょう。 	a
	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染や水質汚濁に関して定期的な測定調査の実施など適正管理に努めましょう。 	ab
	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類や揮発性有機化合物等の有害化学物質を排出しないよう大気・水質の規制基準等を遵守しましょう。 	ab
	<ul style="list-style-type: none"> 共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。 	ad
	<ul style="list-style-type: none"> MSDS^{※3}等により化学物質使用・保管管理を行いましょう。 	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

^{※1} 高度処理型合併処理浄化槽：通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10型(放流水1L当たりの総窒素濃度の日間平均値が10mg以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)や、NP型(放流水1L当たりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)などがあります。本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。

^{※2} 不法ヤード：各種法令に違反して敷地を掘り壊した場内で自動車の解体作業などを行う施設のことを指します。

^{※3} MSDS：化学物質等安全データシート（Material Safety Data Sheet）の略で、事業者が化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

【施策の基本方針 1-② 美しく快適なまちづくりの推進】

現状及び課題

本市ではこれまで総合公園の整備、都市計画道路の整備に伴う植樹帯等の設置、花と緑の基金を利用した公園のリニューアル（平成 23 年度終了）及び一般家庭に対する生垣設置の補助等の緑化に関する施策を実施してきました。しかし、本市の都市公園の市民一人あたりの面積は平成 23 年度時点で 7.2 m²であり、「みどりの基本計画」に定められている都市公園の整備目標に対し、約 2 m²足りない状況です。

また、市民に対するアンケート調査結果でも自由意見で、市民が利用できる公園の整備や自然保護を訴える意見が多く挙がっており、都市公園の継続的な整備、街路、住居、事業所での緑化をより推進し、うるおいのある都市環境を創造していく必要があります。

一方、水辺環境についてみると、大きな河川や湖沼がない本市においては市内を流れる鹿島川、手繰川、勝田川、小名木雨水幹線（小名木川）、並木川、東部排水路等が貴重な水辺空間となっており、これまでに小名木雨水幹線の整備において自然堤体を採用するなど、水辺空間の維持・整備を図ってきました。しかし、市民に対するアンケート調査結果では河川水質の浄化や水辺空間の整備についての満足度はあまり高いとは言えず、河川、水路の整備において、多自然型の改修や親水性を考慮した、市民に親しまれる水辺空間の創出が必要です。

居住環境では、市内中心部における自転車駐車場整備の進展により、放置自転車の数は減少傾向にあるものの、依然として多くの放置自転車が見受けられ、景観上も好ましくないことから、自転車駐車場の利用促進をさらに図る必要があります。また、計画的に開発された住宅地の中には、整備後、30 年以上を経過した地域もあり、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られる一方で、空き家の増加などが見受けられるようになり、これらの課題に対応していく必要があります。

そこで、市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、都市公園を中心にした市内全体の緑化や防災上も有効な水辺空間の整備、景観対策としての自転車駐車対策、良好な住宅・住環境の整備に取り組み、美しく快適なまちづくりを進める必要があります。

●四街道市内の都市公園設置状況●

公園種別	箇所数(箇所)	面積(m ²)
総合公園	1	193,000
地区公園	1	41,323
近隣公園	6	111,603
街区公園	137	149,492
合計	145	495,418

資料：平成 25 年版四街道市統計書

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の確保・整備の継続 ・社寺林・屋敷林の保全 	担当：都市計画課 産業振興課
b	公共施設や住居、工場・事業所等の緑化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の緑化（グリーンカーテンなど）の推進 ・生垣設置補助金の継続推進 ・自治会等の団体との協働による公園の維持・管理の推進 	担当：管財課 都市計画課 関連：建築課 環境政策課 道路管理課
c	街路樹の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の維持・管理の推進 ・四街道駅前大日線の松並木通り等の維持管理 	担当：道路管理課 関連：管財課
d	保存樹木、保存樹林指定制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・古木や巨木等を保存樹木に指定し、樹木等の保存管理への補助の実施 	担当：産業振興課 関連：社会教育課
e	親水性と田園環境に配慮した水辺空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、水路等の整備に伴う生態系に配慮した市民に親しまれる良好な水辺空間の創出 	担当：環境政策課 関連：下水道課
f	違法駐輪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐輪の発生防止についての市民への啓発 ・放置自転車の撤去の推進 	担当：道路管理課
g	良好な住宅・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物に対するパトロールの強化、市営住宅の改修工事の促進 ・増加傾向にある空き家の実態調査の実施及び空き家の効果的な対策の検討 	担当：建築課 関連：自治振興課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地、松並木、街路樹・保存樹木・樹林を大切にしましょう。 	acd
	<ul style="list-style-type: none"> ・庭やベランダに花や樹木を植え、生垣を作りましょう。 	b
	<ul style="list-style-type: none"> ・県の開催する緑のカーテンコンテストに参加しましょう。〔※〕 	b
	<ul style="list-style-type: none"> ・河原や水辺の美化に努め、そこに生息する動植物を大切にしましょう。 	e
	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車は所定の自転車駐車場に置きましょう。〔※〕 	f
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地の美化等に協力しましょう。 	a
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の緑化に努めましょう。 	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

【施策の基本方針 1-③ 暮らしやすさの向上】

現状及び課題

都市計画道路^{*1}は安全で快適な市民生活を支え、円滑な交通を確保する機能を持つだけでなく、災害時には避難路を提供し、火災の延焼を防ぐ防火帯としての機能を持ちます。本市では23路線、総延長にして約50kmを都市計画決定していますが、平成25年度の時点で完成しているのは4割程度となっています。

また、一般国道51号と主要地方道千葉・臼井・印西線が通過している本市は、周辺の都市間を移動する通過交通量の割合も高く、交差点改良や道路拡幅が遅れていることから、交通渋滞の発生が起きやすい状態となっており、計画的な道路整備が重要となります。

そこで、安全で快適な市民生活を創造していくためには、道路交通による公害の抑制効果の期待できる街路樹の整備・維持管理や円滑な交通の確保のための道路の維持・管理を継続して進める必要があります。また、市民の誰もが快適に暮らしていくには、障害者や高齢者の使い勝手がよいバリアフリー化された歩道や交通安全施設も重要といえます。

さらに道路の冠水、住宅の浸水に対する対策など安心して暮らせる住環境を確保するための取組も必要です。



主要地方道臼井印西線

^{*1} 都市計画道路：都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の4種類があります。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	道路網の整備と安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市道(生活道路)の整備・充実 ・都市計画道路等の整備 ・道路の不法占用、沿道樹木の張り出しによる交通障害物対策の実施 ・交通環境を向上させるため、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備の推進 	担当：道路建設課 道路管理課
b	排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水や住宅浸水を改善するための雨水管、雨水貯留施設、道路側溝の新設と改修工事の実施 	担当：道路管理課 関連：下水道課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・四街道市私道整備助成金制度を活用しましょう。 	a
	<ul style="list-style-type: none"> ・人や自動車の通行の妨げとなる道路の不法占用は止め、このような行為を発見したら関係機関（市・警察署）に連絡しましょう。 	a
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤等を奨励・実践し、市内の交通渋滞の緩和に努めましょう。 	a
	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の涵養を促進するため、地下浸透マス^{*1}などを整備しましょう。 	b

^{*1} 地下浸透マス：住宅地などに降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。

長期目標 2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを实践するまち】

【施策の基本方針 2-① 3Rの推進】

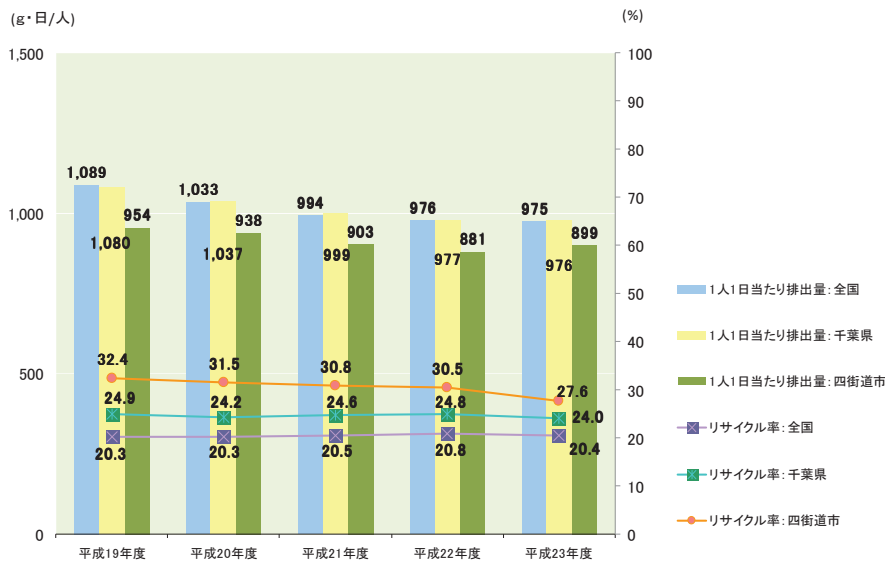
現状及び課題

本市の1人1日当たりのごみの排出量は全国と比較すると少なく、平成23年度にやや増加しているものの、おおむね減少傾向にあります。リサイクル率も全国平均と比較して高くなっていますが、本市は市内に最終処分場を持たないため、さらにごみの発生量を削減させる必要があります。

ごみの発生量のさらなる削減は、市民の理解と積極的な行動が必要です。市民に対するアンケート調査結果では、環境の将来像として、3Rを重視した意見が多く支持されているとともに、今後の施策の方針としてごみ処理施策が重要視されています。また、小中学生に対するアンケート調査結果でも、まちのごみ処理状況に関してあまり良い印象を持っておらず、ごみ問題を心配している児童・生徒が多いことがわかります。

そこで、ごみ発生量の削減を図るとともにリサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率のさらなる向上を図るなど3Rを確実に推進していくことが必要です。また、マイバッグ持参運動や使い捨て製品の使用抑制などを市民に呼び掛けるなど3Rの普及啓発を図り、廃棄物削減に関する一層の市民意識の向上を図る必要があります。

●ごみの処理状況（排出量・リサイクル率）●



資料：平成23年度一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）
平成23年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について（千葉県）
四街道市ごみ処理量より算出（四街道市）

本市のごみの発生抑制への取組「エコショップよつかいどう」

エコショップよつかいどう認定制度

本市では平成 17 年 10 月からエコショップよつかいどう認定制度を開始しました。

エコショップよつかいどう認定制度はごみの発生量を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接なかかわりを持つ市内の小売店を対象に以下の認定条件を満たす店舗に認定証と認定マークをお渡しする制度です。

平成 24 年度までに 6 店舗が認定を受けています。

認定基準

- I. 市内に所在がある小売店であること
- II. 次の 8 つの事項のうち、3 つ以上実施していること
 - (1) 買い物袋又は買い物かごの持参の奨励
 - (2) 商品のばら売り又は量り売り
 - (3) 簡易包装又は無包装
 - (4) リサイクルのための牛乳パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
 - (5) 再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品等環境に配慮した商品の販売
 - (6) 販売した商品の修理サービス
 - (7) 広告、チラシ等での再生紙の使用
 - (8) 消費者に対するごみの減量、リサイクル等の呼びかけ



エコショップ認定マーク

市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 不用品の交換情報の提供	・市役所での掲示や市政だよりによる不用品の交換情報の提供	担当：産業振興課
b エコショップの認定	・「エコショップよつかいどう」認定事業の継続・推進	担当：廃棄物対策課
c 資源物回収活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・雑紙、植栽剪定枝、廃食油、小型電子機器のリサイクルの推進 ・自治会や子ども会など資源物回収団体への支援 ・家具類等を引き取り、補修、販売を行うリユースの拠点施設整備の検討 	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
d リサイクル処理の最適化とごみの分別と収集の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル処理の最適化の検討 ・新たな分別方法による収集の検討 	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
e ごみの出し方やリサイクルに関するルールの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより掲載の「クルちゃんのごみのはなし」による啓発の継続 ・自治会との協働によるごみの出し方のルール遵守の徹底 ・講習会や出前講座によるリサイクルに関する市民への啓発 	担当：廃棄物対策課 ：クリーンセンター
f ごみに関する意識の高揚	・3Rの推進を目的とした資源物集団回収の実施を通じた市民意識の向上促進	担当：廃棄物対策課

●「クルちゃんのごみのはなし」掲載履歴●

	掲載号	記事
平成24年度	4月15日	インクカートリッジのリサイクルにご協力を
	5月15日	剪定枝の出し方
	6月15日	携帯電話のリサイクルにご協力を
	7月15日	可燃ごみの減量は分別の徹底から
	8月15日	可燃ごみの焼却灰はどこに行くの？
	9月15日	買い物にはマイバッグを持って行きましょう
	10月15日	10月は「3R推進月間」です
	11月15日	太さ10cmの木の枝は可燃ごみ？
	12月15日	大掃除はお早めに
	1月15日	正しくごみを出して火災事故をなくそう
	2月15日	「エコショップよつかいどう」
	3月15日	可燃ごみの減量について
	平成25年度	4月15日
5月15日		剪定枝の出し方
6月15日		不用品、粗大ごみ、家電等の回収業者とのトラブルにご注意ください！
7月15日		可燃ごみはしたら減らせるの？
8月15日		買い物にはマイバッグを持っていきましょう
9月15日		粗大ごみを分解したら集積所にさせるの？
10月15日		10月は「3R推進月間」
11月15日		粗大ごみの持ち込みについて
12月15日		大掃除はお早めに
1月15日		プラスチック・ビニールごみを正しく分別しよう
2月15日		エコショップよつかいどう
3月15日		それ、本当に可燃ごみ？

◎ 廃棄物対策課 ☎421-6132

クルちゃんのごみのはなし 122

10月は「3R推進月間」

10月は「3R推進月間」です。皆さんは「3R」という言葉をご存じですか。これまで日本は、大量の資源を使って大量の製品を生産し、消費することで豊かな社会を築いてきました。しかし、その結果、膨大な量の廃棄物が排出され、深刻な環境問題をもたらしています。では、こうした廃棄物や資源の問題に、私たちはどのように対処すればよいのでしょうか？そのキーワードが「リデュース・リユース・リサイクル」の3つのRです。

①リデュース (Reduce) =物を大切に使い、ごみの発生を抑えることです。例えば、買い物にはマイバッグを持って行ったり、必要ないものは買ったりもらったりしないようにしましょう。

②リユース (Reuse) =繰り返し使うことです。例えば、ビールや牛乳の瓶は洗浄・消毒して中身を詰め替え、繰り返し使います。家庭で不用になったものも不用品コーナーなどを利用して譲り合ひましょう。

③リサイクル (Recycle) =再び資源として利用することです。ごみをもう一度資源として使えるように資源物はきちんと分別して出しましょう。リサイクル製品を積極的に利用することも大事です。

「3R」はメーカー、販売業者、消費者それぞれが取り組む必要がありますが、以上のことはどれも私たちにできることです。身近なことから取り組んで循環型社会を目指しましょう。

ごみ量比較・可燃ごみ

H25.8月分 約1,320 t (前年同月比 約+23 t) H24.8月分 約1,297 t

3Rについてわかりやすく説明しています。

(市政だより(平成25年10月15日号)掲載)

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・ 不用品はすぐに廃棄せず、市役所のリサイクル品交換コーナーを活用しましょう。	a
	・ 「エコショップよつかいどう」認定ショップを利用しましょう。	b
	・ エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により適切に処理しましょう。	ce
	・ 定められたルールに従い、ごみを分別・排出しましょう。〔※〕	de
	・ 必要なものを必要な量だけ購入し、繰り返し使用できる容器や詰め替えが可能な物を選んで購入するようにしましょう。	e
	・ クリーンセンターで実施する見学会等に参加しましょう。	e
	・ 自治会等でごみの集積所の清掃当番制を定めましょう。〔※〕	f
事業者	・ 「エコショップよつかいどう」認定ショップの登録を受けましょう。	b
	・ 使い捨ての製品の使用や購入を減らしましょう。	f
	・ 包装や容器の削減に取り組みましょう。	f
	・ 詰め替え可能な容器、リターナブル容器 ^{*1} などの販売を促進しましょう。	f
	・ 裏紙の利用や両面コピーなどにより紙の有効利用に取り組みましょう。	f
	・ 建設副産物の発生抑制、適正処理、有効利用に努めましょう。	f

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

家電リサイクル法

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成13年4月から施行されました。

この法律では、家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

家電リサイクル法で小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等が義務付けられる家電4品目

①家庭用エアコン ②テレビ ③電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ④電気洗濯機・衣類乾燥機

資料：環境省ホームページ

^{*1} リターナブル容器：飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。

【施策の基本方針2-② ごみの適正処理の推進】

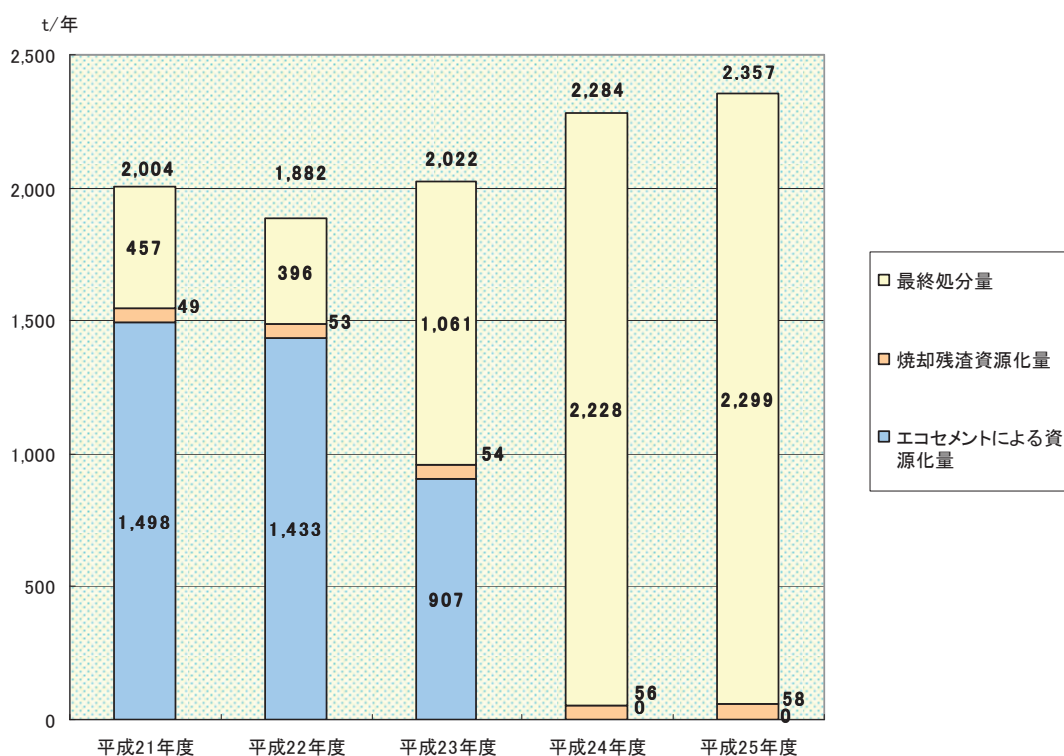
現状及び課題

本市は市内に最終処分場を持たないために、ごみの焼却灰等の最終処分を他の自治体に依存しています。焼却灰の民間のエコセメント^{*1}再生工場での再利用も図っていましたが、東日本大震災以降、放射能の問題でセメントとしての再利用は困難な状況となっていることに加え、焼却残渣も増加しつつあることからより一層のごみの減量化が必要となっています。

また、市民に対するアンケート調査結果では今後の施策の方針としてごみの減量化・資源化・適正処理を重要視しており、不法投棄に対する施策について満足度は低く、重要度は高くなっています。

そこで、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、ごみの処理を推進して最終処分量の削減を図る必要があります。また、不法投棄についての広報、監視員制度を活用した市内パトロール等により不法投棄のないまちづくりが必要です。

●四街道市一般ごみの焼却残渣処理の推移●



資料：四街道市ごみ処理量より算出

^{*1} エコセメント：焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	焼却ごみ量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 古紙類（新聞、雑紙、ダンボール、雑誌、紙パック）・繊維類の分別収集の徹底等、市民への可燃ごみ削減方法の啓発 紙類の分別を促進するなど事業系ごみの減量化の推進 	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
b	ごみ処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターの定期的な点検・整備及び老朽化した設備の修繕等の実施 	担当：クリーンセンター
c	不法投棄の防止と不法投棄された廃棄物の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止看板の設置と広報の継続 環境保全指導員や不法投棄等監視員による市内パトロールの実施 不法投棄された廃棄物の速やかな撤去の実施 一般ごみの集積所での不法投棄廃棄物へのラベルによる警告の実施 	担当：廃棄物対策課 環境政策課 クリーンセンター

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民・事業者	古紙類・繊維類の分別を徹底しましょう。	a
	コピーの削減やペーパーレス化を進めましょう。	a
	再生古紙を利用しましょう。	a
	生ごみは水を切り、減量化を図りましょう。	a
	不法投棄はやめましょう。	c
	ごみはルールに従い、適正に出しましょう。	bc

●現在の焼却灰の処理状況について

クリーンセンターで発生した焼却灰の一部を以前まではコンクリート製品など幅広い用途に使用することの出来るエコセメントとして再資源化を図ってきましたが、焼却灰の受け入れ先であった民間のエコセメント会社が東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響のため、操業休止となったことを受け、焼却灰の再資源化は困難な状況となっています。

そのため最終処分場を持たない四街道市では、従来から処分をお願いしている銚子市に加え、北茨城市にも焼却灰の処分をお願いしている状況です。

なお受け入れ先に搬出する際には、埋め立て可能な焼却灰の放射性物質濃度の上限基準を下回っていることを確認検査した上で処分をお願いしています。

長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

【施策の基本方針3-① 省エネルギーの推進】

現状及び課題

本市では千葉県地域グリーンニューディール基金事業補助金制度^{*1}を活用し、市役所庁舎屋上に小規模風力発電システムを自然エネルギー利用の普及啓発のためにモデル設置したほか、市民に対して住宅用省エネルギー設備設置費補助金等を交付してきました。

また、クリーンセンターからの余熱を園芸栽培や温水プールに利用し、省エネルギーの促進を進めてきました。

市民に対するアンケート調査結果では今後の施策として、省エネルギーを重要視しています。今後、公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅、事業所への普及を促進し、太陽光発電システムの導入率向上を図るとともにバイオマスエネルギー等の導入可能性を検討する必要があります。

さらに、市役所においては、四街道市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー・節電を進めるとともに、市民・市民団体、事業者と一体となって市域全体の省エネルギー・節電を推進する体制づくりを進める必要があります。

●四街道市住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の交付（申請）実績●

（平成25年度実績）

項目	家庭用燃料電池システム	定置用リチウムイオン蓄電システム	電気自動車受給電設備	太陽光発電システム
補助金交付者数（人）	10	1	0	110
補助金交付合計額（万円）	100	20	0	990.3

住宅用省エネルギー設備設置費補助金

地球温暖化の防止と家庭におけるエネルギーの安定確保並びにエネルギー利用の効率化・最適化を図るために住宅用エネルギー設備を設置した市民に対し、設置費用の一部を本市が補助する制度です。

補助対象となる住宅用省エネルギー設備は家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車受給電設備の3種です。

住宅用太陽光発電システム設置費補助

環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止等の環境保全に資するために住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して、住宅用太陽光発電システム設置費の一部を本市が補助する制度です。

^{*1} 地域グリーンニューディール基金(千葉県): 国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成21年から平成23年まで千葉県に設置された基金です。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	省エネルギー建築の推進	・断熱材使用やLED等の省エネルギー設備を導入した省エネルギー型建築の普及促進	担当：環境政策課 関連：建築課 ：管財課 ：自治振興課 ：教育総務課
b	省エネルギー設備の導入促進	・公共施設への太陽光発電の導入の推進 ・住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の継続 ・小規模雨水利用設備設置費等補助金の継続	担当：環境政策課 関連：建築課 ：教育総務課 ：管財課
c	省エネルギー行動の普及	・節電行動の普及啓発 ・公共施設における省エネルギー行動の実施	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・住宅の新築や改築の際、断熱材やエネルギー効率の高い省エネルギー機器の導入に努めましょう。	ab
	・住宅用省エネルギー設備設置費補助金や住宅用太陽光発電システム設置費補助金などの制度を利用しましょう。	b
	・小規模雨水利用設備設置費等補助金制度を利用しましょう。	b
	・電気製品を使用しないときは主電源を切り、コンセントプラグをぬきましょう。	c
	・エアコンはこまめに手入れして機能維持に努めましょう。	c
	・照明や家電の購入時はLEDランプや省エネルギータイプの製品を選びましょう。	c
市民・事業者	・暖房温度は20℃、冷房温度は28℃を目安に設定し、ウォームビズ、クールビズを励行しましょう。	c
事業者	・太陽光等の再生可能エネルギーや廃熱利用などの未使用エネルギーを利用しましょう。	b
	・オフィス等の照明やパソコン等機器の電源をこまめに切り節電に努めましょう。	c
	・共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。	c
	・従業員に対する省エネルギー環境教育を実施しましょう。	c

【施策の基本方針3-② 温室効果ガス排出量の削減】

現状及び課題

本市の平成23年度のCO₂排出量は平成2年に比べると、家庭部門は82%、運輸部門（自動車のみ）は52%と増加割合が特に大きくなっています。

家庭部門の1世帯当たりのCO₂排出量も20%増加しており、世帯数の増加が市全体の排出量に大きく影響しています。同様に運輸部門の1台当たりのCO₂排出量は、14%減少していますが、車保有台数が増加しており、温室効果ガス排出量削減に向けた対策が必要となっています。

そこで、環境家計簿^{*1}などの普及を通じて、市民の意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進、市民や事業者の公共交通機関の利用促進やエコカーの導入の推進、エコドライブの普及啓発により、自動車利用の削減と見直しを図り、市域全体として温室効果ガス排出量削減を推進する必要があります。

●四街道市の温室効果ガス排出量推計値●

部門 年度	市全体排出量			家庭部門排出量			運輸部門（自動車）排出量		
	総排出量 (千 t-CO ₂)	一人当たり排出量 (t-CO ₂ / 人)	人口 (人)	総排出量 (千 t-CO ₂)	1世帯当たり排出量 (t-CO ₂ / 世帯)	世帯数 (世帯)	総排出量 (千 t-CO ₂)	1台当たり排出量 (t-CO ₂ / 台)	市の車種別保有台数 (台)
平成2年度	424	5.9	72,157	65	3.0	21,503	87	2.9	30,354
平成23年度	444	5.1	86,923	118	3.6	32,688	132	2.5	52,596
増減率	5%	-14%	20%	82%	20%	52%	52%	-14%	73%

注) 増減率は平成2年比です。

資料: 人口は平成25年版四街道市統計書(国勢調査)、その他は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト部門別CO₂排出量の現況推計

^{*1} 環境家計簿: 家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境家計簿の普及	・ 環境家計簿による省エネ行動の普及	担当：環境政策課
b	身近な再生可能エネルギー資源の有効利用	・ 太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入可能性の検討 ・ 学校給食等から回収した廃食油を利用したバイオ燃料の精製の検討	担当：環境政策課 ：障害者支援課
c	上手な自動車利用の促進	・ マイカーの利用抑制の呼びかけ ・ 市の公用車購入要領に基づく低燃費車等のエコカー導入	担当：環境政策課 ：管財課
d	公共交通の利用促進と充実	・ バス、鉄道等公共交通の利用促進に向けた情報提供の充実 ・ 関係機関との協議による市内バス路線の再編成等利便性向上への取組の推進	担当：政策推進課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 環境家計簿を継続的に利用しましょう。	a
市民・事業者	・ 太陽熱等再生可能エネルギーを積極的に導入しましょう。〔※〕	b
	・ 環境にやさしい運転（エコドライブ）を実践しましょう。〔※〕	c
	・ 自動車を買う際はエコカーを選びましょう。	c
	・ 自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕	cd

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



市内循環バス(ヨッピー)

長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

【施策の基本方針4-① 自然とのふれあいの推進】

現状及び課題

四季折々の変化に富む自然の中で、土や草花や様々な生き物とふれあい、その快適な自然の中に身を置くことは、私たちに憩いや、やすらぎを与えてくれます。人と自然の接点が希薄になりつつある現在、レクリエーションや観光、環境学習などの活動を通じて、自然とのふれあいを図り、私たちの生存基盤ともなる地域の自然への理解を深めていくことが重要です。

また、農林業の活動は食料等の生産目的だけでなく、私たちに生物多様性の保全の意味合いや自然循環そのものを教示してくれるなど、農林業と触れあうことで自然への理解が深まります。

本市では、これまでに総合公園の整備や今宿、打越、大割の3箇所の市民農園の整備などを通じ、市民の自然とのふれあいを強化してきました。

一方、市民に対するアンケート調査結果では環境の将来像として豊かな自然を重要視する意見が多く、重視すべき施策として「みどりのまちづくりの推進」をあげています。小中学生に対するアンケート調査結果でも自然環境に恵まれているという印象を持っている小中学生が多く、山林などの自然を守りたいという意見が多い結果となっています。

そこで、さらに多くの市民に本市の自然を理解してもらうため、森林や里山を利用した自然観察会の活用、農林業の体験を通じ、自然とのふれあいを推進する必要があります。

●市民農園の利用率●

農園名	総区画数	利用区画数	利用率
今宿市民農園	120	83	69.2%
打越市民農園	120	100	83.3%
大割市民農園	120	80	66.7%

注)平成26年3月末現在

資料:四街道市産業振興課資料

市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 自然とふれあ う機会の充実	・「花と緑の基金」をはじめとする緑化推進体制の強化による一般家庭や公園等の身近なみどりの整備の推進	担当：都市計画課
	・NPO等との連携による里山、谷津田、社寺林、屋敷林、公園など市内の自然を利用した自然観察会等市民が自然にふれあえる機会づくりの推進	担当：環境政策課 関連：都市計画課 ：社会教育課 ：政策推進課
b 環境観察モデル地区の活用	・観察モデル地区 ^{*1} を指定し、緑地や里山、湧水等の市民の学習の場としての活用	担当：環境政策課 関連：都市計画課 ：都市整備課
c 農林業とのふれあいの促進	・市民農園の利用促進 ・市民農林業大学を通じて農林業とのふれあいの場の提供	担当：産業振興課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・家庭菜園に取り組みましょう。〔※〕	c
	・市民農園を積極的に利用しましょう。〔※〕	c
市民・事業者	・地域のNPO等が主催する自然環境に関する環境学習に積極的に参加しましょう。	a
	・本市の自然を象徴する里山・谷津田に関する知識を深めましょう。森林・里山の保全活動及び体験学習に積極的に参加・協力をしましょう。	a
	・花壇、生垣など身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a
	・環境観察モデル地区 ^{*1} で行われる自然観察会などに参加・協力をしましょう。	ab
事業者	・身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



四街道プレーパークどんぐりの森の「森まつり」の様子

^{*1} 観察モデル地区：里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。

【施策の基本方針4-② 生物多様性の保全】

現状及び課題

本市のみどりは南東部にやや偏って緑地が存在するほかは、多くの緑地が市内に点在している状態です。健全な生態系を維持するためには、これらのみどりや水辺をつなぐネットワークが必要ですが、充分ではありません。

市内の動植物の状況は平成18年度に本市が実施した「四街道市自然環境調査」では貴重種が植物では28科45種、動物では31科46種確認されていますが、その後の状況は把握されていません。

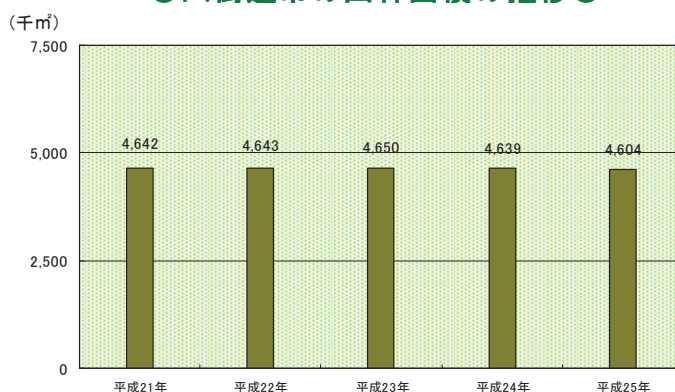
また、本市の自然環境の特徴である「谷津田や里山」の保全には農林業者の関与が必要となりますが、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題から農業従事者が減少しており、耕作放棄地も増加しています。

本市ではこれまで「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」により土壌汚染の防止と土地の改変に配慮することでみどりの保全を図るとともに、物井及び栗山地区の山林を借上げ、市民の森として開放してきましたが、山林の面積は年々減少している状態です。

また、小中学生に対するアンケート調査の結果では「市内に残したい環境」の問いに対して約6～7割の小中学生が「山林などの自然を残したい」と回答しており、市内の自然環境を重視していることがわかります。

そこで、生物多様性を保全するため「谷津田や里山」と点在する緑地や水辺などをつなぐみどりのネットワークの構築を推進するとともに、農業経営者への支援や地産地消^{*1}の促進により、農業の活性化を図る必要があります。また、自然環境調査による市内の動植物の生息・生育状況の現状の把握に努め、その結果を環境教育などの情報源として有効活用することにより市民意識の向上を図るとともに、外来生物対策や野生鳥獣の適正管理を進め、市内の生態系に配慮していくことが必要です。

●四街道市の山林面積の推移●



資料：平成25年度版四街道市統計書

^{*1} 地産地消：地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組です。

市民の森

自然環境の保全や市民の憩いの場として樹林地の所有者のご厚意により土地を借り上げて設置するもの(四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例により)で、市内に2箇所あります。園内ではさまざまな樹木や野草を見ることができます。

栗山市民の森



昭和62年に市民の森として指定されました。小鳥が水浴びできるように小鳥のプールを設けています。

(四街道市ホームページ)

物井市民の森



平成5年に市民の森として指定されました。湿地などがあります。

(四街道市ホームページ)

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	森林・里山・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に残る森林、里山、農地所有者との調整や支援の検討 ・水源の保全、不法投棄や耕作放棄地への有効な対策の検討 ・市民との協働による栗山地区での里山の保全、自然景観の保持、自然と触れ合う憩いの場の創出などの総合的・一体的整備の実施 ・土砂等の埋立て等による土壌汚染を防止するための監視パトロールの実施 	担当：産業振興課 ：都市計画課 ：環境政策課
b	水とみどりのネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、谷津田、里山、水辺と公園、街路樹等をつなぐ水とみどりのネットワークの構築 	担当：都市計画課 関連：環境政策課
c	自然環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域の動植物を対象とした自然環境調査の実施 	担当：環境政策課
d	森林・農地所有者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画に基づく総合的な農業の振興 ・耕作放棄地の再生利用の推進 ・環境にやさしい農業経営者（エコファーマー^{*1}）への支援 ・認定農業者^{*2}の育成支援の促進 ・ファーマーズマーケットや朝市の開催、市内で採れた地場産の食材を利用した学校給食やレストラン等多様な販売先の開拓による地産地消の促進 ・四街道市森林整備計画を改定（平成25年度）し、森林所有者による下草刈りなど森林整備への支援の実施 	担当：産業振興課 関連：農業委員会事務局 ：指導課
e	外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物に対する情報提供 	担当：環境政策課



カミツキガメ(特定外来生物)

^{*1} エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（略称：持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。

^{*2} 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人を示します。認定されると、融資や税制面での支援を受けることが出来ます。

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・市内のNPOやPTA等を通して地域の公園や学校ビオトープ※ ¹ などの維持管理活動に参加し、市民・地域が主体となった里山の管理を進めましょう。〔※〕	ab
	・市内の動植物を大切にし、貴重な動植物の保全地として管理されている場所では定められたルールに従って行動しましょう。	c
	・地域の農業について理解を深めましょう。	d
	・森林所有者は森林機能の維持・増進のため整備を行いましょう。	d
市民・事業者	・森林・里山・谷津田の保全活動に参加しましょう。〔※〕	a
	・エコファーマーの生産した農産物を積極的に購入しましょう。（地産地消の促進）	d
	・地域の公園やビオトープの維持・管理に協力しましょう。	b
	・外来生物法に指定される特定外来生物の捕獲、飼養、売買等を行わないようにしましょう。	e
事業者	・保有している緑地の適正管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



稲刈りの風景

※¹ ビオトープ: 生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、野生生物が息できる空間を意味しています。

長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

【施策の基本方針5-① 環境情報の提供】

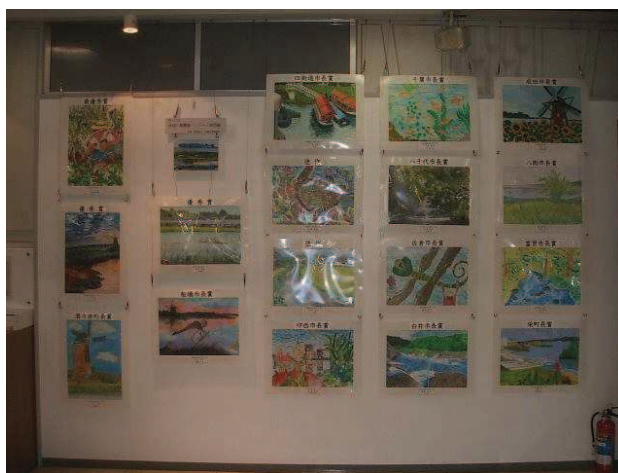
現状及び課題

本市では、環境保全の必要性が認識されているものの、取組が十分であるとは言えません。その要因の一つとして、市による施策評価は毎年実施されているものの、環境情報の提供不足が挙げられます。

本市の環境の現状や環境への負荷、環境保全活動などについての情報提供により、市民・市民団体、事業者の環境に対する意識の向上を図ることで、自主的な取組を高めていくことが重要です。

また、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が求められていますが、その根幹となるものが情報提供です。市民に対するアンケート調査結果でも環境情報の提供に関する施策についての市民の満足度はあまり高いとは言えません。

そこで、環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報の提供方法について検討していく必要があります。



Face Book 上で公開した写真(印旛沼ポスター展)

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境情報の定期的発信	・環境白書や市政だより等による最新の環境情報や環境基本計画に基づく施策の実施状況についての情報公開	担当：環境政策課
b	多様なツールによる情報発信	・市政だよりやホームページによる環境情報発信の充実 ・ソーシャルネットワーキングサービス ^{*1} 等を利用した新たな情報発信ツールの活用	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・環境白書など市から発信される環境情報を積極的に収集し、環境に関する理解を深めましょう。	a
事業者	・自社の環境保全への取組の情報を公開しましょう。	a
	・最新の環境情報を収集し、社内に情報発信できる体制を整えましょう。	b



市政だよりよつかいどう
(平成 25 年 11 月 15 日号)

本市で発行する広報紙で、1ヶ月に2回発行され、市民に様々な情報を提供しています。

^{*1} ソーシャルネットワーキングサービス: SNSと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのことです。

【施策の基本方針5-② 環境保全活動の推進】

現状及び課題

本市では4団体(5箇所)が、千葉県が制定する「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定の認定を受けています。また、市民と協働でごみゼロ運動などの地域清掃活動による環境美化運動を実施しています。

このような環境保全活動をさらに活性化させるためには、国・県・周辺自治体及び市民・市民団体、事業者と連携して運動を展開する必要がありますが、各主体同士の交流の場が少ない状況です。

アンケート調査結果では市民の環境保全活動に関する満足度は低く、さらに環境保全活動への参加意欲は高いとは言えません。また、事業者においても環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない状況にあります。

そこで、環境保全活動を推進するために、市民・市民団体、事業者の自発的な活動へのサポートや、市を含めた各主体が一体となり、協働して環境保全活動を行うために交流できる場や組織の整備が必要です。



環境基本計画まちづくり市民会議風景

市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	市民やNPOの自発的な活動のサポート	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動への市民参加機会の充実を図るための「市民提案手続き」^{*1}の利用促進 「みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)」^{*2}による市民自らが企画し実施する環境保全活動の支援 	担当：環境政策課 関連：政策推進課
b	広域的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 印旛沼流域環境・体験フェアや手繰川河川清掃活動など周辺自治体や千葉県及び市民と協働した環境保全活動の実施 	担当：環境政策課
c	美しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止及びごみゼロ運動の推進 	担当：環境政策課 : クリーンセンター
d	交流の場としての機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館等公共施設を活用した市民の活動の場の提供 	担当：環境政策課 関連：社会教育課
e	交流のための組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民・市民団体、事業者、市の交流のための組織の拡充と協働の促進 	担当：環境政策課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や市が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。 	abc
	<ul style="list-style-type: none"> 環境の問題に対し、社会環境の変化に対応しつつ責任ある市民行動を実践しましょう。〔※〕 	abc
	<ul style="list-style-type: none"> ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。 	c
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市民・市民団体、事業者、市との交流のための組織に参加し、環境に関する情報を交換しましょう。 	de
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関するボランティア活動について積極的に活動している社員や部署を評価し、その行動内容を社内で共有しましょう。 	ae
	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域の環境保全活動に対し、支援・協力しましょう。 	ace
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の清掃などを行いましょう。 	c

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

^{*1} 市民提案手続き: 市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

^{*2} みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道): 特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。

【施策の基本方針5-③ 環境教育・環境学習の推進】

現状及び課題

本市では市役所庁舎屋上に設置した小規模風力発電装置を活用し、市役所見学や職場体験に訪れた多くの市内の小中学生に対し、再生可能エネルギーを利用する上での利点や問題点を紹介してきたほか、市民に対し大気や河川の話題を中心とした生涯学習まちづくり出前講座を実施してきました。また、環境教育・環境学習の基礎となる情操教育の一環として、郷土意識を高めるための歴史資料の収集、整理保存など地域文化の保存を実施してきました。

市民に対するアンケート調査結果では環境教育に関する現状の施策の満足度は高いとはいえ、環境教育・学習体制の早期確立、充実が求められています。

環境問題の解決には誰もが環境情報を得ることが出来る仕組みの整備を行うとともに、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が重要です。

そこで、学校や市民団体、NPO等と連携した副読本の作成等、環境教育・環境学習プログラムづくりを行うとともに、地域文化の保存・継承と郷土学習の充実を目指して、環境教育・環境学習の推進を図ります。

●小中学生に対する市庁舎屋上風力発電装置を利用した環境学習の実績●

年 度	小学生(人)	中学生(人)	合計(人)
平成 23 年度	150	16	166
平成 24 年度	25	12	37
平成 25 年度	62	12	74

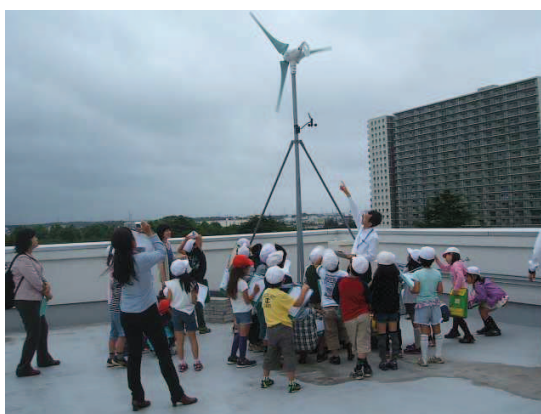
資料：四街道市環境政策課資料

市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 環境教育・環境学習プログラムづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体やNPO等と連携した環境教育・学習体制の確立 ・環境家計簿を利用した省エネルギーに関する教育・学習の実施 ・学校教育や生涯学習などに活用できる環境学習プログラムの作成 ・「学校支援地域本部事業」^{*1}の中で学校支援コーディネーターや地域コーディネーターの配置による環境教育の充実や市内小中学校を開放した社会教育の場の提供 	担当：環境政策課 関連：指導課
b 地域文化の保存・継承と郷土学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携による地域文化の保存活動の推進 ・学校における郷土学習の推進（副読本「わたしたちの四街道」を利用した学習、歴史民俗資料室を利用した学習等）や市民向け講座での郷土資料の普及 	担当：社会教育課 指導課

市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・学校や地域の環境学習活動や環境学習講座に積極的に参加しましょう。	ab
	・身につけた環境に対する知識は家庭教育にも利用しましょう。	ab
市民・事業者	・地域の伝統行事などに参加・協力しましょう。	b
	・市が行う生涯学習等における環境学習講座に協力しましょう。	ab



市庁舎風力発電による環境教育

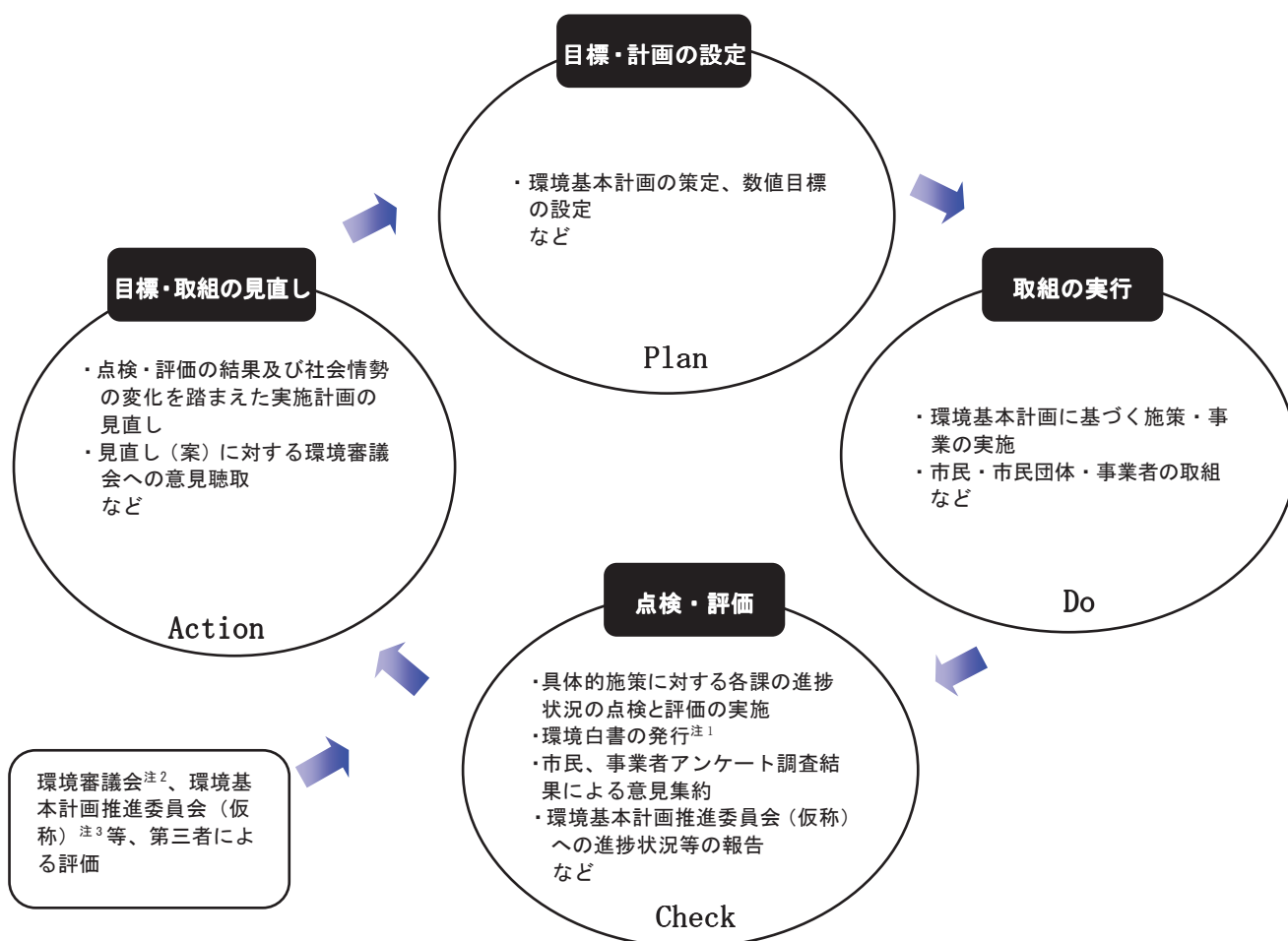
^{*1} 学校支援地域本部事業：市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。

第5章 取組の推進方法

第1節 進行管理方法

各取組の着実な推進を図るために、PDCAを1年に1回のサイクルを基本とした進行管理を行い、具体的施策に対する各課の進捗状況の点検と評価は1年に1回実施します。また、取組の進捗状況等を取りまとめた環境白書を2年に1回、公表します。

●進行管理の進め方の概念●



注1 市内の環境に関する情報や大気、水質、騒音の測定結果など、様々なデータがまとめられており、定期的に作成し、公表します。

注2 学識経験者、関係行政機関職員、市民代表で構成されており、環境施策に関する事項を審議します。

注3 市民・市民団体、事業者、市の3者で組織される委員会で、市民・市民団体、事業者に対して施策の進捗状況等の報告や意見の交換を行ないます。

第2節 主な施策の指標及び数値目標

施策や事業の進捗状況の見える化を図るため、主な施策の指標及び数値目標を次のとおり定めます。なお、平成35年度までの指標及び数値目標は、社会的状況も勘案し、平成30年度に見直しを行う予定です。

●主な施策の指標及び数値目標●

	長期目標	評価指標	現況 (平成25年4月1日 現在)	中間目標 (平成30年度末)	目標 (平成35年度末)
みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち	長期目標1 健やかに安心して暮らせるまち	高度処理型合併処理浄化槽補助件数(累計)	124件	240件	340件
		都市公園の市民一人当たりの面積(累計)	7.2㎡/人	8.9㎡/人	9.0㎡/人
		放置自転車等撤去台数(単年度)	1,132台	1,000台	1,000台
		バリアフリー化した歩道整備箇所数(累計)	127箇所	207箇所	287箇所
		下水道整備率(累計)	83.5%	90.8%	90.8%
	長期目標2 循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを 実践するまち	1人1日当たりごみ排出量(単年度)	875(g/人・日)	809(g/人・日)	809(g/人・日)
		リサイクル率(単年度)	24.9%	36.6%	36.6%
	長期目標3 次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献 できるまち	住宅用省エネルギー設備等設置件数(累計)	169件	900件	1,525件
		小規模雨水利用設備設置件数(累計)	44件	195件	320件
		市内循環バス「ヨッピー」の利用者数(単年度)	81,988人	82,000人	82,000人
	長期目標4 思いやりの心が育まれる自然豊かなまち	認定農業者の認定数(累計)	21件	25件	30件
		市民農園の利用率(累計)	81%	85%	90%
	長期目標5 みんなで環境づくりに取り組むまち	環境家計簿取組報告世帯数(累計)	—	150世帯	300世帯
		ごみゼロ運動の参加人数(単年度)	6,000人	6,350人	6,700人

資料編

1 アンケート調査結果（概要）

1. 調査概要

①市民アンケート

調査区域	四街道市全域
調査対象	四街道市内に居住する満18才以上の男女
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による
調査期間	平成24年11月15日（発送）～12月10日（回収）
回収率	53.2%

②事業者アンケート

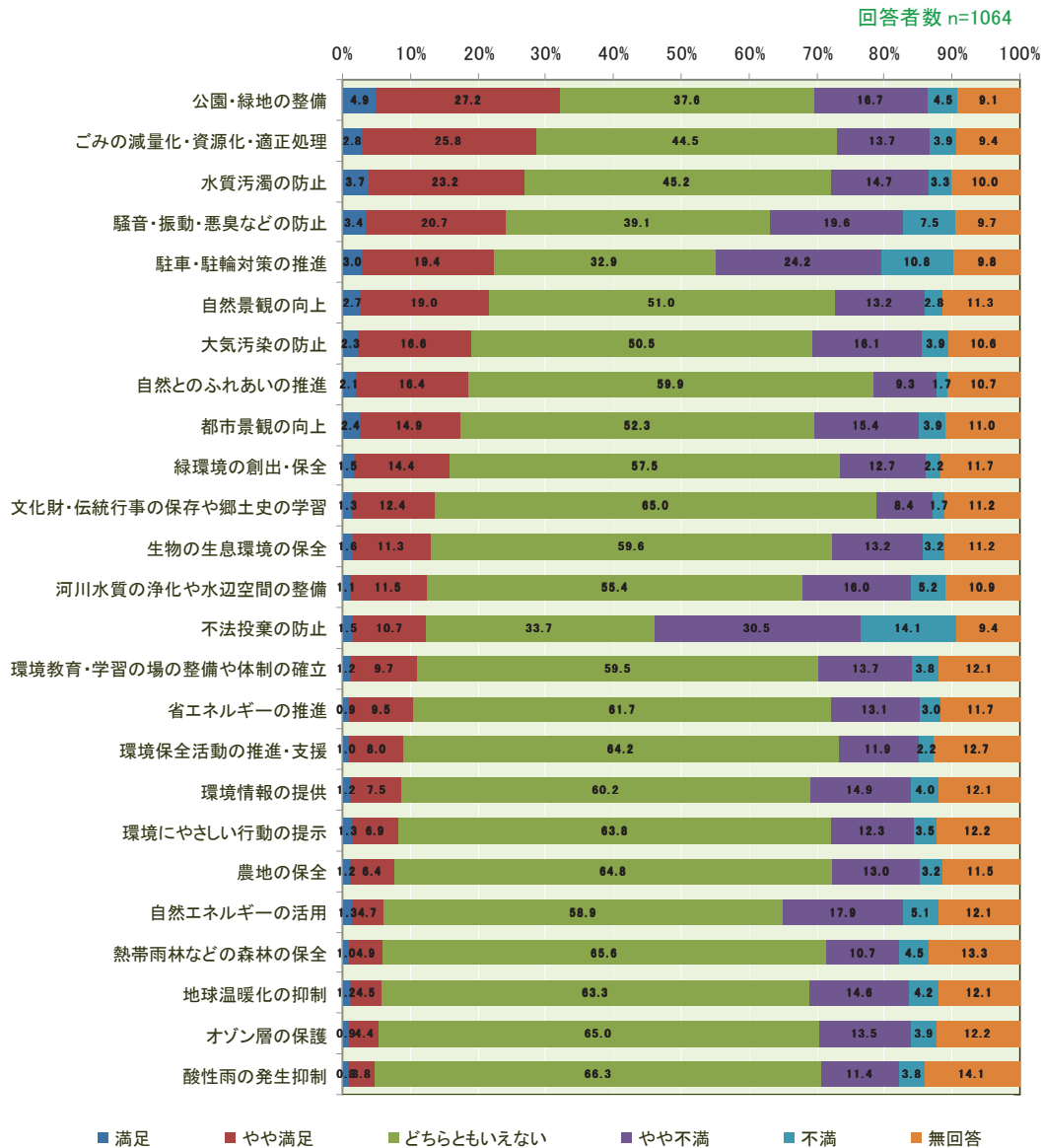
調査区域	四街道市全域
調査対象	四街道市内に所在する事業所
標本数	200事業所
抽出方法	タウンページの情報から、四街道市の産業分類別の比率に応じた抽出数になるよう抽出
調査方法	郵送による
調査期間	平成25年2月1日（発送）～3月4日（回収）
回収率	45.0%

③小中学生アンケート

調査対象	四街道市内の小学校5年生及び中学校2年生		
調査期間	平成24年11月7日から11月15日		
調査票配布回収数	小学校	和良比小学校	101
		栗山小学校	48
		大日小学校	83
		南小学校	47
		旭小学校	25
		小学校 小計	304
	中学校	四街道中学校	106
		四街道北中学校	57
		四街道西中学校	63
		千代田中学校	38
		旭中学校	37
		中学校 小計	301
合 計		605	

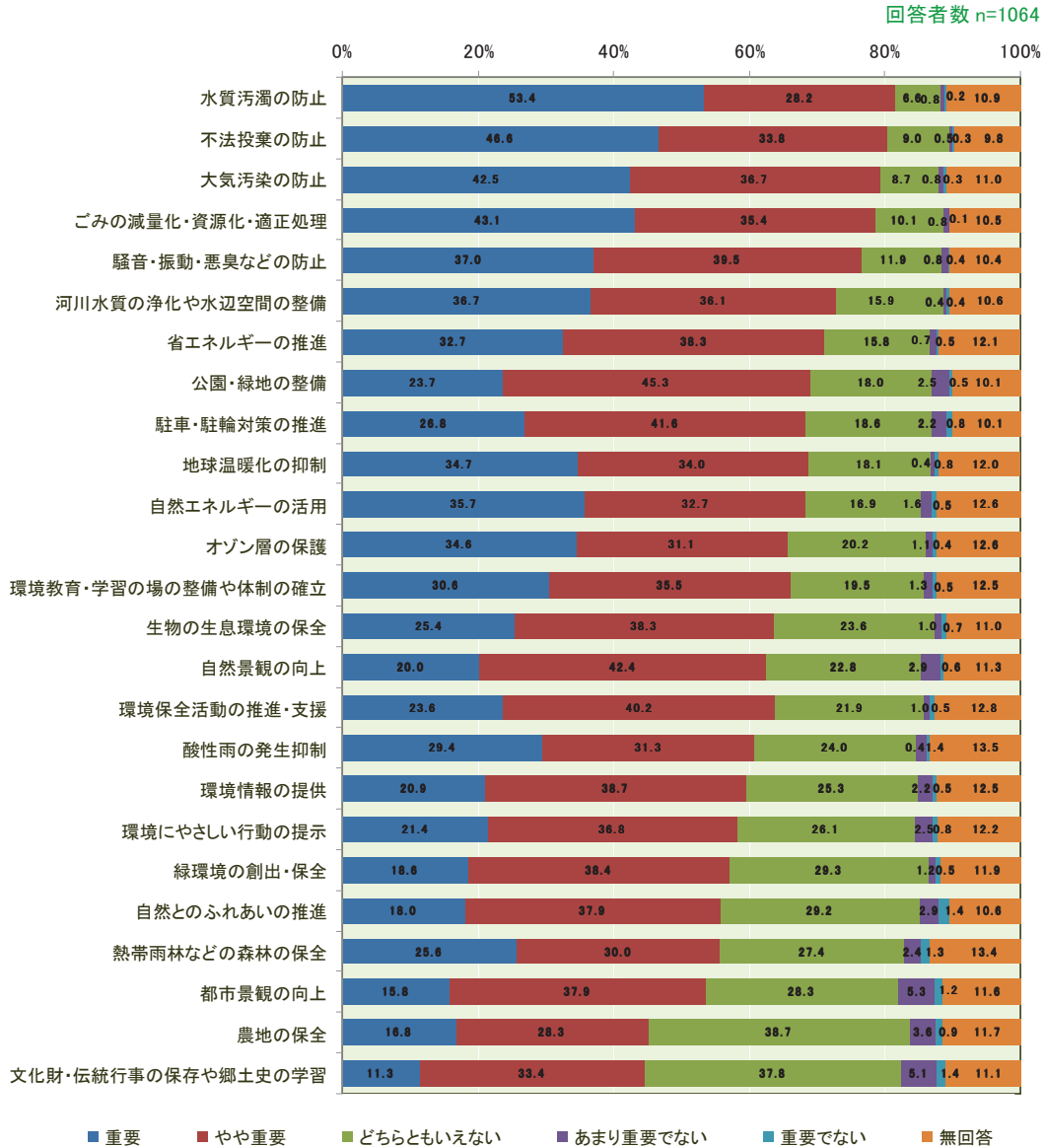
2. 調査結果概要

1) 第1次四街道市環境基本計画の市民の施策の方針に対する現在の満足度 (市民に対するアンケート)



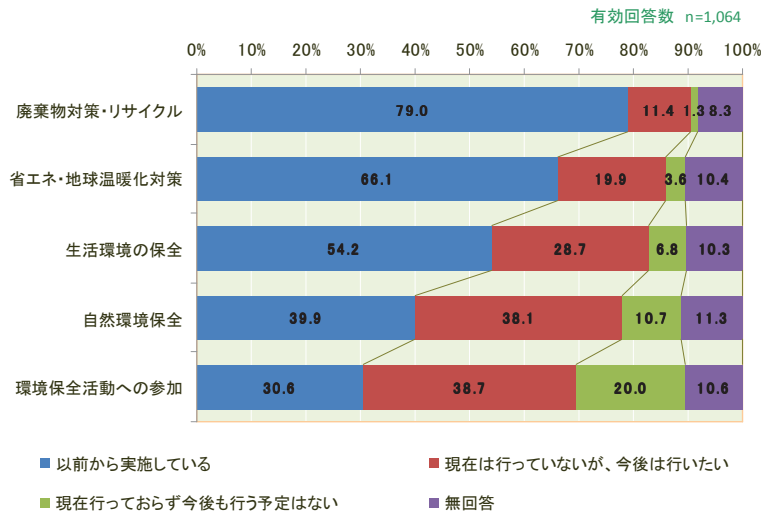
河川水質の浄化や水辺空間の整備や不法投棄に対する施策の満足度は低い。また、環境情報の提供や環境教育・学習の場に対する満足度も高いとは言えない。

2) 第1次四街道市環境基本計画の市民の施策の方針に対する今後の重要度 (市民に対するアンケート)



水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭など生活環境に対する施策、ごみの減量化などごみ処理や、省エネルギーの推進に対する施策などが重要視されている。

3) 市民の環境に配慮した行動 (市民に対するアンケート)



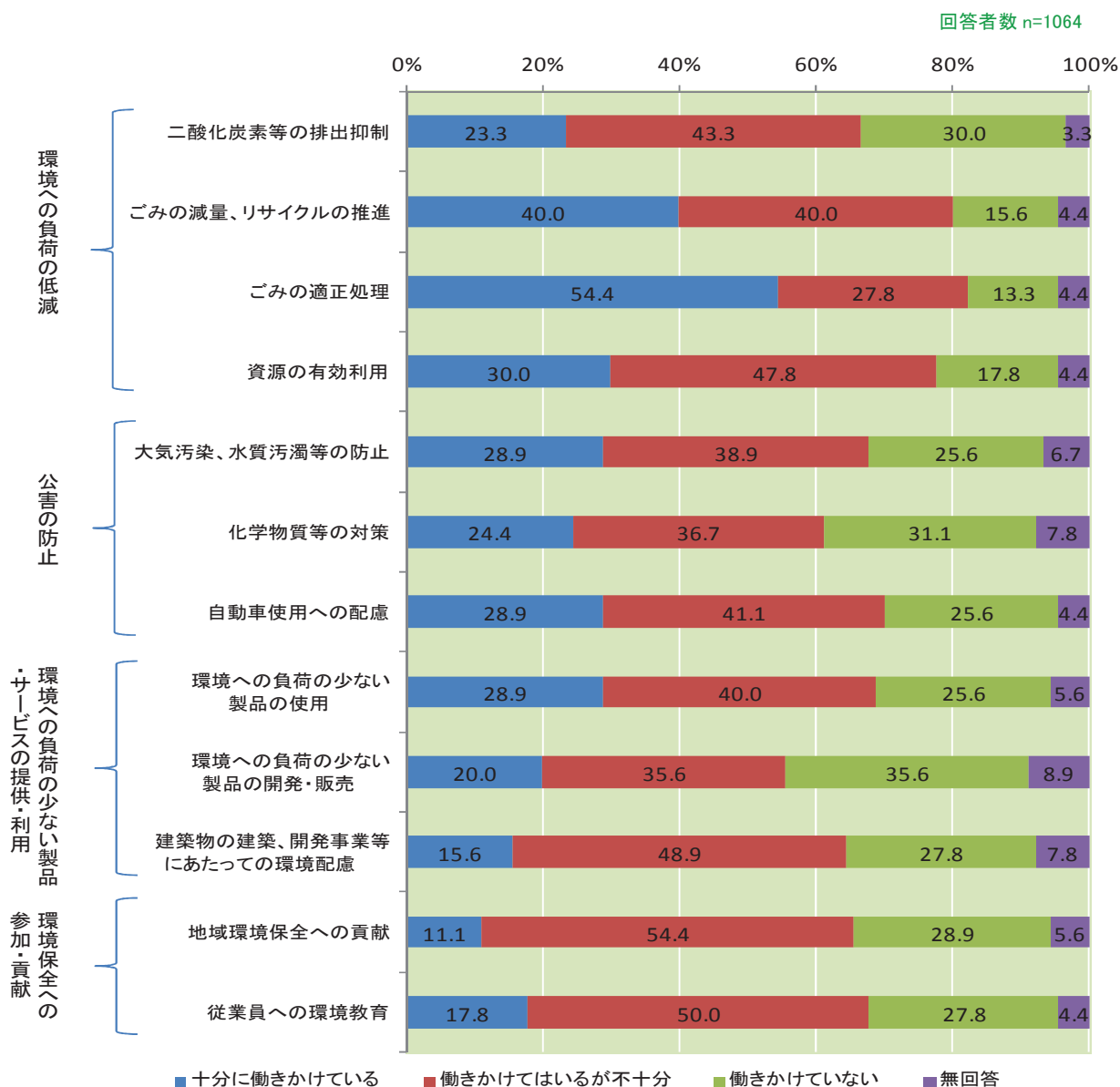
市民の環境保全活動への参加意欲は高いとは言えない。

4) 市民の考える環境に関する重視すべき施策 (市民に対するアンケート)

順位	重視すべき施策	回答数 (複数回答)	割合(%)
1	防犯灯、生活道路及び排水溝の整備等市民生活に直結する問題の優先的解決	765	71.9
2	緑のまちづくりの推進	449	42.2
3	3R(ごみの減量化、再使用、再資源化)の推進	372	35.0
4	LED電球への切り替え、省エネ機器の導入等、低炭素社会への貢献	328	30.8
5	太陽光パネルの公共施設への設置と家庭等への設置促進	327	30.7
6	休耕地の有効活用とあわせた市民提案による「四街道ブランド」の研究開発	288	27.1
7	JR南側での市内循環バス「ヨッピー」の新路線開設	194	18.2
8	観光農園・直売所の整備	103	9.7
9	「里山プレーパーク」の整備拡充	101	9.5
10	廃食油リサイクルによるバイオ燃料等の製造	87	8.2
—	無回答	19	1.8
—	合計	3,033	(回答者数:n=1,064)

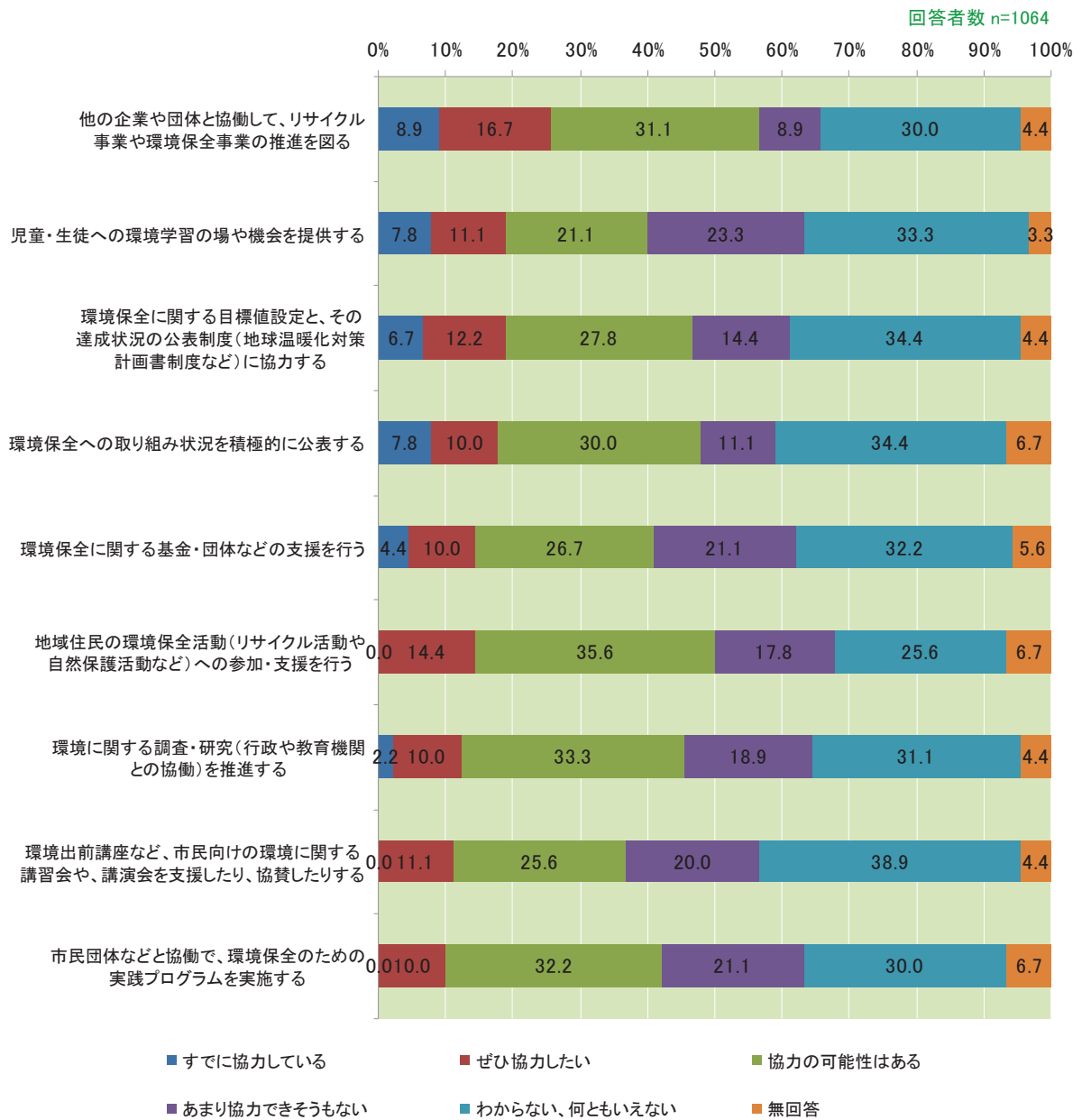
市民は生活に直結する環境問題の解決に次いで緑のまちづくりを重視すべき施策として考えている。

5) 第1次四街道市環境基本計画における事業者の行動指針に対する行政からの働きかけに対する満足度（事業者に対するアンケート）



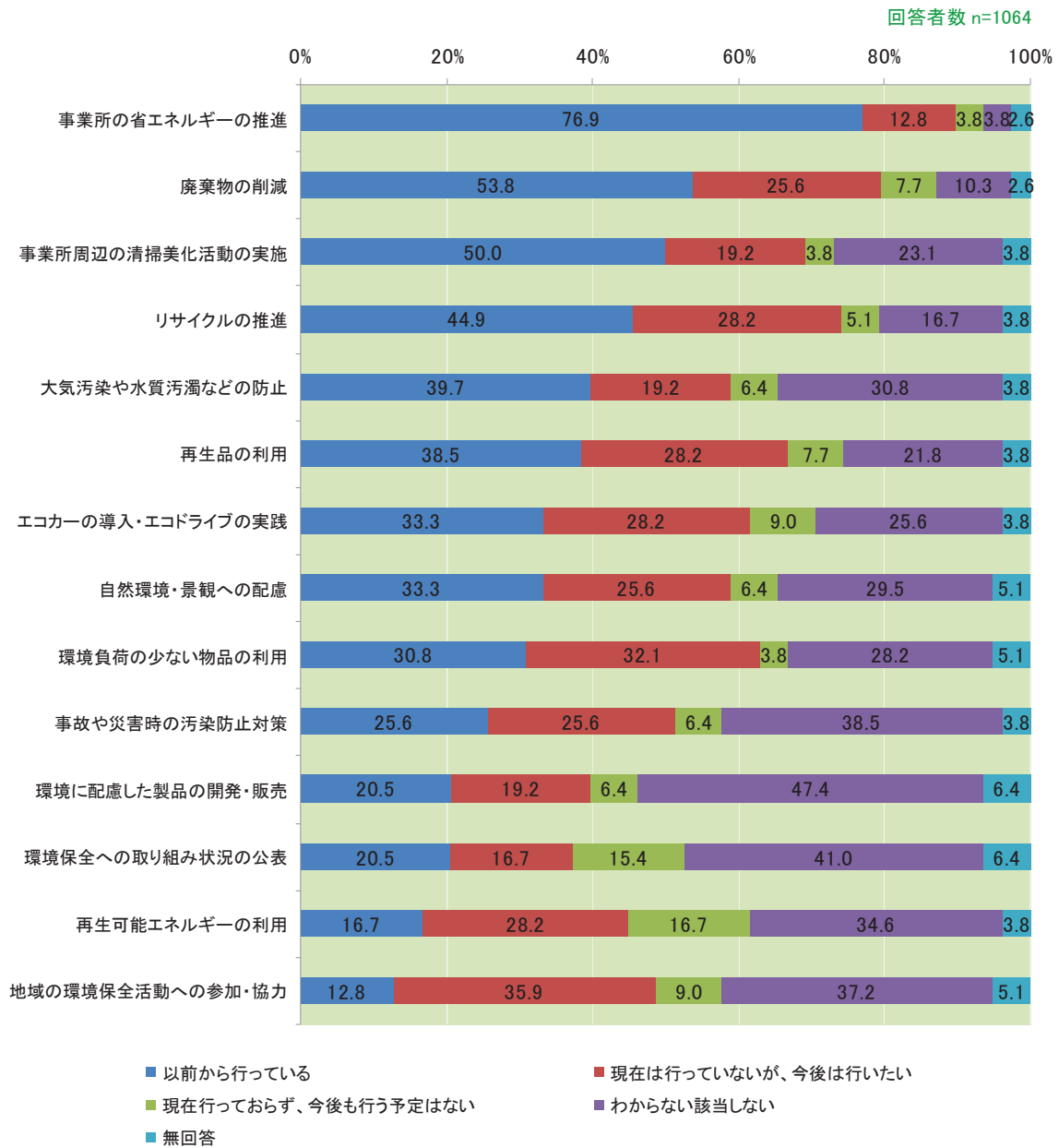
環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない。

6) 事業者が協力できる環境保全分野 (事業者に対するアンケート)



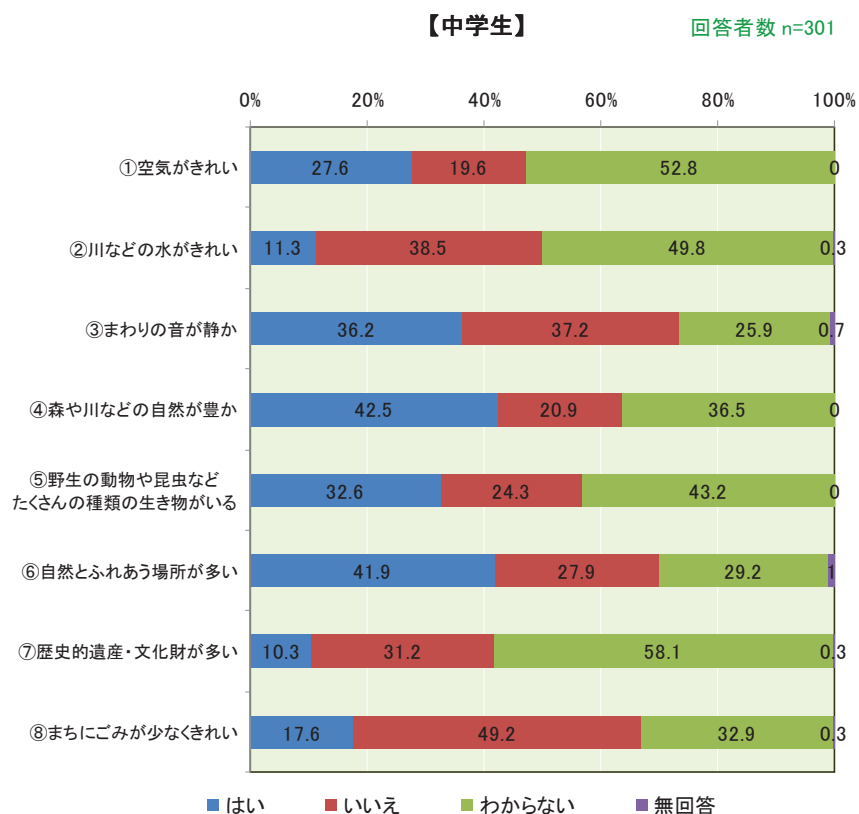
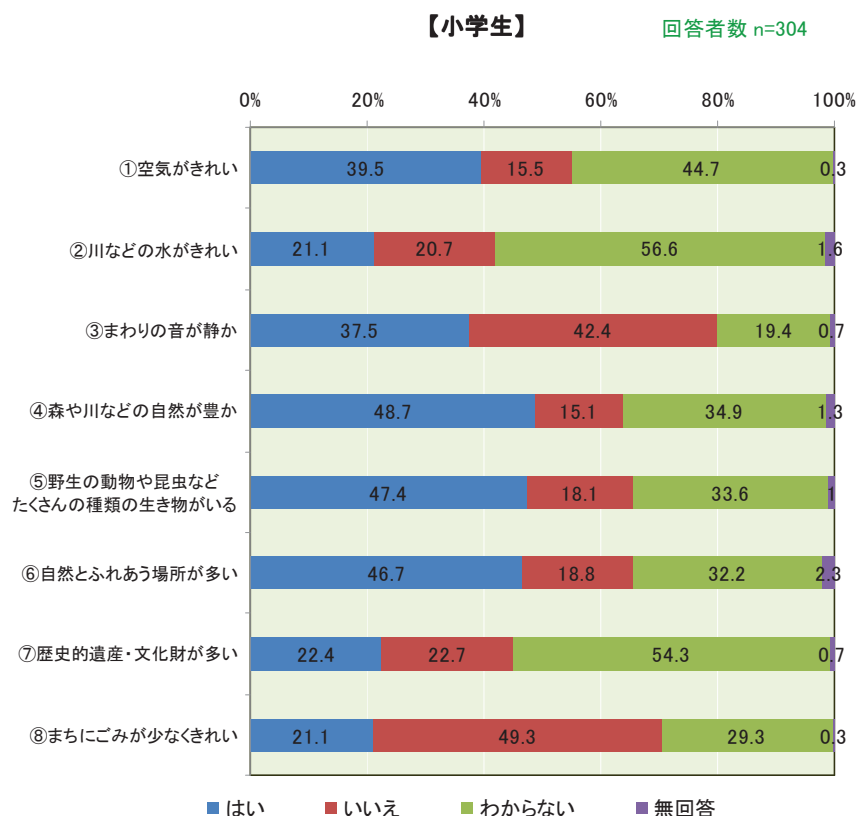
事業者の関心が最も高い環境保全分野は他の企業や団体との協働によるリサイクル事業や環境保全事業の推進である。

7) 事業者の環境保全のための具体的な取組 (事業者に対するアンケート)



省エネルギーの推進、廃棄物の削減、事業所周辺の清掃美化活動に取り組んでいる事業者が多い。

8) 小中学生の四街道市の環境への印象 (小中学生に対するアンケート)



河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なく、まちのごみに関してあまり良い印象を持っていないが、森や川などの自然が豊かなど自然環境に恵まれているという印象を持つ小中学生が多い。

9) 小中学生が関心を持つ（心配している）環境問題 （小中学生に対するアンケート）

【小学生】

順位	環境問題	回答数 (複数回答)	割合 (%)	
1	ごみがふえること	224	73.7	
2	地球の気温が上がること	186	61.2	
3	森や林などが少なくなること	170	55.9	
4	海や川、池などの水が汚れること	167	54.9	
5	空気がきたなくなること	154	50.7	
6	無駄なエネルギーを使うこと	149	49.0	
7	野生の動物や昆虫などの 生き物の種類が少なくなること	128	42.1	
8	まわりの音がうるさいこと	115	37.8	
9	その他	18	5.9	
—	無回答	10	3.3	
—	合計	1,321	(回答者数 : n=304)	

【中学生】

順位	環境問題	回答数 (複数回答)	割合 (%)	
1	ごみがふえること	216	71.8	
2	地球の気温が上がること	196	65.1	
3	空気がきたなくなること	193	64.1	
4	海や川、池などの水が汚れること	184	61.1	
5	森や林などが少なくなること	178	59.1	
6	無駄なエネルギーを使うこと	132	43.9	
7	野生の動物や昆虫などの 生き物の種類が少なくなること	111	36.9	
8	まわりの音がうるさいこと	99	32.9	
9	その他	15	5.0	
—	無回答	3	1.0	
—	合計	1,327	(回答者数 : n=301)	

市内のごみ問題に関心を持つ（心配する）小中学生が多い。

10) 小中学生の残したい（守りたい）と考える四街道市の環境

【小学生】

順位	残したい環境	回答数 (複数回答)	割合(%)	
1	山林などの自然	218	71.7	
2	市民の森などの自然公園	186	61.2	
3	田や畑などの農地	149	49.0	
4	和良比遺跡などの歴史的遺産	103	33.9	
5	福星寺のしだれ桜などの大きな木	101	33.2	
6	ガス灯通りなどのまちの景色	89	29.3	
7	鹿島川、手繰川などの川	80	26.3	
8	四街道駅北側の松並木	77	25.3	
9	亀崎ばやしなどの伝統芸能	64	21.1	
10	内黒田はだか参りなどの祭り	52	17.1	
11	その他	15	4.9	
—	無回答	8	2.6	
—	合計	1,142	(回答者数:n=304)	

【中学生】

順位	残したい環境	回答数 (複数回答)	割合(%)	
1	山林などの自然	186	61.8	
2	市民の森などの自然公園	110	36.5	
3	田や畑などの農地	100	33.2	
4	福星寺のしだれ桜などの大きな木	98	32.6	
5	ガス灯通りなどのまちの景色	94	31.2	
6	四街道駅北側の松並木	76	25.2	
7	和良比遺跡などの歴史的遺産	71	23.6	
8	鹿島川、手繰川などの川	67	22.3	
9	内黒田はだか参りなどの祭り	52	17.3	
10	亀崎ばやしなどの伝統芸能	46	15.3	
11	その他	18	6.0	
—	無回答	6	2.0	
—	合計	924	(回答者数:n=301)	

約6～7割の小中学生が山林などの自然を残したいと考えている。

2 第1次四街道市環境基本計画の施策評価調査結果

下記は市内ヒアリング（平成25年2月実施）による第1次環境基本計画の施策評価結果を集計したものです。

達成状況：達成 ○ 未達成 △ 未着手 ×

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施策
アメニティの向上	安全で快適に暮らせるまちをつくる	大気汚染の防止 (6件)	○ (3件)	自動車の排出ガスによる大気汚染の実態を把握するための監視体制の充実を図ります。
				公共施設での小型焼却炉の使用の中止と市民・事業者による小型焼却炉の不適切な使用や野焼き等の防止の啓発に努めます
				県、近隣市町村と連携して監視・測定体制の充実を図り、大気汚染の防止に努めます
			△ (2件)	工場、事業所に関する工場・事業所の規制・指導の継続と汚染物質削減への協力を求めてゆきます。
				環境への負荷の少ない低公害車の普及に努めます。
				× (1件)
		水質汚濁の防止 (4件)	○ (4件)	工場、事業所に関する工場・事業所の規制・指導の継続と汚染物質削減への協力を求めてゆきます。
				生活雑排水による河川の水質汚濁を防止するため、下水道の整備と合併浄化槽の普及を推進します。
				家庭でできる負荷削減などの対策について市民の理解と協力を得るための啓発に努めます。
				県、近隣市町村と協力して監視・測定体制の充実を図り、水質汚濁の防止に努めます。
	騒音・振動・悪臭等の防止 (5件)	○ (4件)	道路交通機能の円滑化を図り、騒音・振動防止などの環境に配慮した道路作りを推進します。	
			工場や事務所、作業現場から発生する騒音・振動・悪臭などについて規制・指導を継続し、削減への協力を求めてゆきます。	
			適正な地下水利用の指導による地盤沈下の防止を図ります。	
			犬の散歩には糞を始末するための袋を持って出かけるなど、ペットの飼い方の意識を高め、飼い主のモラルやマナーの向上を図ります。	
		× (1件)	市民の日常生活における騒音・振動・悪臭などの防止に配慮する意識の向上を図ります。	
美しく親しみやすいまちをつくる	都市景観の向上 (4件)	○ (4件)	ゆとりあるまちなみづくりや都市景観に配慮したまちづくりを促進します。	
			松並木通りの電線類の地中埋設化、広告物の規制などにより、美しい町の形成に努めます。	
			環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止などの市民ぐるみの運動を展開します。	
			うるおいと安らぎのある都市空間の整備を図るため、計画的な土地利用を促進します。	
	道路景観の向上 (3件)	○ (2件)	道路の拡幅、改良等により、ゆとりのある円滑な道路体系作りを促進します。	
			歩道のカラー舗装やポケットパークの整備、モニュメントの設置などにより、アメニティ豊かな道路作りを促進します。	
	自然景観の向上 (4件)	○ (4件)	特色のある街路樹などで緑のネットワークを形成し、親しみの持てる歩行空間作りを促進します。	
			自然を生かした公園、緑地等の整備を促進します。	
四街道らしい自然景観の活用を図り、市民と自然のふれあいの場を確保します。				
計画的な土地利用により、斜面林、谷津田等の保護、保全に努めます。				
				社寺林等の歴史的景観の保護、保全を図ります。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施策
アメニティの向上	美しく親しみやすいまちをつくる	駐車・駐輪対策の推進 (4件)	○ (4件)	駅周辺への駐輪場の整備を推進します。
				路上駐車や放置自転車の防止の啓発と放置自転車の撤去を推進します。
				放置自転車の防止の啓発と円滑な撤去対策に努めます。
				市街地への駐車場の整備を促進します。
	身近な緑を作る	公園・緑地の整備 (3件)	○ (2件)	総合公園の整備を継続して行います。
				近隣公園、地区公園の確保、整備を促進します。
		△ (1件)	緑地や調整池の整備を図ります。	
			樹林地の保全 (3件)	○ (2件)
		保全樹木、保存樹林指定制度の活用を図ります。		
		× (1件)	緑地保全地区等の指定について検討を行います。	
			農地の保全 (3件)	○ (3件)
		市民交流の場、田園風景としての農地の整備・保全を図ります。		
		農業の適正使用、有機農業などの施肥方法の改善を促進し、農地の保全を図ります。		
		住環境の緑化推進 (4件)	○ (2件)	道路、学校など公共施設等の緑化に努めます。
				花と緑の基金等をはじめとする緑化推進体制の強化を図ります。
			× (2件)	開発行為等指導要綱などを活用し、民有地の緑化を促進します。
	事業者の緑化意識を高揚し、工場・事業所等の緑化を促進します。			
	歴史的・文化的環境をつくる	歴史・文化遺産の整備・保存 (3件)	○ (3件)	文化財などの指定及び登録制度の活用を図り、文化遺産を保存します。
				郷土の森の整備等史跡や有形文化財の整備事業を推進します。
				各種開発等に伴う埋蔵文化財調査を実施し、記録保存等必要に応じた文化遺産の整備・保存に努めます。
		伝統行事の保存・伝承 (3件)	○ (2件)	伝統行事の保護を図ります。
継承者の育成を図ります。				
× (1件)		伝統行事への市民参加を通して普及を図ります。		
郷土史学習の普及 (3件)	○ (3件)	学校や公民館において郷土史の学習を推進します。		
		刊行物などによって、市民に郷土史学習の普及を図ります。		
		四街道市史編さん調査を継続して行います。		
人と自然との共生可能なまちづくり	緑環境の保全 (3件)	× (3件)	優良な自然や市街地内の緑については、事業者による環境影響評価や生産緑地の保全等の必要な措置を講じます。	
			開発行為等指導要綱などにに基づき、必要な緑地の確保・保全指導を図ります。	
			生態系を考慮した緑の保全策を図ります。	
	不法投棄の防止 (3件)	○ (3件)	不法投棄防止のPRに努めます。	
			市内のパトロールを行い、不法投棄をなくしていきます。	
			不法投棄された廃棄物の適正な処理に努めます。	
	緑環境の創出 (4件)	○ (3件)	公園内の緑の管理・保全に努めます。	
			学校、公民館等の公共施設の緑化を積極的に推進します。	
			道路の緑化を推進します。	
△ (1件)		家庭、事業所等での緑化を促進します。		

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施策	
人と自然との共生可能なまちづくり	水辺環境を保全する	河川水質の浄化 (2件)	○ (2件)	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、市民への生活排水対策の啓発により、河川の水質浄化を促進します。 市民や事業者の協力を得て河川の浄化能力の維持・回復を図り、きれいな川づくりを推進します。	
			○ (1件)	市民が水とふれあえる親水性と田園環境に配慮した水辺空間の整備を促進します。	
		水辺空間の整備 (3件)	△ (2件)	緑の水辺空間の保全と活用を、地域の特性に配慮しつつ促進します。 生態系を考慮した水辺空間の保全・整備を図ります。	
			○ (2件)	開発計画段階で生息環境の調査・保全の指導に努めます。 社寺林、屋敷林、雑木林の保全活動を促進します。	
		生物の生息環境の保全 (4件)	△ (1件)	環境影響評価制度を活用し、生態系を考慮した保全対策を展開します。	
			× (1件)	公共施設の整備に際しては、生息環境の保全に努めます。	
	自然とのふれあいの推進 (3件)	○ (3件)	周囲の環境に調和した改修断面を選択し、小名木用水幹線の整備を推進します。 緑や生き物などの自然とのふれあい活動を支援するとともに、市民団体などと協力して自然観察会を開催していきます。 市民農園の整備に努め、自然や農業とのふれあいを推進します。		
		資源循環型社会をめざした地球にやさしいまちづくり	ごみの減量化・適正処理 (6件)	○ (5件)	使い捨て商品の使用を自粛し、詰め替え可能な商品を使用するなどごみの原因となる unnecessary なものは買わない、使わないよう啓発に努めます。 リターナブルビン等、再利用できる物を使用するよう市民意識の向上に努めます。 市民・事業者・行政が協力して、自治会や子ども会などによる資源の回収活動を推進するとともに、ごみの分別収集による資源回収を行い、ごみの減量化を図ります。 現クリーンセンターにおける施設の維持管理やごみの焼却の管理に万全を期すとともに、次期ごみ処理施設と最終処分場の整備に積極的に取り組みます。 ごみの減量化対策の一環として、生ごみの堆肥化等について検討します。
				△ (1件)	買い物袋を持参し、不要な袋や包装を辞退するよう啓発に努めます。
	リサイクル社会の形成 (5件)			○ (3件)	長寿命製品、リサイクルしやすい製品の製造、流通を促進します。 市民へ不用品交換の場を提供します。 市民や事業者へ再生品の利用についての啓発に努めます。
				△ (2件)	クリーンセンターから排出される焼却灰についてはダイオキシン類の処理対策等の技術的完成度と費用対効果をみながら、その再生利用を検討します。 次期ごみ処理施設の整備にあわせた、リサイクルプラザの整備を推進します。
	ごみの資源化 (5件)			○ (3件)	ごみの資源化に関する市民意識の啓発を推進します。 古紙、アルミ缶などの資源物回収団体への補助を継続して行います。 ペットボトルなどの資源物の回収・再資源化を推進します。
△ (1件)			ごみの再利用、再資源化施設の整備を図ります。		
水資源の保全・活用 (3件)	○ (3件)	緑地等の保全とともに、浸透ますや透水性舗装などによる地下水の涵養を図ります。 公共施設などの整備に際して、雨水の活用等を検討します。 水資源の有効利用や節水の意識の高揚・啓発を行います。			

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施策
資源循環型社会をめざした地球にやさしいまちづくり	省エネルギー化を普及する	節電の推進 (3件)	○ (3件)	市民への節電に対する啓発に努めます。 事業者への節電に対する啓発に努めます。 公共施設において、節電対策を推進します。
		省エネルギー型建物の導入 (1件)	○ (1件)	断熱材等の使用による省エネルギー型建物の建設及び普及を検討します。
	未利用エネルギーを有効活用する	余熱の有効利用 (2件)	○ (1件) × (1件)	余熱利用による園芸栽培など農業への応用を検討します。 需要に応じた余熱の安定供給について検討します。
		自然エネルギーの活用 (1件)	○ (1件)	太陽熱等の自然エネルギーの有効利用について検討します。
		地球環境を保全する	地球温暖化の抑制 (3件)	○ (2件) △ (1件)
	オゾン層の保護 (2件)		× (2件)	冷蔵庫などの購入にあたっては、特定フロンを使用していない機器を購入するよう啓発に努めます。 冷蔵庫やエアコン等の買い換えをするときには、特定フロンの回収及び廃棄が可能な事業者から購入するよう啓発に努めます。
	熱帯雨林などの森林の保全 (2件)		○ (1件)	再生紙の利用を促進します。
			× (1件)	公共事業での熱帯材型枠の使用を抑制します。
	酸性雨の発生抑制 (2件)		× (2件)	工場、事業所などの発生源対策を促進し、酸性雨原因物質の排出量削減に努めます。 低公害車の普及やアイドリングストップの実施などの自動車に関する公害対策の推進により、酸性雨原因物質の排出を抑制します。
			環境教育・学習を推進する	環境教育・学習の場の整備 (2件)
	環境教育・学習体制の確立 (2件)	× (2件)		環境教育・学習リーダーの育成を図ります。 環境教育・学習のプログラムづくりを推進します。
	環境保全活動を普及する	環境保全活動への支援 (2件)		△ (1件)
			× (1件)	環境保全活動の場の提供を推進します。
		環境保全活動の推進 (2件)	× (2件)	環境保全活動のリーダーの育成を図ります。 環境保全団体のネットワーク化を促進します。
	環境情報を提供する	身近な環境情報の提供 (2件)	○ (1件)	環境やりサイクルなどの情報提供を推進します。
× (1件)			環境情報の提供方法について検討します。	
環境にやさしい行動の提示 (3件)		× (3件)	環境にやさしい行動を、わかりやすく提示します。 環境にやさしい行動による成果をわかりやすく提示します。 広報等により、市民団体の活動状況などの情報を提供します。	

四街道市新環境基本計画策定に関する提言書

平成 25 年 3 月 13 日

環境基本計画策定まちづくり市民会議

目 次

1. 提言にあたって	1
2. 望ましい環境像等	2
(1) 目指すべき将来像	2
(2) 環境目標及び方向性（施策体系）	3
3. 重点的取組	4
(1) 取組項目（検討項目）	4
(2) 取組の詳細	5
【エネルギー・地球温暖化分科会】	5
【生物多様性分科会】	6
【循環型社会分科会】	7

1. 提言にあたって

- ・震災を契機に市民意識・価値観が大きく変化している。また、持続可能な社会の構築の重要性が高まり、さまざまな課題への対応が求められている。
- ・持続可能な社会の構築のためには、社会の基盤となる環境の保全、修復、創造が必要となる。そのための基本となるあらたな四街道市環境基本計画の策定にあたり、四街道市民の意見を提言する。
- ・実効性の高い計画策定を目標とし、市民の経験、立場から施策等を提言する。
- ・新計画では進行管理・計画の検証を適切に行う必要があり、市民もその一翼を担うものとする。
- ・都会に近いながらも豊かな自然を有する四街道市の特徴を生かしながら、国、千葉県の政策との整合を図り、四街道市の環境施策を進めていくことを提言する。
- ・検討分野は、エネルギー・地球温暖化、生物多様性、循環型社会、安全安心（生活環境）、環境教育とし、前半の3分野（エネルギー・地球温暖化、生物多様性、循環型社会）でそれぞれ1分科会とし、後半の2分野（安全安心（生活環境）、環境教育）は3分科会共通の対応とした（下表参照）。

グループ名と検討分野

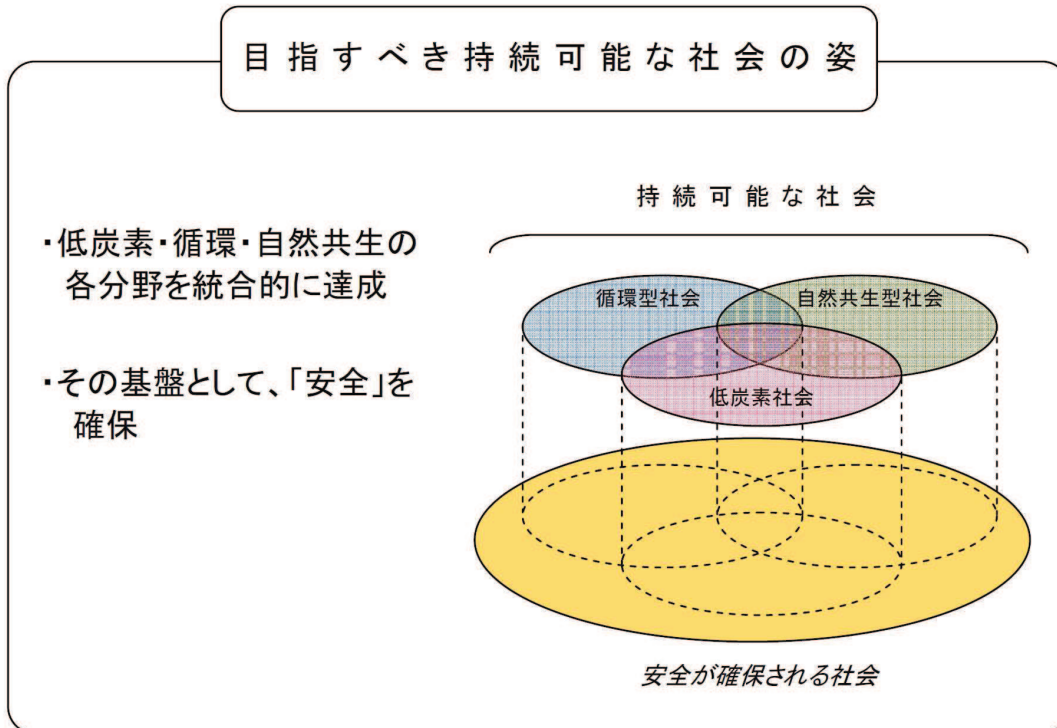
グループ名	検討分野(テーマ)
エネルギー・地球温暖化	エネルギー、地球温暖化、安全安心（生活環境）、環境教育
生物多様性	生物多様性（自然、生態系）、安全安心（生活環境）、環境教育
循環型社会	循環型社会（ごみ、リサイクル）、安全安心（生活環境）、環境教育

2. 望ましい環境像等

(1) 目指すべき将来像

環境政策・施策は自治体独自の方向性を盛り込みつつ、国や県などの広域的な政策・施策と整合を図りながら進めることが重要である。

そこで、環境基本計画策定まちづくり市民会議としては、国の第4次環境基本計画に準じ、『持続可能な社会の構築を目指し、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成するとともに、その基盤として「安全・安心」を確保する』ことを望ましい環境像として提言する。



(国の第4次環境基本計画より)

(2) 環境目標及び方向性 (施策体系)

市全体の望ましい環境像を達成するための基本的な環境施策の柱について、分科会で検討した結果を以下に示す5つの環境目標にまとめた。

環境目標① バリアフリー (安全安心) なまち

【方向性】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の活用
- ・駅前・市民広場のバリアフリー化、活性化
- ・バスの利便性向上検討
- ・歩きやすい歩道・自転車道の整備
- ・安全安心な道路環境の整備、生活道路の確保
- ・暮らしやすい環境の整備
- ・静かな住宅・教育環境の整備
- ・騒音・水質等、環境調査の実施
- ・住居表示の徹底の啓発

環境目標② 自然を愛するまち

【方向性】

- ・谷津田 (里地、里山) の保全
- ・農業の活性化
- ・四街道に残る自然のブランド化
- ・まちに適した街路樹の検討
- ・巨木、シンボルツリーの保存
- ・駅前のトリ対策の実施

環境目標③ 温暖化防止を進めるまち

【方向性】

- ・省エネ、節電の徹底
- ・太陽光発電の導入
- ・自然エネルギーの活用
- ・車利用の削減と見直し

環境目標④ きれいなまち

【方向性】

- ・3R (Reduce : 減らす、Reuse : 再使用、Recycle : 再資源化) の推進
- ・4R (Refuse : 断る、Reduce : 減らす、Reuse : 再使用、Recycle : 再資源化) への移行
- ・ごみ処理方法の改善検討
- ・リサイクルセンター建設の検討
- ・ごみ処理 (分別) に関する市民意識の向上
- ・不法投棄対策の実施
- ・道路端の花いっぱい運動の実施

環境目標⑤ 未来と希望のあるまち

【方向性】

- ・若い人が集まり住み続けるまちづくり
- ・江戸仕草の復活、あいさつの励行
- ・市民の責任ある行動の啓発
- ・環境教育の実践
- ・財源の確保
- ・市民 (市民団体)、行政、企業の協働

3. 重点的取組

(1) 取組項目（検討項目）

「2. 望ましい環境像等」で示した環境目標のうち、各分科会で個別に検討した具体的な取組を以下に示す。

具体的な取組項目

分科会	取組項目
エネルギー・地球温暖化	太陽光発電、車利用の削減と見直し、環境教育・省エネ活動
生物多様性	自然のブランド化、谷津田の保全、農業の活性化、周知・教育
循環型社会	ごみ対策、道路、生活環境、市民意識

(2) 取組の詳細

【エネルギー・地球温暖化分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭で太陽光発電設備を設置 太陽光発電を導入した家庭を見学⇒導入効果を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電に対する市の設置費補助の拡大 公的施設は全て太陽光発電を設置 行政が太陽光発電の普及啓発活動を実施 自然エネルギーのアイデア・コンクールを市で実施 	
	市民ファンドによる太陽光発電の設置を推進		
	公共施設(屋根)や耕作放棄地を太陽光発電に利用		
車利用の削減と見直し	<ul style="list-style-type: none"> 買い物等、出来るだけコミュニティバスを利用 通勤時にはマイカーではなくコミュニティバスを利用 BDFを作るために、廃食油の回収に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 廃食油を回収しBDFでコミュニティバスを運行 行政がコミュニティバスを運行(相互負担) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ①コミュニティバス ②カーシェアリング ③アイドリングストップ等 		
	コミュニティバスの路線を増加		
	市民の行動にあったコミュニティバス路線		
	電車の時刻に合わせたコミュニティバスの運行		
	地域のお店・企業・個人の協賛金等でバスを運行		
環境教育・省エネ活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のカーテンコンテスト(県)への参加 市民による市役所の北広場の除草 ごみの減量とリサイクルの徹底 ごみの出し方や分別を徹底 	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内小学校での環境授業を充実 環境に関する展示会、講習会等に小学生(高学年)から参加 小学生から環境に関する工場や企業展示等へ社会見学 体育館外壁に遮熱性塗装を塗布⇒室内温度が3℃低下 <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の広報等による継続的なPR 緑のカーテンのためのゴーヤやネットを配布 緑のカーテンコンテスト(県)への参加を推進 	
	ポイント化やモニター制度で、環境家計簿を普及		
	市民に対し、省エネの重要性を再認するような教育		
	行政・商店等と一緒に取組んで市民の意識向上		

【生物多様性分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
自然のブランド化	国際会議等開催への協力 里山として守る活動(市民が管理) ・現場を見る(確認する) ・清掃活動 ・水の保全	国際会議等の開催検討 埋立条例の活用 保護地域の指定 ↓ 自然のブランド化 ・野バラ(ヘリテージローズ) ・白いタケ(タケノコ) ・ヒガンバナ ・並木川(吉岡地区)のコウホネ	国際会議等開催への協力
谷津田・里山の保全	四街道の谷津田のブランド化 ・ムクロジの里を守る ・ごみを発見したら通報する ・トンボの指標化 ・林間学校等を利用した保全活動 ・環境教育への活用 ・里山ボランティア ・セイタカアワダチソウ対策 ・土地所有者の理解 ・高齢化対策	谷津田の指定 ・総合公園の南側 (湧水があり、ホテルも確認されている) ・めいわの水源地周辺 ごみ対策のための監視カメラの設置	
	水を守る		
	資金を集める(融資を募る)		
農業の活性化	農家の活動を応援する ・担い手応援 ・週末農業への協力 ・家庭菜園の実践 ・インターチェンジに近いことを利用	・農業活性化への支援(環境(体制)整備) ・新品種の開発 ・耕作放棄地対策(小水力発電の導入など) ・観光産業育成支援(グリーンツーリズムなど) ・週末農業のPR ・農地の貸出制度 ・若い人の参加を工夫(収入面) ・ホームページで観光農業をPR	農家の健全化 農産物のブランド化 ・梨 ・タケノコ ・ソバ(二期作) 観光産業への進出及び強化 週末農業への協力
周知・教育	地域全体の周知・教育を推進する ・まず現場を見る→話しあい ・お年寄りに活動していただく ・地元の自治会の有効活用 ・小中学校(P.T.A)の有効活用 ・市外との協力	里山条例の活用【県】 埋立条例の活用【市】 周辺自治体との協力	

【循環型社会分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別やごみ出しでは約束ごとをきちんと守る ・ごみ、リサイクル処理について学ぶ ・ごみの集積場の整理当番制をつくる(自治会) ・3R(減らす:Reduce、再利用:Reuse、リサイクル:Recycle)の推進、4Rへの移行(断る:Refuse) ・税金が真に市民のために使われているか注視する 	<p>市民へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの集積箱の設置を市が助成する ・回収不能票を見やすく、大きなものに変更 ・ごみ減量講習会で市民教育する ・粗大ごみのセンター搬入に際し、市民へしっかりと明示する ・市民の自主的活動を積極的に支援する。 ・(リサイクル率など)市民への情報開示 ・市民の関心・意識・苦情に適切に対応 <p>次期ごみ処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターの長期計画の情報及び責任の明確化 ・問題の先送りをしない ・税金を真に住民のためにつかう 	
	<p>市民と行政の協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所のパトロールの実施 ・事業所へのパトロールの実施 ・自治会、区単位の指導員の導入 		
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車のマナー向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが走りやすい道路づくり ・歩きやすい歩道及び自転車道の整備 ・(歩道にある)電柱の地中化 ・災害に強いまちづくり ・計画的な工事 	
		<p>行政と事業者の協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路への進入抑制 ・生活道路確保に関する協定の締結 	
生活環境		<ul style="list-style-type: none"> ・静かな住宅、教育環境の整備 ・航空機騒音問題の早期解決 ・バランスのとれた都市開発 ・騒音や地下水調査等、環境調査の実施及び公表 	
市民意識	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の責任ある行動 ・社会環境の変化に対応する市民の行動 ・市民オンブズマン・モニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民とのキャッチボール ・積極的な情報開示 ・市民全体からの意見聴取 	

4 四街道市環境基本条例

四街道市環境基本条例（平成9年9月29日条例第15号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等（第8条—第22条）
 - 第3章 地球環境保全の推進（第23条）
 - 第4章 環境の保全等の推進体制等（第24条・第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条** 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
 - 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
 - 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

- 第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにすることにより、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全等に関する市民の自主的かつ積極的な行動が更に促進されるよう、四街道市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、四街道市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ四街道市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全等に十分配慮しなければならない。

(地域の良好な環境の確保)

第10条 市は、健康で安全に暮らせる潤いのある都市空間の形成、地域の特性を活かした良好な景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する者が、当該計画の立案に当たって当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全等に適正な配慮がなされるよう、誘導する措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全等に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導し、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに自然環境の適正な保全及び整備並びに健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全等についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全等についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全等への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び監視等の実施)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、調査の充実を図るとともに必要な監視、測定及び検査の体制を整備し、その実施に努めるものとする。

(財政的措置)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策の推進について、必要な財政的措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全等の推進体制等

(環境の保全等の推進体制の整備)

第24条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全等を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 四街道市環境審議会

●環境審議会委員名簿●

氏名	所属・役職名
阿部 勲夫	公募委員
大瀬 敏昌	前社団法人千葉県産業廃棄物協会参事
大山 長七郎	環境省環境カウンセラー 千葉県地球温暖化防止活動推進員
岡部 隆男	印旛地域振興事務所地域環境保全課長
① 岡本 眞一	東京情報大学総合情報学部教授
加藤 和彦	千葉工業大学社会システム科学部准教授
喜多川 忍	公募委員
北田 博雄	千葉県浄化槽検査センター事務局長
鈴木 純子	一般財団法人千葉県環境財団
永澤 秀幸	公募委員
長谷部 新治	四街道市食品衛生組合理事
丸山 征一郎	公募委員
② 本橋 敬之助	財団法人印旛沼環境基金主任水質研究員 台湾国立台湾大学客員教授
山口 英毅	公募委員

(平成 26 年 2 月現在)

①会長 ②副会長

●環境審議会審議内容●

開催日時	審議内容等
平成 24 年度第 1 回環境審議会 平成 24 年 8 月 10 日 9:30~11:30	・第 2 次四街道市環境基本計画の策定について
平成 24 年度第 2 回環境審議会 平成 24 年 12 月 21 日 9:30~11:30	・四街道市における環境課題について
平成 24 年度第 3 回環境審議会 平成 25 年 3 月 22 日 10:00~11:30	・第 2 次四街道市環境基本計画(骨子案)について
平成 25 年度第 1 回環境審議会 平成 25 年 11 月 1 日 13:30~15:30	・第 2 次四街道市環境基本計画(素案)について
平成 25 年度第 2 回環境審議会 平成 26 年 1 月 16 日 10:00~12:00	・第 2 次四街道市環境基本計画(案)について (諮問)
平成 25 年度第 3 回環境審議会 平成 26 年 2 月 7 日 10:30~12:00	・第 2 次四街道市環境基本計画(案)について (答申)

● 諮問書 ●

環 第 663 号
平成 26 年 1 月 16 日

四街道市環境審議会
会長 岡本 眞一 様

四街道市長 佐 渡 斉

第二次四街道市環境基本計画について（諮問）

四街道市環境審議会条例（平成 3 年四街道市条例第 5 号）第 2 条及び四街道市環境基本条例（平成 9 年四街道市条例第 15 号）第 8 条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 第二次四街道市環境基本計画について

● 答申書 ●

平成 26 年 2 月 7 日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市環境審議会
会長 岡本 眞一

第二次四街道市環境基本計画について（答申）

平成 26 年 1 月 16 日付環第 663 号で本審議会が諮問を受けた、第二次四街道市環境基本計画について、市の状況と課題、市民、事業者の意見を考慮し、市の環境施策に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして審議してきました。

本計画（案）は、目標を確実に推進するための進行管理や、市民を交えた推進体制の整備、年次報告書の公表等を盛り込んだことは、評価すべきものであり、環境行政を総合的かつ計画的に推進する基本的計画として妥当であるとの結論に達しました。

よって、本諮問に対しては、別添の第二次四街道市環境基本計画（案）をもって答申します。

なお、計画推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮され、本計画の目指す「みどり都市が調和した心地よく暮らせるまち」の実現に向け、努力されることを望みます。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、市民・市民団体、事業者に対し十分な説明を行うとともに、市の具体的施策を実現するために、三社が一体で取り組むこと。
- 2 施策の目標値の達成に向け努力することはもとより、新たな事業メニューを柔軟に取り入れ、望ましい環境像の実現に努めること。

以上

6 用語集

用語	解説
あ	
悪臭	一般に人が不愉快に感じる臭いの総称で、環境基本法の典型7公害の1つに指定されています。悪臭防止法では事業活動に伴って発生する悪臭22物質の排出を規制しています。人によって感じ方が異なる感覚公害であり、発生源として畜産業、食品製造、化学工場などが挙げられます。
アメニティ	「快適さ」「感じの良さ」と訳されますが、「人間が生活していく上での快適さ」あるいは「快適な環境」の意味として使われています。人々の環境への意識の高まりにより、私たちを取り巻く環境が汚染されていないことだけでなく、より快適でゆとりのある環境が望まれるようになってきています。
エコカー	一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。
エコショップ	本市が「エコショップよつかいどう」として認定している循環型社会の形成を推進するために、ごみの減量化・リサイクルなど環境に配慮した活動に取り組んでいる市内の小売店を指します。
エコセメント	焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。
エコドライブ	自動車の使用時に急加速、急発進をしない、エンジンをかけっぱなしにしないなど、環境に負荷を与えない運転をすることです。
エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（略称：持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。
SPM（浮遊粒子状物質）	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下のものを言います。
NO ₂ （二酸化窒素）	1個の窒素原子（N）と2個の酸素原子（O）が結合して生成される気体。燃料等の燃焼により発生します。呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因等となるため大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。
MSDS	化学物質等安全データシート（Material Safety Data Sheet）の略で、事業者が化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。
温室効果ガス	大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄の6つを定義しています。
か	
外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物のことを指します。
カーシェアリング	自動車を複数の人で共同利用するしくみのことです。家計にも、地球環境にも、どちらにもメリットのある交通システムとして注目を集めています。京都議定書目標達成計画（平成17年閣議決定）においても、事業者によるカーシェアリングの実施等の主体的な取組を促進することが明記されています。
学校支援コーディネーター	学校支援ボランティアが教育活動を支援するため学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う地域のコーディネーターを指します。
学校支援地域本部事業	市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

用語	解説
か	
環境基準	環境基本法に「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められている基準、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について政府が定めています。
環境基本計画	環境基本法第15条の規定に基づき、「環境保全政策の総合的・計画的推進」を目的とした環境基本計画が平成6年12月に策定されました。この計画はわが国としては初めての国家レベルでの計画であり、環境行政の長期的な進め方を定めています。
環境教育・環境学習	教育・学習を通して人を取り巻く様々な環境と人間との関係を考え、関心・興味を持つことで、環境の保全・創造に参加する意識と問題解決の技能及び評価能力を身につけ、さらには適切な行動を起こすようにつなげることを目的としています。知識を得るだけでなく、野外に出て体験することなどに重点を置くことが大切です。
環境白書	地域の環境の状況と保全に関する問題と、それをとりまく状況などについてまとめたものです。
環境保全指導員 (四街道市)	四街道市環境保全指導員規程により配置される大気又は土壌の汚染等を未然に防止し、本市の快適な生活環境を保全するための指導員です。
環境類型	環境基本法に定める水質に係る環境基準では河川での水の利用目的などに応じて、AAからE類型を定めています。
観察モデル地区	里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。
グリーンコリド ー	「緑の回廊」とも呼びます。都市圏などで分断された野生生物の生息地間をつなぎ、主に動物種の移動を可能とすることで生物多様性を確保するための植物群落や水域の連なりを示す用語です。
光化学オキシダ ント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあります。
高度処理型合併 処理浄化槽	通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10型(放流水1Lあたりの総窒素濃度の日間平均値が10mg以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)や、NP型(放流水1Lあたりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)などがあります。本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。
ごみゼロ運動 (四街道市)	毎年5月と10月にごみの散乱防止と再資源化の啓発・促進を目的として、道路・歩道及び公共の場所に散乱した空き缶、空きビン、吸い殻及び紙くず等の一斉清掃を実施している地域の環境美化活動です。
さ	
再資源化	不要となった物を新たな製品の原料やエネルギーとして再利用することです。
再生可能エネル ギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど持続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことを指します。
里山	さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。
残土条例(四街 道市)	正式名称は「四街道市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」。埋め立てによる土地の改変などについて規定しています。
CO ₂ (二酸化炭素)	炭酸ガスとも言います。無色無臭の気体で水に溶けると弱い酸性を示します。直接健康への影響はありませんが、空気中の濃度が10%を超すと呼吸困難を招きます。大気中の二酸化炭素濃度は増加傾向にあり、地球温暖化への影響が問題となっています。化石燃料の大量消費や森林伐採などによるCO ₂ の増加が主原因です。
自然堤体	川岸に土を積み上げて築いた自然型の土手を指します。
市民提案手続き	市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

用語	解説
さ 市民農林業大学	本市が設けている農林業者を講師とした市民向けの農林業の講座です。最初は森林管理の講座から始め、その後田んぼ等に講座を広げていくプログラムになっています。
市民ファンド	地域の住民や企業の出資を得て設立される基金です。まちづくり、高齢者介護、学童保育など、その地域に必要なサービスを柔軟に提供するために設立されることが多いです。
省エネルギー	石油、ガス、電力などエネルギー資源の効率的利用を図ることです。
森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスタープラン）です。
水質汚濁	公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水質が、主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活など）によって損なわれる事やその状態を示します。
3R	Reduce（ごみを出さない）、Reuse（ごみを再利用する）、Recycle（再資源化）の頭文字をとって3Rと言います。
生態系	ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。
生物多様性	地球上には約3,000万種とも言われる多くの生物が生きています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性と言います。
潜在自然植生	伐採・植林・放牧・汚染など、人間の影響を一切停止したとき、生じると判定されるその土地の元々の植生のことです。
創エネルギー	省エネルギーに変わる言葉として、各家庭においてエネルギーを節約（省エネルギー）するだけでなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方です。特に、クリーンエネルギー（再生可能エネルギー）が代表的で、特に家庭部門におけるエネルギーの創出がテーマとなっています。
ソーシャルネットワークワーキングサービス	SNSと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのことです。
た 太陽熱エネルギー	太陽光のエネルギーが熱に変換された状態、もしくは熱の形を經由する太陽エネルギーの利用形態の総称です。再生可能エネルギーの一種であり、蓄熱が比較的容易なため、利用形態が多様なのが特徴です。
地域グリーンニューディール基金（千葉県）	国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成21年から平成23年まで千葉県に設置された基金です。
地域コーディネーター	市の政策課題、市内の地域課題等の解決に向けた取り組みを形にするため、地域づくりを担う主体同士が情報交換・交流できるような機会を創ることや市内・市外の地域づくり情報の収集と提供を行うこと、地域づくりを担う主体の相談に応じることを目的としており、みんなで地域づくりセンターに常駐しています。
地下浸透マス	住宅地などに降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。
地球温暖化	地球の温度は太陽から受ける熱と宇宙へ放出する熱との収支によって決まりますが、人間の様々な活動により生成された温室効果ガスが大気中に増加したことで放出される熱が減少した結果、気温が上昇する現象です。温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。地球温暖化に伴い、海面上昇、気候変動が起こり、地球環境に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。
地産地消	地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組です。

用語	解説
た	<p>低炭素社会 地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会を指します。</p> <p>都市計画道路 都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の4種類があります。</p>
な	<p>認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人を示します。認定されると、融資や税制面での支援を受けることが出来ます。</p> <p>農業振興地域整備計画 農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のことです。</p> <p>野焼き 畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。</p>
は	<p>バイオ燃料 生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用した燃料のことを示します。石油のような枯渇性資源を代替し得る非枯渇性資源として注目されている他、二酸化炭素（CO₂）の総排出量が少ないと言われていることから、主に自動車や航空機を動かす石油燃料の代替物として注目されています。</p> <p>バイオマスエネルギー エネルギー利用やマテリアル利用ができる程度にまとまった生物起源による物質と言う意味の「バイオマス」から得られるエネルギーのことです。バイオマスを化石系燃料に代替させることによって、地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素の発生量を抑制することができることから、地球温暖化防止対策の有効な手段の一つとされています。</p> <p>花と緑の基金 「四街道市花と緑の基金の設置、管理及び処分に関する条例」の規定により市民と行政が一体となった花と緑の緑化事業を推進し、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを実現するために定められた基金で、道路、公園、学校等公共の用に供する土地に面した生垣を新たに設置する場合、及びブロック塀、石塀などや板塀、フェンスを壊して生垣を設置する場合に補助金を交付して、緑の多い災害に強いまちづくりを奨励しています。</p> <p>バリアフリー 障害者や高齢者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くための施策を意味します。入口の段差を無くした建物など具体的に障害を取り除いた事物及び状態を示す場合もあります。</p> <p>BOD Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量が大きいほど水質汚濁が著しいとされます。</p> <p>ビオトープ 生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味しています。</p> <p>PDCAサイクル 計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルを繰り返すことによって、自らの継続的な改善を図り、取り組んでいる事柄についての進捗を管理・推進する方法です。</p> <p>ファーマーズマーケット 地域の生産者農家が複数軒集まって、自分で生産した農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場を指します。</p> <p>不法投棄等監視員（四街道市） 四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱の規定により設置される、市内における土砂等の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するための監視員です。</p> <p>不法ヤード 各種法令に違反して敷地を塀で囲った場内で自動車の解体作業などを行う施設のことを指します。</p>
ま	<p>緑の基本計画 都市緑地法第4条に規定されている、自治体の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定め、みどりに関する基本的な考え方を示すための計画です。</p> <p>みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道） 特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。</p>
や	<p>谷津田 台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地（谷津）の低地を利用した水田のことを指します。</p>

用 語		解 説
ら	リサイクル率	市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。
	リターナブル容器	飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。



第二次四街道市環境基本計画(平成 26 年 6 月)

(発行・編集) 四街道市環境政策課

四街道市鹿渡無番地 電話 043-421-6131

第2次四街道市環境基本計画
中間年の見直し

平成31年3月
四街道市

目 次

1	見直しの趣旨	1
2	見直しの概要	1
3	目標値の見直しについて	1
(1)	高度処理型合併処理浄化槽補助件数	2
(2)	都市公園の市民一人当たりの面積	3
(3)	放置自転車等撤去台数	3
(4)	バリアフリー化した歩道整備箇所数	4
(5)	下水道整備率	4
(6)	1人1日当たりごみ排出量	5
(7)	リサイクル率	6
(8)	住宅用省エネルギー設備等設置件数	7
(9)	小規模雨水利用設備設置件数	8
(10)	市内循環バス「ヨッピー」の利用者数	8
(11)	認定農業者の認定数	9
(12)	市民農園の利用率	9
(13)	環境家計簿取組報告世帯数	10
(14)	ごみゼロ運動の参加人数	10
4	見直し後の目標値について（まとめ）	11

1 見直しの趣旨

市では、四街道市環境基本条例第8条の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画として、平成26年6月に「第2次四街道市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間としており、策定から4年が経過し、社会的状況が変化の中で本計画の取組に係る状況も変化してきました。そのため、評価指標の一部の項目については、当初計画されていた目標値と実績値との間に乖離が生じはじめています。

こうした状況変化を踏まえ、本計画をより実情に即したものとして、今後の取組を進められるようにするため、この度、本計画の一部見直しを行うこととしました。

2 見直しの概要

今回の見直しでは、第2次四街道市環境基本計画書の59ページに掲載する「主な施策の指標及び数値目標」に定める「中間目標（平成30年度末）」及び「目標（平成35年度末）」の値について、見直しを行いました。

見直しに当たっては、目標値の算出基礎となる取組の進捗実績や実態把握を行うとともに、四街道市総合計画後期基本計画をはじめ他の計画における評価指標との整合を図りながら、調整を行いました。

3 目標値の見直しについて

目標値の見直しは、対象となる評価指標の所管課に対し、見直し実施の有無について照会を行い、見直し実施の必要性について検討しました。

その結果、14の評価指標のうち9の評価指標を見直すかたちとなりました。

※評価指標とは、環境基本計画中に定める92の施策のうち、明確な目標値の設定が可能なもので、実績値との比較により達成評価を行うことができる施策のことをいいます。

(1) 高度処理型合併処理浄化槽補助件数

高度処理型合併処理浄化槽補助金については、過年度の補助実績から年間20件程度の申請があるものとして見込み、当初の目標値を設定しました。

なお、補助目的の適正性を考慮し、26年度から「新規の設置」に関して補助対象外としました。

そのため、補助対象者が限定されたことで申請数も減少し、補助実績としては、26年度が5件、27年度が3件、28年度が6件、29年度が4件となっており、年間平均5件程度となっています。

この実績から、今後は当初目標値のような増加が見込めないものと判断し、30年度及び35年度の目標値について、年間5件程度の申請があるものとして見直しを行いました。

高度処理型合併処理浄化槽補助件数（累計）

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29		H30	H35
当初目標値	160 (20)	180 (20)	200 (20)	220 (20)	…	240	340
実績値	145 (5)	148 (3)	154 (6)	158 (4)		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	未達成	未達成	未達成	未達成		160	185

※表中の「（）括弧内」は、単年度の値を表します。（以降同じ。）

(2) 都市公園の市民一人当たりの面積

都市公園の市民一人当たりの面積については、2025年までを計画目標年次として策定された「四街道市みどりの基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定しました。

なお、現在のところ、同計画において目標値の修正がなされていないこと。

また、実績値については目標値を下回る状況が続いているものの、市内の都市公園は増加傾向にあることから、今回の見直しでは、目標値の変更を行わないこととしました。

都市公園の市民一人当たりの面積（累計）

（単位：㎡/人）

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	7.8	8.0	8.3	8.6		8.9	9.0
実績値	7.2	7.2	7.2	7.3		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	未達成	未達成	未達成	未達成		変更なし	変更なし

(3) 放置自転車等撤去台数

放置自転車等撤去台数については、「四街道市総合計画前期基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定したものであり、放置自転車を少なくするための取組であることから、単年度ごとに放置自転車撤去台数を減らすかたちの目標となっています。

なお、実績値に関しては、当初より目標を達成している状況にあり、現在策定中の「四街道市総合計画後期基本計画」において目標値が再設定されることから、これとの整合を図るため、35年度の目標値について見直しを行いました。

放置自転車等撤去台数（単年度）

（単位：台）

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	1,088	1,066	1,044	1,022		1,000	1,000
実績値	1,035	757	732	725		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	達成	達成	達成	達成		変更なし	700

(4) バリアフリー化した歩道整備箇所数

バリアフリー化歩道整備箇所数については、「四街道市総合計画前期基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定しました。

なお、実績値に関しては、26年度までみそら団地の歩道を整備し、27年度からは千代田団地の幹線道路交差点部を整備していますが、当該交差点部の整備面積の大きさの影響から、28年度以降は目標値を下回る状況が続いています。

そのため、現在策定中の「四街道市総合計画後期基本計画」において目標値が再設定されることから、これとの整合を図るため、30年度及び35年度の目標値について見直しを行いました。

バリアフリー化した歩道整備箇所数（累計）

（単位：箇所）

	H26	H27	H28	H29		H30	H35
当初目標値	154	166	180	194	…	207	287
実績値	157	166 (9)	170 (4)	174 (4)		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	達成	達成	未達成	未達成		182	202

(5) 下水道整備率

下水道整備率については、「四街道市総合計画前期基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定しました。

なお、下水道整備率においては88.6%に達する一方で、初期に埋設した管渠については50年を経過しており、他の管渠も含めて老朽化が進んでいます。

そのため、今後は計画的な維持管理を行うべく管路施設の更新計画を策定し、関連工事を重点的に実施していくことから、31年度以降の目標値については、削除することとしました。

下水道整備率（累計）

（単位：％）

	H26	H27	H28	H29		H30	H35
当初目標値	85.9	87.1	88.4	89.6	…	90.8	90.8
実績値	85.5	86.3	88.6	88.6		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	未達成	未達成	達成	未達成		変更 なし	(削除)

(6) 1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量については、「四街道市一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定したのですが、平成28年8月に同計画が新たに策定され、目標値が再設定されています。

そのため、30年度及び35年度の目標値については、再設定された目標値との整合を図るものですが、ごみの排出量は年々減少しており、実績値に関しては既に30年度の目標値を達成している状況にあることから、30年度の目標値についてのみ29年度の実績値をもとに見直しを行いました。

1人1日当たりごみ排出量（単年度）

（単位：g/人・日）

	H26	H27	H28	H29	...	H30	H35
当初目標値	853	842	831	820		809	809
一般廃棄物処理 基本計画目標値						841	793
実績値	842	829	825	798		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	達成	達成	達成	達成		798	793

(7) リサイクル率

リサイクル率については、「四街道市一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定したのですが、平成28年8月に同計画が新たに策定され、目標値が再設定されております。

この再設定された目標値は、近年のデジタル化・ペーパーレス化といった社会的変化を背景に、新聞や古紙などの資源化物の排出量の減少及びその割合として算出されるリサイクル率の低下を踏まえた現実的な数値であることから、これとの整合を図るため、30年度及び35年度の目標値について見直しを行いました。

リサイクル率（単年度）

（単位：％）

	H26	H27	H28	H29	...	H30	H35
当初目標値	28.8	30.8	32.7	34.7		36.6	36.6
一般廃棄物処理基本計画における予測値						24.5	26.4
実績値	24.1	23.4	22.6	22.3		-	-
進捗状況の評価と新たな目標値	未達成	未達成	未達成	未達成		24.5	26.4

(8) 住宅用省エネルギー設備等設置件数

住宅用省エネルギー設備等設置件数については、過年度の補助実績から年間125件程度の申請があるものとして見込み、当初の目標値を設定しました。

なお、本事業は県の補助事業であるため、補助対象の要件については県のそれに準拠したものとなっており、29年度から県が「新築住宅における太陽光発電システムの設置」に関して補助対象外としたため、市も同様に見直しを行いました。

そのため、補助対象者が限定されたことで申請数も減少し、29年度の実績は年間53件となっています。

この実績から、今後は当初目標値のような増加が見込めないものと判断し、30年度及び35年度の目標値については、年間50件程度の申請があるものとして見直しを行いました。

住宅用省エネルギー設備等設置件数（累計）

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29		H30	H35
当初目標値	400 (125)	525 (125)	650 (125)	775 (125)	…	900	1,525
実績値	463 (173)	608 (145)	774 (166)	827 (53)		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	達成	達成	達成	達成		875	1,125

(資料) 補助件数内訳

（単位：件）

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
太陽光	58	111	110	154	115	126	11
燃料電池			10	15	20	17	20
蓄電池			1	4	10	23	22
V2H			0	0	0	0	
合計	58	111	121	173	145	166	53

※表中の項目はそれぞれ「太陽光：住宅用太陽光発電設備」、「燃料電池：家庭用燃料電池システム（エネファーム）」、「蓄電池：定置用リチウムイオン蓄電システム」、「V2H：電気自動車充電設備」の補助件数を意味します。

(9) 小規模雨水利用設備設置件数

小規模雨水利用設備設置件数については、過年度実績から年間25件程度の申請があるものとして見込み、当初の目標値を設定しました。

なお、実績値に関しては、近年大幅に減少しており、理由としてある程度の設置が進んだことに加え、雨水の利用用途の少ない宅地が増加傾向にあると考えられるため補助制度としては一定の役割を果たしたものと判断できることから、30年度をもって本事業を終了することとしました。

このため、31年度以降の目標値については、削除することとしました。

小規模雨水利用設備設置件数（累計）

（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	95 (25)	120 (25)	145 (25)	170 (25)		195	320
実績値	84 (12)	99 (15)	110 (11)	112 (2)		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	達成	未達成	未達成	未達成		変更 なし	(削除)

(10) 市内循環バス「ヨッピー」の利用者数

市内循環バス「ヨッピー」の利用者数については、「四街道市総合計画前期基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定しました。

なお、実績値に関して、29年度では目標値を達成したものの、それ以前は目標値を下回る状況が続いており、利用者数の増加が一時的なものであるか否かの判別ができないことから、今回の見直しでは、目標値の変更を行わないこととしました。

市内循環バス「ヨッピー」の利用者数（単年度）

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	82,000	82,000	82,000	82,000		82,000	82,000
実績値	74,356	79,260	81,515	86,262		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	未達成	未達成	未達成	達成		変更 なし	変更 なし

(11) 認定農業者の認定数

認定農業者の認定数については、「四街道市総合計画前期基本計画」に定める目標値に合わせて当初の目標値を設定しました。

なお、同計画では認定農業者でなくなった者について、実績値に含めないようにするため、累積算定ではなく単年度ごとに目標値を設定していることから、同計画との整合を図るため、単年度ごとの目標値に見直しを行いました。

認定農業者の認定数

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値 (累計)	22	23	24	24		25	30
実績値 (累計)	28	34	36	36		-	-
進捗状況の評価	達成	達成	達成	達成		-	-
実績値 (単年度)	28	31	32	29		-	-
新たな目標値 (単年度)						変更なし	35

(12) 市民農園の利用率

市民農園の利用率については、過年度の利用率から年間プラス1%程度での推移があるものとして見込み、当初の目標値を設定しました。

なお、実績値に関しては、目標値を下回る状況が続いていますが、市民農園の区画数の見直しやホームページ等での広報といった取組を進めているところであることから、今回の見直しでは、目標値の変更を行わないこととしました。

市民農園の利用率（累計）

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	82	83	84	84		85	90
実績値	71	75	59	74		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	未達成	未達成	未達成	未達成		変更なし	変更なし

(13) 環境家計簿取組報告世帯数

環境家計簿取組報告世帯数については、新たな施策としての取組であるため予測的に当初の目標値を設定しました。

しかしながら、計画開始時点において市の環境家計簿の様式が定まっておらず、取組開始が28年度からと遅れたため、目標値を下回る状況が続いています。

今後、目標値の達成に向けた取組を進めることにより、どの程度の実績値が得られるか現時点では判断できないことから、今回の見直しでは、目標値の変更を行わないこととしました。

環境家計簿取組報告世帯数（累計）

（単位：世帯）

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	50	75	100	125		150	300
実績値	未実施	未実施	1	2		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	未達成	未達成	未達成	未達成		変更 なし	変更 なし

(14) ごみゼロ運動の参加人数

ごみゼロ運動の参加人数については、過年度の参加人数から年間50人程度の増加があるものとして見込み、当初の目標値を設定しました。

なお、実績値に関しては、年度によって多少の変動はあるものの、概ね目標値に近い数値で推移していることから、今回の見直しでは、目標値の変更を行わないこととしました。

ごみゼロ運動の参加人数（単年度）※1回あたり

（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	…	H30	H35
当初目標値	6,117	6,175	6,233	6,291		6,350	6,700
実績値	6,725	6,425	6,010	7,416		-	-
進捗状況の評価 と新たな目標値	達成	達成	未達成	達成		変更 なし	変更 なし

4 見直し後の目標値について（まとめ）

各評価指標の見直し前後の中間目標値及び目標値は、それぞれ次のとおりです。

評価指標	当初目標値		新たな目標値	
	中間目標 30年度末	目標 35年度末	中間目標 30年度末	目標 35年度末
高度処理型合併処理浄化槽 補助件数（累計）	240件	340件	160件	185件
都市公園の市民一人当たりの 面積（累計）	8.9㎡/人	9.0㎡/人	変更なし	
放置自転車等撤去台数 （単年度）	1,000台	1,000台	変更なし	700台
バリアフリー化した歩道整備 箇所数（累計）	207箇所	287箇所	182箇所	202箇所
下水道整備率（累計）	90.8%	90.8%	変更なし	（削除）
1人1日当たりごみ排出量 （単年度）	809 (g/人・日)	809 (g/人・日)	798 (g/人・日)	793 (g/人・日)
リサイクル率（単年度）	36.6%	36.6%	24.5%	26.4%
住宅用省エネルギー設備等 設置件数（累計）	900件	1,525件	875件	1,125件
小規模雨水利用設備設置 件数（累計）	195件	320件	変更なし	（削除）
市内循環バス「ヨッピー」 の利用者数（単年度）	82,000人	82,000人	変更なし	
認定農業者の認定数 （単年度）	25件 （累計）	30件 （累計）	変更なし	35件
市民農園の利用率（累計）	85%	90%	変更なし	
環境家計簿取組報告世帯数 （累計）	150世帯	300世帯	変更なし	
ごみゼロ運動の参加人数 （単年度）※1回あたり	6,350人	6,700人	変更なし	



第2次四街道市環境基本計画(平成31年3月改定)
(発行・編集) 四街道市環境政策課
四街道市鹿渡無番地 電話043-421-6131